



長生き支援終身^[無配当]

低解約返戻金型終身介護保険

申込日・契約日が2013年4月2日以降のご契約用



■この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらを記載しております。

ご一読され、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存され、ご活用ください。

どんなことが書いてあるのかな？



■内容は次の部分に分かれています。

契 約 概 要

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

注 意 喚 起 情 報

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しております。

『契約概要』『注意喚起情報』につきましては、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご 契 約 の し お り

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、『普通保険約款』と『特約条項』があります。

契約概要

契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり」、「約款」に記載しておりますのでご確認ください。

2013.4
新設

長生き支援終身^{〔無配当〕}

低解約返戻金型終身介護保険

この保険の特長と仕組

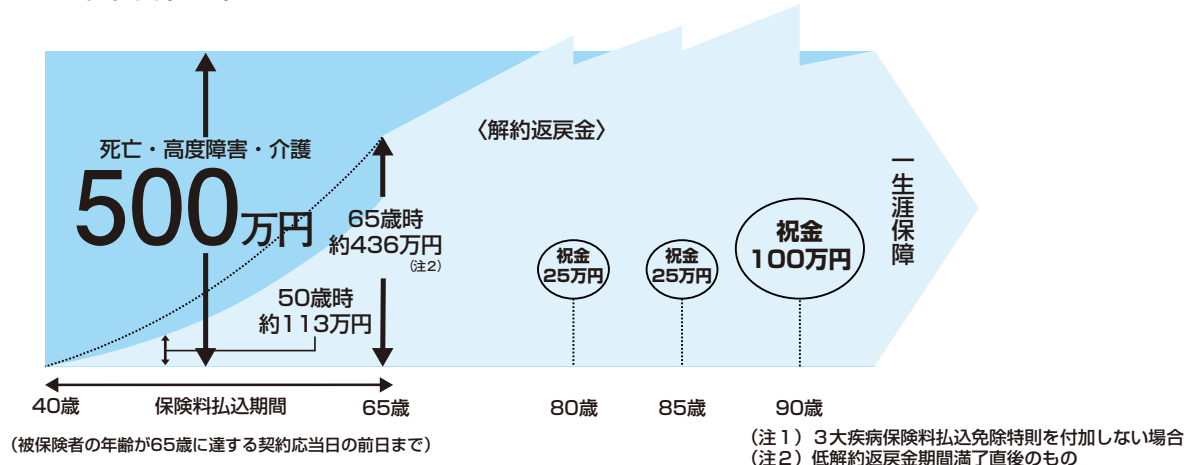
特長 この保険は万一の保障、介護保障を終身にわたり確保できる保険です。また、保険金を受け取ることなく所定の年齢の年単位の契約応当日を迎えたときに健康祝金を受け取ることができます。

ご契約例 (計算基準日：平成25年4月2日)

ご契約年齢：40歳(男性)
保険金額：500万円
健康祝金：80歳 25万円
支払金額 85歳 25万円
90歳 100万円
保険期間：終身
保険料払込方法：月払(口座振替扱)
保険料払込期間：65歳まで

低解約返戻金期間：ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
低解約返戻金割合：70%
月払保険料(口座振替扱)
3 大疾病保険料払込免除特則を付加した場合：15,445円
3 大疾病保険料払込免除特則を付加しない場合：14,850円

<仕組図(注1)>



保険金などのお支払い

被保険者が死亡、所定の高度障害状態もしくは所定の要介護状態（公的介護保険制度の要介護2以上の認定を含みます。）になられた場合に保険金をお支払いいたします。
また、保険金をお支払いすることなく被保険者が所定の年齢の年単位の契約応当日を迎えたときに健康祝金をお支払いいたします。

解約返戻金

解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。ご契約を途中でやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。

「低解約返戻金期間」の解約返戻金は、健康祝金部分の解約返戻金を除き、解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金の70%となります。

契約者配当

この保険には契約者配当金はありません。

お支払事由の概要・保険金額等

この保険で支払われる保険金等および付加できる特約は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり」、「約款」に記載しておりますのでご確認ください。

保険金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額等
死亡保険金	死亡したとき	保険金額 ^(※1)
高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
介護保険金	次の①②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ^(※2) ②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと医師によって診断確定されたとき	
健康祝金	死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金をお支払いすることなく、80歳・85歳・90歳に到達する年単位の契約当日に生存しているとき	80歳：保険金額の5% 85歳：保険金額の5% 90歳：保険金額の20%

付加できる特約	お支払事由の概要	お支払いする保険金
リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるとき ^(※3)	特定状態保険金
指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

<保険料の払込免除について>

つぎの場合、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき
- 3大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合で、悪性新生物(がん)^(※4)、急性心筋梗塞、脳卒中の所定の疾病状態になられたとき^(※5)

(※1) 保険金額が解約返戻金額を下まわる場合は解約返戻金額と同額とします。

(※2) この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由の変更を行うことがあります。

(※3) 日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師にご記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が行います。また、特定状態保険金のご請求額は、ご契約の保険金額以内かつ被保険者お1人について3,000万円以内(他の保険契約と合算します。)となります。

(※4) 「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象になりません。

(※5) 責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始日前を含みます。)に悪性新生物(がん)^(※4)に罹患したときは、保険料の払込免除はいたしません。また、その後新たに悪性新生物(がん)^(※4)に罹患したと診断確定されても保険料の払込免除はいたしません。急性心筋梗塞は初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続していると医師によって診断されたとき、脳卒中は初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症および労働の制限を必要とする状態のいずれかが継続していると医師によって診断されたときに、保険料の払込免除をいたします。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消の場合、不法取得目的によるご契約の無効の場合等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。なお、所定の高度障害状態に該当し高度障害保険金が支払われた場合および所定の要介護状態(公的介護保険制度の要介護2以上の認定を含みます。)に該当し介護保険金支払われた場合は、ご契約は消滅し、以後の保険金・給付金等のお支払いはありません。
- この保険の主契約および特約につきましては、契約者配当金はありません。
- 実際のご契約内容(保険金額・保険料など)につきましては、申込書の該当箇所をご参照ください。

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望の窓口について

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、当社総合カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申し込みの手続きに関しましては、当社の代理店・取扱者までご相談をお願いいたします。

総合カスタマーセンター ☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00、土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
 - ・(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス; <http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都中央区銀座5-3-16〒104-0061

URL:<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>

総合カスタマーセンター

☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00

土曜 9:00~17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)



TOKIO MARINE
NICHIDO

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり」、「約款」に記載していますのでご確認ください。



1

お申込みの撤回やご契約の解除
(クーリング・オフ)ができます

- ◆お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料相当額の領収日**」のいずれか遅い日から(「責任開始期に関する特約」を付加したご契約をお申し込みいただいた場合は、「**ご契約のお申込日**」から)、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。詳しくは、「ご契約のしおり(ご契約に際して)」**“3. クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)”**をご覧ください。

2

最近の健康状態・職業等について
ありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

どうして、告知が必要なのかな？



- ・生命保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性は保たれません。
- ・ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ。)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- ・診査を行うご契約の場合(医師扱)には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴等についておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえ、自署欄にご署名ください。

ご注意

- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)、生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等がある方への引受対応(特別条件付引受)について

過去に傷病歴がある場合、どのような取扱いになるのかな？



- ・当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行うことがあります。傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。(お引き受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。)

<傷病歴・通院事実等を告知された場合>

- ・所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ・ご契約の引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

1

無条件でご契約をお引き受けさせていただきます

2

特別な条件付(保険料の割増、保険金の削減等)のうえでご契約をお引き受けさせていただきます

3

今回のご契約はお断りさせていただきます

もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

告知義務違反になると、どうなるの？

- ・告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は、復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ・責任開始日または復活日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。
- ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。(ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いし、または保険料のお払込みを免除することがあります。)この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。



上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、どんな場合？

- ・例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。
- ・この場合、
 - ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
 - ・また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。



「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たにご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。

どんな点に、気をつければ良いのかな？



- ・一般の契約と同様に告知義務があります。
- ・「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たにご契約」の場合は、「新たにご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺による契約の取消の規定等についても、新たにご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たにご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために、上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

ご契約の内容などについて、ご確認させていただく場合があります。

- ・当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

保障は第1回保険料相当額のお払込み方法に応じ、 所定の手続きが完了した時から開始します



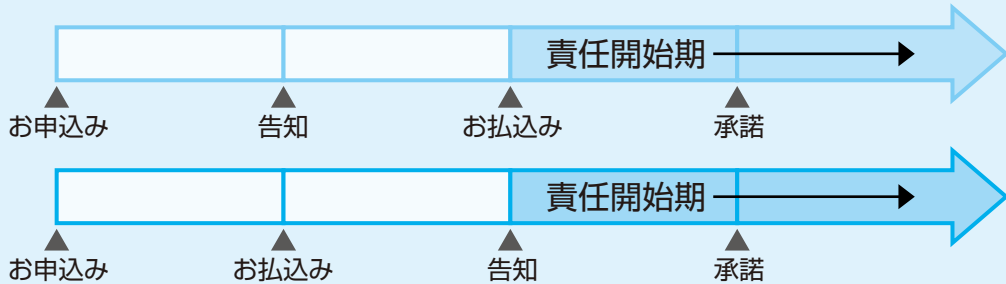
◆「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約の場合

(第1回保険料相当額を口座振替以外でお払い込みいただく場合)

お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、「告知の時」または「第1回保険料相当額のお払込み(※)が完了した時」のいずれか遅い時から、当社にご契約上の責任を負います。

(※)第1回保険料をクレジットカードによりお払込みされた場合は、「第1回保険料相当額のお払込み」を「当社によるクレジットカードの有効性等の確認」に読み替えます。

責任開始期の例示(「責任開始期に関する特約」を付加しない場合)



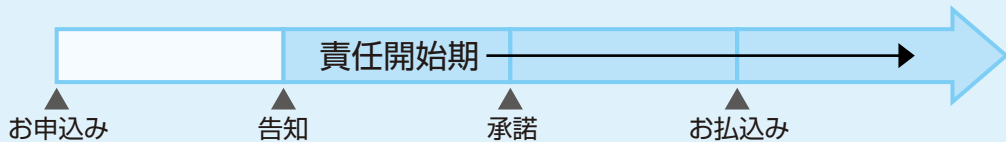
◆「責任開始期に関する特約」を付加するご契約の場合

(第1回保険料相当額を口座振替でお払い込みいただく場合)

お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、「ご契約のお申込みを受けた時」(※)または「告知の時」のいずれか遅い時から、当社にご契約上の責任を負います。

(※)「ご契約のお申込みを受けた時」とは、「当社または当社の取扱者/代理店が申込書を受領した日」をいいます。

責任開始期の例示(「責任開始期に関する特約」を付加した場合)



- ◆当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご注意

3大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始日前を含みます。)に約款所定の悪性新生物(がん)に罹患したときは、保険料払込免除の対象とはなりませんのでご注意ください。

4

保険金・給付金等がお支払いできない場合や、 保険料のお払込みの免除がされない場合があります



◆ 次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。


- ・ 免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または保険金・給付金受取人等が、故意に被保険者を死亡させた場合など)
- ・ 疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合(約款に特に定めがない限り、原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には、お支払事由に該当いたしません。)
- ・ ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人の詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合
- ・ 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
- ・ 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- ・ 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- ・ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

5

保険金・給付金等の請求の際は すみやかに当社にご連絡ください



- ◆ お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり」、「約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- ◆ お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

**保険金請求の
お問い合わせ先**
保険金請求受付専用ダイヤル
受付時間 平日 9:00~18:00
土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

0120-536-338

- ◆ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆ 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆ 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

※詳しくは「ご契約のしおり」、「約款」でご確認ください。



ご注意

保険料の払込免除(3大疾病保険料払込免除特則による保険料の払込免除を含みます。)についても、ご契約者がご請求できない特別の事情がある場合、指定代理請求人がご請求することができます。

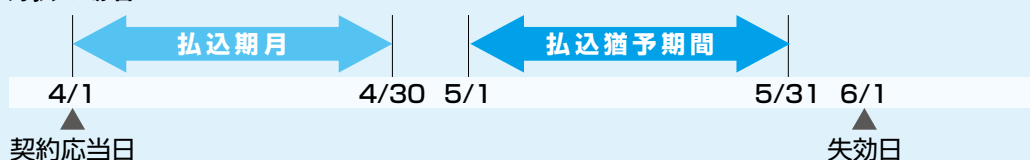


- ◆保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けております。
- ◆保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。

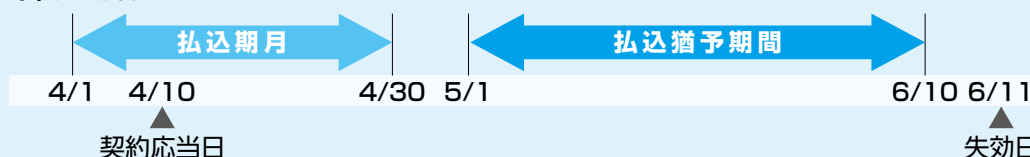
	払込期月	払込猶予期間
月払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで(ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日まで)

払込期月と払込猶予期間

(1) 月払の場合



(2) 年払の場合



- ◆払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は失効(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなる)となります。ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、保険契約者から特に反対のお申出がない限り当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。立替利息は当社所定の利率で計算します。
- ◆なお、いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知(ご契約によっては診査)と、失効している期間の保険料のお払い込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。
- ◆ご契約の復活を当社が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払い込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

7

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の 第1回保険料は、払込期間内に当社へお払い込みください



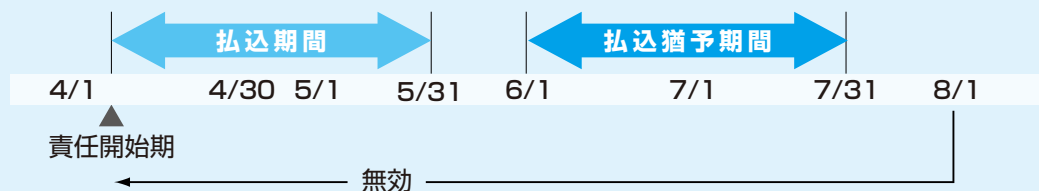
- ◆ 払込期間中にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けております。
- ◆ 第1回保険料の払込期間および払込猶予期間は次のようになります。

	払込期間 (保険料をお払いいただく期間)	払込猶予期間
月払	主契約の責任開始日 ^(※) からその翌月末日まで	払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで
年払	主契約の責任開始日 ^(※) からその翌年末日まで	払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

(※)責任開始日とは、責任開始期の属する日をいいます。

- ◆ 払込猶予期間内に第1回保険料のお払い込みがない場合、ご契約は無効となります。(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。)なお、ご契約の復活のお取り扱いはありません。

払込期間と払込猶予期間(月払・年払の場合)



8

解約の際にはご注意ください



- ◆ お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めて払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆ 解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

ご注意

- 長生き支援終身(低解約返戻金型終身介護保険)には、その期間中の解約返戻金を低く設定している低解約返戻金期間があります。低解約返戻金期間中は、健康祝金部分の解約返戻金を除き、解約返戻金部分に低解約返戻金割合が設定されます。

9

生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります



- ◆ 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ◆ 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

10

ご契約の乗換えはお客様にとって不利益になることがあります



- ◆ 保険契約の乗換え（現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと）をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- ・解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- ・新たにお申込みの保険契約について、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。（保険種類によっては、告知義務がない場合があります。）
- また、新たにお申込みの保険契約の責任開始期を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たにお申込みの保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- ・新たにお申込みの保険契約について、責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じた病気やケガの場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。（解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。）
- ・新たにお申込みの保険契約が、がんを保障する主契約・特約の場合、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。（例えば、乗換えで新たにお申込みの保険契約が「がん治療支援保険」の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されます。）
- ・新たにお申込みの保険契約について、お引受け条件は現在の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。

生命保険に関する ご相談・ご意見・ご要望の窓口は？



- ◆当社の生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する照会等につきましては、当社総合カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申し込みの手続きに関しましては、当社の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

お問い合わせ先 **総合カスタマーセンター** 受付時間 平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
 **0120-016-234** (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- ◆(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>

- ◆また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



◆保険金の請求について

この保険では、健康祝金のお支払事由に該当する日(80歳、85歳、90歳に到達する年単位の契約応当日)より前の一定の期間、解約返戻金額が保険証券記載の保険金額を上まわる期間があります。

- この期間内に保険金のお支払事由が生じた場合は、解約返戻金と同額の保険金をお支払いします。
- 解約返戻金額は、ご契約日からの経過月数等によって異なりますので、保険金をご請求いただく場合、以下の点にご注意ください。

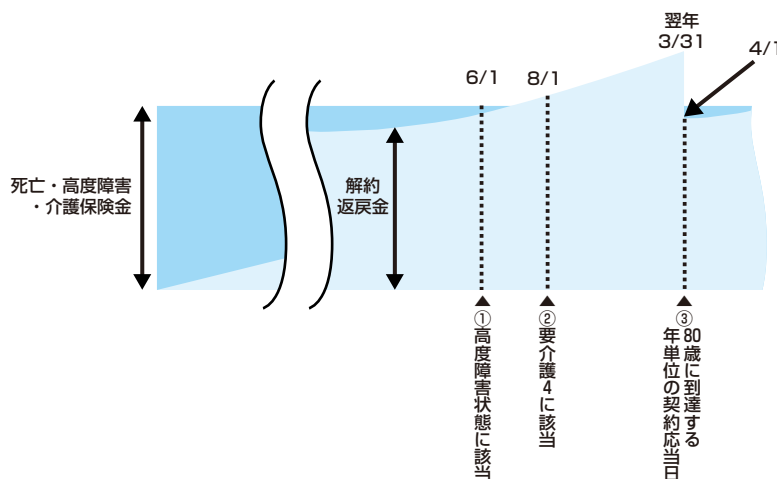
- 高度障害保険金と介護保険金の双方のお支払事由に該当している場合、それぞれのお支払事由に該当した日により、お受け取りいただける額が異なることがあります。
- 高度障害保険金または介護保険金のそれぞれのお支払事由に該当した日と解約日が異なる場合、保険契約を解約した方がお受け取りいただける額が大きくなる場合があります。^(※1)

(※1) この場合でも、高度障害保険金または介護保険金と解約返戻金では税法上の取扱いが異なりますので、税引き後の受取額は、解約された場合の方が少なくなることがあります。また、高度障害保険金または介護保険金の受取人は被保険者、解約返戻金の受取人は保険契約者となります^(※2)。

(※2) その他の方がご請求いただける場合については、「ご契約のしおり」P. 23、P. 40およびP. 58をご参照ください。

(例)くも膜下出血により左半身不随となり、

- ①2041年6月1日に約款所定の高度障害状態に該当した。
- ②2041年8月1日に公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護4に該当していると認定された。
- ③2042年4月1日に被保険者が80歳に到達する年単位の契約応当日を迎えた。



- ・高度障害保険金を請求された場合、保険金のお支払額は①時点の保険金額となります。
- ・介護保険金を請求された場合、②時点では解約返戻金額が保険金額を上まわっているため、解約返戻金相当額を保険金としてお支払いしますので、この例では高度障害保険金を請求されるよりもお受け取りいただける金額(介護保険金額)が大きくなります。
- ・高度障害保険金または介護保険金を請求せずに、②時点と③時点の間の期間中(2041年8月1日～2042年3月31日まで)に解約された場合は、この例では高度障害保険金または介護保険金を請求されるよりもお受け取りいただける金額(解約返戻金額)が大きくなります。ただし、高度障害保険金または介護保険金と解約返戻金では税法上の取扱いが異なりますのでご注意ください。

◆介護保険金のお支払事由の変更について

この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由の変更を行うことがあります。

この場合、当社は変更日の2ヶ月前までに保険契約者にその旨を通知します。

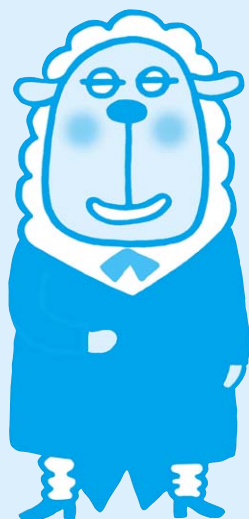
ご契約のしおり・約款

〈ご契約のしおり〉

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

〈約款〉

ご契約についてのとりきめを、くわしく説明しています。ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。



■ 目的別 目次

■ ご契約に際して

いつから保障が
開始するのを知りたい。



お申込み

保障の責任開始期



19

ページ

申込みを撤回したい。



お申込み

クーリング・オフ制度

(お申込みの撤回またはご契約の解除)



17

ページ

告知義務に
ついて知りたい。



お申込み

健康状態・職業などの
告知について



18

ページ

保険用語の意味
を知りたい。



保険用語

主な保険用語のご説明

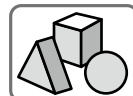


8

ページ

■ 保険の特長やしぐみについて

この保険の特長や
しぐみを知りたい。



特長・しぐみ

長生き支援終身について



22

ページ

特約について
知りたい。



特長・しぐみ

特約について

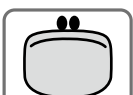


25

ページ

■ 保険料について

保険料の
払込方法を変えたい。



保険料

保険料の払込方法(経路)
について



46

ページ

保険料払込みの猶予
期間について知りたい。
保険料の負担を
減らしたい。



保険料

ご契約の効力がなくなる場合(失効)について

▶ 49ページ

保険料のお払込みが困難になられたとき

▶ 53ページ

■保険金・給付金等のお支払いについて

保険金・給付金等の
請求手続き
について知りたい。



保険金・給付金等のご請求手続きの流れ

28

ページ

保険金・給付金等の
代理請求に
ついて知りたい。



保険金・給付金等の代理請求について

40

ページ

保険金・給付金等が
受け取れないケース
について知りたい。



死亡保険金などをお支払いできない場合

31

ページ

受取人を**変更**したい。



死亡保険金受取人の変更について

42

ページ

■ご契約後について

保険を
解約したい。



解約返戻金について

56

ページ

急にお金が必要になった。



ご契約者貸付について

59

ページ

生命保険料控除や
保険金などにかかわる
税金について知りたい。



生命保険と税金について

60

ページ

■ ご契約のしおり 目次



主な保険用語のご説明

保険用語

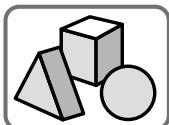
主な保険用語のご説明	8
この保険独自の保険用語のご説明	13



ご契約に際して

お申込み

1. 保険契約の締結と生命保険募集人の権限	16
2. 個人情報の取扱いに関するご案内	16
3. クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）	17
4. ご契約のお申込みの際のご注意点	18
5. 保険会社の責任開始期	19
6. 取引時確認（本人確認）	20
7. 新たな保険契約への乗換え	20



保険の特長としくみ

特長・しくみ

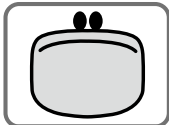
8. 主契約について	22
9. 特約について	25



保険金・給付金等について

保険金・給付金等

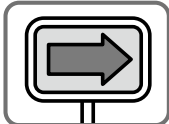
10. 保険金・給付金等の請求の流れと注意点	28
11. 保険金・給付金等のお支払期限について	30
12. 保険金・給付金等をお支払いできない場合	31
13. 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例	34
14. 保険金・給付金等の代理請求について	40
15. 死亡保険金受取人の変更について	42
16. 保険金・給付金等の請求について	43



保険料

保険料について

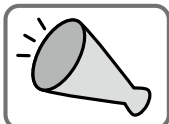
- 17. 保険料のお払込み46
- 18. 保険料をまとめて払い込む方法47
- 19. 保険料の払込期月と猶予期間および復活について48
- 20. 保険料のお払込みが不要となった場合52
- 21. 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法53



ご契約後

ご契約後について

- 22. ご契約の解約と解約返戻金56
- 23. 保険契約者に対する貸付け59
- 24. 生命保険と税金について60



お知らせ

その他生命保険に関するお知らせ

- 25. 保険金額・給付金額等が削減される場合64
- 26. 生命保険契約者保護機構64
- 27. 契約内容登録制度・契約内容照会制度66
- 28. 支払査定時照会制度67
- 29. ご契約内容等の取扱い67

■ 約款 目次



主契約（普通保険約款）

約 款

低解約返戻金型終身介護保険普通保険約款	2
---------------------	---



特約（特約条項）

約 款

リビング・ニース特約条項	26
指定代理請求特約条項	36
特別条件付保険特約条項	39
保険料口座振替特約条項	44
団体扱特約条項Ⅰ	47
団体扱特約条項Ⅱ	50
保険料クレジットカード払特約条項	52
責任開始期に関する特約条項	54

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明



■主な保険用語のご説明	8
■この保険独自の保険用語のご説明	13

主な保険用語のご説明

(注)このご説明は、生命保険に関する一般的な用語を掲載しております。実際のお取扱いは、ご契約いただいた保険種類・ご契約内容によって異なることがあります。

い 一時払(いちじばらい)

⇒ ご契約のお申込時に、**保険期間**全体の**保険料**として一時にお払い込みいただく方法をいいます。

一括払(いっかつばらい)

⇒ 月払契約の場合で、当月分以後の**保険料**をまとめてお払い込みいただくことをいいます。

う 受取人(うけとりじん)

⇒ **保険金**・**給付金**・年金などを受け取れる人のことをいいます。

か 解除(かいじょ)

⇒ **告知義務違反**があった場合などに、**保険期間**の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。

解約(かいやく)

⇒ **保険期間**の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。

解約返戻金(かいやくへんれいきん)

⇒ ご契約を**解約**された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

金額は、**主契約**・**特約**の種類、**契約年齢**、性別、経過年月数、保険料払込月数などによって異なり、多くの場合、お払い込みいただいた**保険料**の合計額よりも少ない金額になります。特に、ご契約後、短期間で解約されますと、解約返戻金は多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。

き 給付金(きゅうふきん)

⇒ **被保険者**が病気やケガにより入院されたとき、身体に障害が生じたとき、死亡されたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

く クーリング・オフ制度(くーりんぐ・おふせいど)

⇒ ご契約に納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または**第1回保険料相当額**の領収日のいずれか遅い日から(「責任開始期に関する特約」を付加する場合は申込日から)、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この取扱いをクーリング・オフといいます。

け 契約応当日(けいやくおうとうび)

⇒ ご契約後の**保険期間**中に迎える、毎月または毎年の**契約日**に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

例 契約日が平成25年1月1日の場合

- 月単位の契約応当日：
平成25年2月1日以降の毎月1日
- 年単位の契約応当日：
平成26年以降毎年の1月1日

契約者配当金(けいやくしゃはいとうきん)

⇒ 保険種類によっては、**責任準備金**等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。ただし、契約者配当金は、運用実績によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

※無配当保険の場合は、契約者配当金はありません。

契約内容照会制度(けいやくないようしょうかいせいど)

⇒ 保険契約等のお引受けの判断または**保険金**・**給付金**等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社と全国共済農業協同組合連合会が保険契約などに関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約内容登録制度(けいやくないようとうろくせいど)

⇒ 保険契約等のお引受けの判断または**保険金**・**給付金**等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社が保険契約に関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約年齢(けいやくねんれい)

⇒ **被保険者**の年齢を**契約日**現在の満年齢で計算します。

例 40歳7か月の被保険者の契約年齢は40歳となります。

契約日(けいやくび)

⇒ 原則として保障開始の日(責任開始期の属する日)をいい、**契約年齢**、**保険期間**などの計算の基準日になります。ただし、保険種類(がん治療支援保険や特定の特約など)や**保険料**の払込方法によっては契約日と保障開始の日が異なる場合があります。

例 月払でかつ口座振替や団体を通じてのお払込み、クレジットカードによるお払込みの場合

契約日は原則として保障開始の日の属する月の翌月1日となります。

減額(げんがく)

⇒ 保険金額・給付金額等を減らすことをいいます。減額は**解約**したものと取り扱います。

更新(こうしん)

⇒ **保険期間**が満了したときに、所定の条件を満たせば健康状態にかかわらず、原則としてそれまでと同一の保障内容での保障を継続できる制度のことをいいます。更新の際は、更新日現在の**保険年齢・保険料率**によって**保険料**が再計算されるため、保険料は通常高くなります。ご契約者からお申し出がなければ自動的に更新されます。また、更新後のご契約には更新時の**約款**が適用されます。

高度障害状態(こうどしょうがいじょうたい)

⇒ 高度障害保険金などのお支払いの対象となる状態のことで、**被保険者**が両眼の視力を全く永久に失った場合など、**約款**に定められた状態をいいます。対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

告知義務(こくちぎむ)

⇒ ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などについて**告知書**や医師の質問によりおたずねする内容に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反(こくちぎむいはん)

⇒ **告知書**の質問事項または医師からの質問に対して、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約や**特約**が**解除**されることがあります。

告知書(こくちしょ)

⇒ ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などについて、**被保険者**(またはご契約者)自身が記入していただく書面のことをいいます。

事業年度(じぎょうねんど)

⇒ 当社業務の区切りおよび決算のために定めた期間で、毎年4月1日から翌年3月31日までの満1か年のことをいいます。

時効(じこう)

⇒ **保険金・給付金**等のご請求には時効があります。保険金・給付金・**解約返戻金**・**保険料払込**の**免除**などのご請求の権利は、3年を過ぎますとなくなります。

失効(しっこう)

⇒ 猶予期間内に第2回以降の**保険料**のお払込みがないなどにより、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態になり、**保険金・給付金・年金**などをお支払いできないこととなります。失効したご契約に**解約返戻金**がある場合には、ご契約者は**解約返戻金**を請求することができます。

指定代理請求人(していだりせいきせうにん)

⇒ **被保険者**である**保険金**等の受取人が、病気やケガにより**保険金・給付金**等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が**保険金・給付金**等の代理請求を行うことができます。

支払限度(しはらいげんど)

⇒ **給付金**などのお支払いに関する限度のことをいいます。

例 入院給付金の支払限度

1回の入院についての支払日数の限度と通算の支払日数の限度があります。

支払査定時照会制度(しはらいていじしょうかいせいど)

⇒ **保険金・給付金**等のお支払いの判断または**保険契約**などの**解除**、**取消**もしくは**無効**の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社などの保有する**保険契約**などに関する事項を共同して利用する制度です。

支払事由(しはらいじゆう)

⇒ **保険金・給付金・年金**などが支払われる場合のことをいいます。

例 被保険者の死亡、入院、手術

など

主契約(しゅけいやく)

⇒ ご契約のベースとなる部分で、**約款**のうち**普通保険約款**に記載されている契約内容のことをいいます。

主約款(しゅやくかん)

⇒ 主契約の**普通保険約款**のことをいいます。

準用(じゅんよう)

⇒ **約款**の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。これに対し、「適用」とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、そのままあてはめることをいいます。

診査(しんさ)

- ⇒ 医師扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法、**生命保険面接士**(生命保険協会の定める資格を有する者)の面接報告による方法などもあります。

す え 置 支 払 (すえおきしはらい)

- ⇒ **保険金**などの受取方法の一つで、**お支払事由**が生じた保険金などを当社にすえ置かされた保険金などには、当社所定の利率(経済情勢などにより変更することがあります)による利息がつけられます。

せ 命 保 険 募 集 人 (せいめいほけんぼしゅうにん)

- ⇒ 生命保険契約の募集を行う人のことをいいます。当社の生命保険募集人(募集代理店の担当者等)は、お客さまと当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

生命保険面接士(せいめいほけんめんせつし)

- ⇒ 生命保険のご契約の際、**告知書**に記載されている事項などを確認する人のことをいいます。生命保険協会が行う資格試験に合格した者が、生命保険面接士として認定されます。

責 任 開 始 期 (日) (せきにんかいしき(び))

- ⇒ 当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といます。

責 任 準 備 金 (せきにんじゆんびきん)

- ⇒ 将来の**保険金**・**給付金**・年金などをお支払いするために、**保険料**の中から積み立てられるものをいいます。

前 納 (ぜんのう)

- ⇒ 将来の**保険料**を2年以上まとめて払い込むことをいいます。保険料の前納をされる場合、当社所定の利率(経済情勢などにより変更することがあります)で割引いて計算した**保険料前納金**をお支払いいただきます。月払のご契約は年払に変更のうえ、前納のお取扱いができます。

た 第 1 回 保 険 料 相 当 額 (充 当 金) (だいいっかいほけんりょう そうとうがく(じゅうとうきん))

- ⇒ ご契約のお申込時にお支払いいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回**保険料**に充当されます。

代 理 請 求 制 度 (だいいせいきゅうせいど)

- ⇒ **被保険者**が**保険金**・**給付金**等を請求できない特別な事情があるときに、所定の代理人がその**保険金**・**給付金**等を請求できる制度のことをいいます。

ち 中 途 付 加 (ちゅうとふか)

- ⇒ 保障内容を見直す制度の一つで、現在のご契約の保障内容や**保険期間**を変えずに、新たな**特約**を付加することをいいます。

と 特 則 (とくそく)

- ⇒ **約款**の規定の中で、通常とは異なる特別なお約束をする目的で設定する規定のことをいいます。

特 定 障 害 不 担 保 (とくていしょうがいふたんぼ)

- ⇒ **特別条件**の一つで、**特定障害**(所定の視力障害)に対して、**高度障害保険金**をお支払いしないことなどをいいます。

特 定 疾 病 ・ 部 位 不 担 保 (とくていしっぺい・ぶいふたんぼ)

- ⇒ **特別条件**の一つで、**被保険者**の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、当社が指定した**身体部位**または**特定疾病**に対して**給付金**などをお支払いしないことをいいます。

特 別 条 件 (とくべつじょうけん)

- ⇒ **被保険者**の健康状態や過去の病歴などに応じてご契約にお付けする条件のことをいいます。特別条件をお付けてお引き受けするご契約を**特別条件付契約**といます。

特 約 (とくやく)

- ⇒ **主契約**の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

特 約 条 項 (とくやくじょうこう)

- ⇒ **特約の約款**のことをいいます。なお、**普通保険約款**と**特約条項**が異なる内容の場合は、**特約条項**が優先的に適用されます。

取 消 (とりけし)

- ⇒ ご契約の締結等に際して、詐欺の行為があったと認められた場合等には、ご契約は**取消**となります。この場合、すでにお支払いいただいた**保険料**は払い戻しません。

は 払 込 期 月 (はらいこみきげつ)

- ⇒ **保険料**をお支払いいただく月のことで、払込方法に応じて迎える**契約応当日**の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

例 契約応当日が4月1日の場合

保険料の払込期月は、4月1日から4月30日までとなります。

払済保険(はらいすみほけん)

⇒ 保険料のお払込みを中止し、保険料払込済のご契約に変更することをいいます。保険金額は小さくなりますが、ご契約は有効に継続します。なお、元のご契約の特約は、一部を除き消滅します。

ひ 被保険者(ひほけんしゃ)

⇒ 保険(保障)がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。

ふ 普通保険約款(ふつうほけんやっかん)

⇒ 主契約の約款のことをいいます。なお、約款には普通保険約款と特約条項があります。

復活(ふっかつ)

⇒ 失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただき、健康状態などによっては復活できないこともあります。

ほ 保険期間(ほけんきかん)

⇒ 当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院などの支払事由が発生した場合のみ、**保険金・給付金・年金**などのお支払いの対象となります。**保険料払込期間**とは必ずしも一致しません。ただし、保険種類および保険料の払込方法によっては、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。

保険金(ほけんきん)

⇒ **被保険者**がお亡くなりになったときや、当社所定の**高度障害状態**になられたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

保険契約者(ほけんけいやくしゃ)

⇒ 生命保険会社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利(たとえば、契約内容の変更などの請求)と義務(たとえば、**保険料**を払い込む義務)を持つ人のことをいいます。当社では、保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

保険証券(ほけんしょうけん)

⇒ ご契約の保険金額や**保険期間**などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険年度(ほけんねんど)

⇒ **契約日**から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度、…と続きます。

保険年齢(ほけんねんれい)

⇒ **契約年齢**に年単位の**契約応当日**ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。

例 契約日が平成25年1月1日、契約年齢が40歳の場合

保険年齢は、平成26年1月1日より41歳、平成27年1月1日より42歳、…となります。

保険料(ほけんりょう)

⇒ ご契約者から、当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間(ほけんりょうきかん)

⇒ **保険料の払込方法(回数)**に応じ、それぞれの**契約応当日**から翌**契約応当日**の前日までの期間をいいます。

保険料の払込方法(回数)(ほけんりょうの はらいこみほうほう(かいすう))

⇒ **保険料**の払込方法(回数)には、保険種類に応じて、一時払、月払、年払があります。

保険料の払込方法(経路)(ほけんりょうの はらいこみほうほう(けいろ))

⇒ **保険料**の払込方法(経路)には、保険種類に応じて、口座振替によるお払込み、所属する会社などの団体を通じてのお払込み、クレジットカードによるお払込みなどがあります。

保険料の割増(ほけんりょうのわりまし)

⇒ **特別条件**の一つで、**被保険者**の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、通常の**保険料**に特別**保険料**を加算することをいいます。

保険料払込期間(ほけんりょう はらいこみきかん)

⇒ **保険料**をお払い込みいただく期間のことをいいます。**保険期間**とは必ずしも一致しません。

保険料払込みの免除(ほけんりょう はらいこみのめんじょ)

⇒ **被保険者**が不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときなどに、以後の**保険料**のお払込みを免除することをいいます。

保険料払込みの免除事由(ほけんりょうはらい こみのめんじょじゆう)

⇒ **保険料**のお払込みが免除される場合のことをいいます。

例 **被保険者**の不慮の事故による所定の身体障害の状態など

保険料払込みの猶予期間(ほけんりょうはらい こみのゆうよきかん)

⇒ 保険料のお払込みには猶予期間があります。保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。

例

第2回目以降の保険料払込みの猶予期間

- 月払の場合: 払込期月の翌月初日から末日まで
- 年払の場合: 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

保険料率(ほけんりょうりつ)

⇒ 保険料を計算する際に用いるもので、基準となる保険金額や給付金日額などに対する保険料のことをいいます。

み 未経過保険料(みけいかほけんりょう)

⇒ 年払の保険契約で、払い込まれた保険料のうち、その保険料に対する期間中の経過月数(1か月未満の端数切り上げ)により計算した未経過部分の保険料をいいます。

む 無効(むこう)

⇒ 保険金などを不法に取得する目的で加入されたと認められた場合や「責任開始期に関する特約」を付加した契約で猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合等には、ご契約の当初から、その効力がなくなります。この場合、すでに保険料をお払込みいただいていたとしても払い戻しません。

め 免責事由(めんせきじゆう)

⇒ 当社は、ご契約成立後、被保険者の死亡や入院などの支払事由に対して保険金・給付金・年金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。

例

ご契約後3年以内の自殺、酒気帯び運転中の事故による入院 など

や 約款(やっかん)

⇒ 「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

よ 予定利率(よていりりつ)

⇒ 保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

この保険独自の保険用語のご説明

け 契約者貸付制度 (けいやくしゃかじつけいど)

⇒ 一時的に資金がご入用のときに、**解約返戻金**の一定範囲内でお貸しする制度のことをいいます。お貸しできる金額は、ご契約内容、ご契約年数などにより異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともあります。

健康祝金 (けんこういわいきん)

⇒ 保険金をお支払いすることなく、被保険者が所定の年齢に到達する年単位の契約応当日を迎えた場合に当社からお支払いするお金のことをいいます。

て 低解約返戻金期間 (ていかいやくへんれいきんきかん)

⇒ この保険では、ご契約時に保険料払込期間を解約返戻金が通常の解約返戻金よりも低くなる期間として指定しており、その期間をいいます。

低解約返戻金割合 (ていかいやくへんれいきんわりあい)

⇒ 解約返戻金を計算する際に使用する値で、通常の解約返戻金に乗じる割合をいいます。この保険では、低解約返戻金期間中の解約返戻金の計算に使用し、その値は70%に設定されています(健康祝金の解約返戻金部分は除きます)。

な 長生き支援終身 (ながいきしえんしゅうしん)

⇒ 低解約返戻金型終身介護保険の愛称(ペットネーム)です。

ほ 保険料の振替貸付 (ほけんりょうのふりかえかじつけ)

⇒ **保険料**のお支払い込みがないまま**猶予期間**を過ぎた場合でも、所定の**解約返戻金**(年払の場合の**未經過保険料**を含みます。)があるときはその範囲内で、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立て替える制度です。

よ 要介護状態 (ようかいごじょうたい)

⇒ 要介護状態とは、次の1. または 2. のいずれかの状態のことをいいます。

1. 常時寝たきり状態で、下表の(1)に該当し、かつ、下表の(2)～(5)のうち2項目以上に該当して他人の介護を必要とする状態

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない。
- (3) 入浴が自分ではできない。
- (4) 食物の摂取が自分ではできない。
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を必要とする状態

ご契約のしおり

ご契約に際して



1. 保険契約の締結と生命保険募集人の権限 16
2. 個人情報の取扱いに関するご案内 16
3. クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除) . 17
4. ご契約のお申込みの際のご注意点 18
5. 保険会社の責任開始期 19
6. 取引時確認(本人確認) 20
7. 新たな保険契約への乗換え 20

1. 保険契約の締結と生命保険募集人の権限

当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介をさせていただきます。

生命保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



1 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人について

- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。(*)
- 当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、巻末の総合カスタマーセンターまでご連絡ください。

(*)

**当社の承諾が必要なご契約内容
変更等のお手続きの例
(各保険種類ごとに異なります。)**

- 保険契約の復活
- 特約の中途付加 など

それぞれのお手続きの内容について、詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください。

2. 個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社(*)は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受けの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

なお、当社にご提供いただく保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用は、保険業法施行規則の規定どおり、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して利用いたします。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、面接士、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること
- ② 本契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人生命保険協会等と共同して利用すること
- ③ 本契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④ 再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、当社ホームページ(<http://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は下記照会先までご連絡ください。

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

<照会先> 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
総合カスタマーセンター
☎ 0120-016-234
受付時間 平日 9:00~18:00
土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
個人データ管理責任者

個人情報の取扱いに関するご案内の補足

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

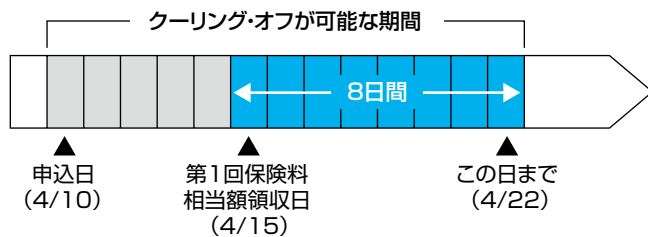
3.クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)

お申込者またはご契約者(以下「お申込者等」といいます。)は、ご契約のお申込日または第1回保険料相当額の領収日(※)のいずれか遅い日から(「責任開始期に関する特約」を付加した場合は、ご契約のお申込日から)、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

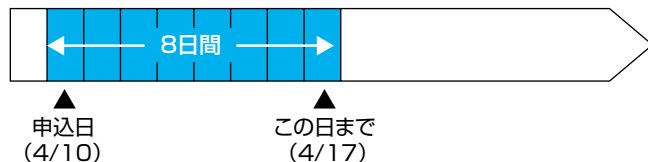
(※)第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、以下のようになります。

第1回保険料相当額のお払込方法	第1回保険料相当額の領収日
①当社の取扱者／代理店への払込み	当社の取扱者／代理店が受け取った日
②金融機関からの直接振込	当社指定の口座に着金した日
③クレジットカードによる払込み	当社がクレジットカードの有効性等を確認した日

●「責任開始期に関する特約」を付加しない場合



●「責任開始期に関する特約」を付加する場合



1 お申出方法

- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。必ず郵便にて右記住所宛お申し出ください。
- 郵送する書面には以下の項目をご記入ください(ご自身の個人情報保護の観点から、なるべく封書にてお申し出ください)。なお、保険証券がお手元に到着している場合には、書面とともに封書にてご送付ください。

〒163-0515 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

ご記入例

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込人(契約者) … 安心太郎 (アンシン タロウ) (印)

③住所 ……………… 東京都××区○○○

④電話番号 ……………… 03-****-****

⑤証券番号 ……………… ××××××××××

⑥取扱者／代理店 …… △△保険サービス

⑦保険料 ……………… □□□□円

⑧返金先口座 ……………… ○○銀行××支店 普通○○○○○
口座名義人 アンシン タロウ

お申込人(契約者)ご自身がご署名ください。
また申込書と同一の印鑑を押印ください。

⑦と⑧はすでに保険料をお払い込みいただいた場合のみ、ご記入ください。またご契約者本人名義の口座に限ります。

2 お申込みの撤回等を行うことができない場合

- (1)当社が指定した医師の診査が終了した場合
- (2)債務履行の担保のための保険契約である場合
- (3)既契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合
- (4)法人をご契約者とする保険契約である場合

③ その他

- お申込みの撤回等があった場合は、当社は、お申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。
※第1回保険料相当額のクレジットカードによるお払込みを選択されたご契約では、カード会社からお客様に請求がなされた場合のみ、保険料を返還します。
- 当社は、お申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、お申込者等が保険金または給付金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 万一お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着いたしましたら、支社・本店あてご連絡願います。

4.ご契約のお申込みの際のご注意点

申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。また保険料等領収証は必ずお受け取りください。

① 申込書・告知書のご記入について

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。



② 健康状態・職業等の告知義務

- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 注意喚起情報「2. 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください」をご参照ください。

③ 保険料のお払込みについて

- 第1回保険料相当額のお払込み方法は、ご指定された金融機関からの口座振替、クレジットカードによる払込み、当社指定口座へのお振込みなどをおすすめしています^(※)。
- 第1回保険料相当額を当社の取扱者/代理店に払い込まれる場合は、引き換えに必ず当社所定の「保険料等領収証」をお受け取りください。
(※)保険種類によっては、お取扱いできるお払込み方法が制限される場合があります。

④ 保険証券の確認について

- ご契約をお引き受けしますと、当社は保険証券をご契約者にお送りします。お申込内容と相違がないかをよくお確かめください。
- 万が一、相違する点がございましたら、お手数ですが取扱者/代理店または保険証券表示の照会先へご連絡ください。



⑤ ご契約の確認について

- 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容についてご確認させていただく場合があります。

5. 保険会社の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾（お引き受けすることを決定）した場合には、第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、所定の手続きが終了したときから保険契約上の責任を負います。

- 責任開始期（ご契約の保障が開始される時期）は第1回保険料相当額のお払込方法に応じ以下ようになります。

第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期
①口座振替による払込み ^(※1) （「責任開始期に関する特約」を付加）	「ご契約のお申込みを受けた時」 ^(※2) または「告知の時」のいずれか遅い時
②クレジットカードによる払込み ^(※3)	「当社がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知の時」のいずれか遅い時
③金融機関からの直接振込	「第1回保険料相当額が当社指定の口座に着金した時」または「告知の時」のいずれか遅い時
④当社の取扱者/代理店への払込み	「当社の取扱者/代理店が第1回保険料相当額を受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時

（※1）ご契約のお申込みの際、口座振替による第1回保険料相当額のお払込みを希望され、当社が承諾した場合であっても、実際には口座振替によらず第1回保険料相当額をお払い込みいただいたときの責任開始期についてもこの場合に該当します。

（※2）「ご契約のお申込みを受けた時」とは、「当社または当社の取扱者/代理店が申込書を受領した日」をいいます。

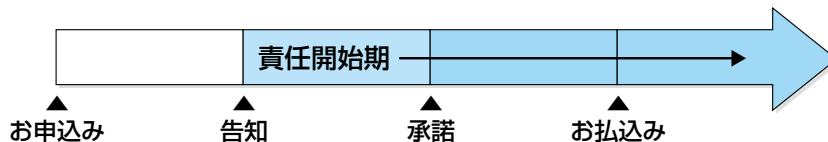
（※3）ご契約のお申込みの際、クレジットカードによる第1回保険料相当額のお払込みを希望された場合であっても、実際にはクレジットカードによらず第1回保険料相当額をお払い込みいただいたときは、この場合には該当しません。なお、第1回保険料相当額のクレジットカードによるお払込みは、当社の定める規定を満たした場合にお取り扱いいたします。

ご注意

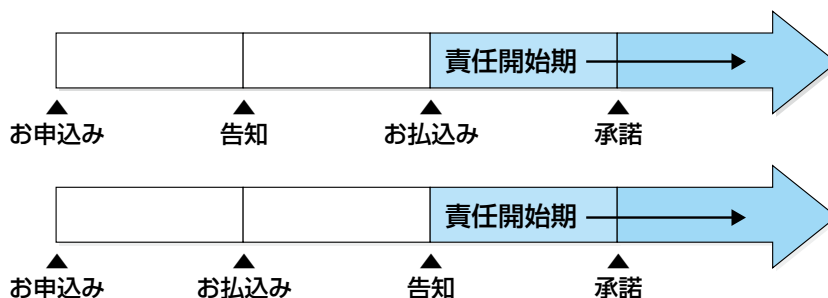
3大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始日前を含みます。）に約款所定の悪性新生物（がん）に罹患したときは、保険料払込免除の対象とはなりませんのでご注意ください。

責任開始期の例示

- 第1回保険料相当額のお払込方法が①の場合（「責任開始期に関する特約」を付加する場合）



- 第1回保険料相当額のお払込方法が②～④の場合（「責任開始期に関する特約」を付加しない場合）



※第1回保険料相当額のお払込方法が②の場合は、「お払込み」を「クレジットカードの有効性等を確認」に読み替えます。

6.取引時確認(本人確認)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき、お客様が個人の場合は氏名、住居、生年月日および職業等を、法人の場合は名称、本店等の所在地および事業の内容等を、所定の方法により確認させていただくこと(以下「取引時確認」といいます。)があります。

1 確認方法について

- お客様が代理人を利用して取引される場合は、お客様と、実際に取引をなさる代理人双方の取引時確認をさせていただくことがあります。
- お客様が法人の場合は、お客様である法人と、実際に取引をなさるご担当者双方の取引時確認をさせていただくことがあります。

2 その他

- お客様が、取引時確認に際して氏名、住居、生年月日および職業等を偽ることは「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」で禁止されており、お客様に隠ぺいの目的があった場合には、罰金が科せられます。
- 金融機関である当社(あんしん生命)は、お客様が取引時確認に応じない場合には応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができることとなっており、お客様が取引時確認に応じない間、お客様は金融機関である当社(あんしん生命)に契約上の義務の履行を要求できません。
- ご契約に際して、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき確認させていただいた内容について、所定の方法により変更の有無・変更後の内容を確認させていただくことがあります。

7.新たな保険契約への乗換え

保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、お客様にとって不利益になる事項がありますので、特に次の内容についてご注意ください。

1 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

解約返戻金について	解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
配当金・配当請求権について	一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合や配当金が少なくなる場合があります。

2 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項

加入時の告知義務等について	・ 新たにお申込みの保険契約について、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引き受けする場合があります。(保険種類によっては、告知義務がない場合があります。) ・ 新たにお申込みの保険契約の責任開始期を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たにお申込みの保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
お引受け条件について	新たにお申込みの保険契約について、お引受け条件は現在の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。(例えば、乗換えで新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。)
保険金・給付金等のお支払いについて	新たにお申込みの保険契約について、責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じた病気やケガの場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。(現在のご契約を継続していれば保険金や給付金のお支払いや保険料の払込免除になる場合でも、乗換後の新契約ではお支払い対象にならなかつたり、保険料の払込みが免除されないことがあります。)
がんを保障する場合について	新たにお申込みの保険契約が、がんを保障する主契約・特約の場合、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。 (例えば、乗換えで新たにお申込みの保険契約が「がん治療支援保険」の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されます。 <u>この不担保期間中に現在のご契約を解約するとがんの保障のない期間が発生します。</u>)

ご契約のしおり

保険の特長としくみ



8. 主契約について	22
9. 特約について	25

8.主契約について

長生き支援終身

(低解約返戻金型終身介護保険)

万一の保障、介護保障を終身にわたり確保できる保険です。

特長1



死亡、高度障害、介護の保障を確保でき、その保障が一生続きます。

特長2



保険金のお支払いがなく所定の年齢の年単位の契約応当日を迎えた時に健康祝金をお支払いします。

◆健康祝金は、お支払事由が生じた後、当社所定の利率で自動的にすえ置きし、ご契約者からお支払いのご請求があったときまたはご契約が消滅したときにお支払いします。

特長3



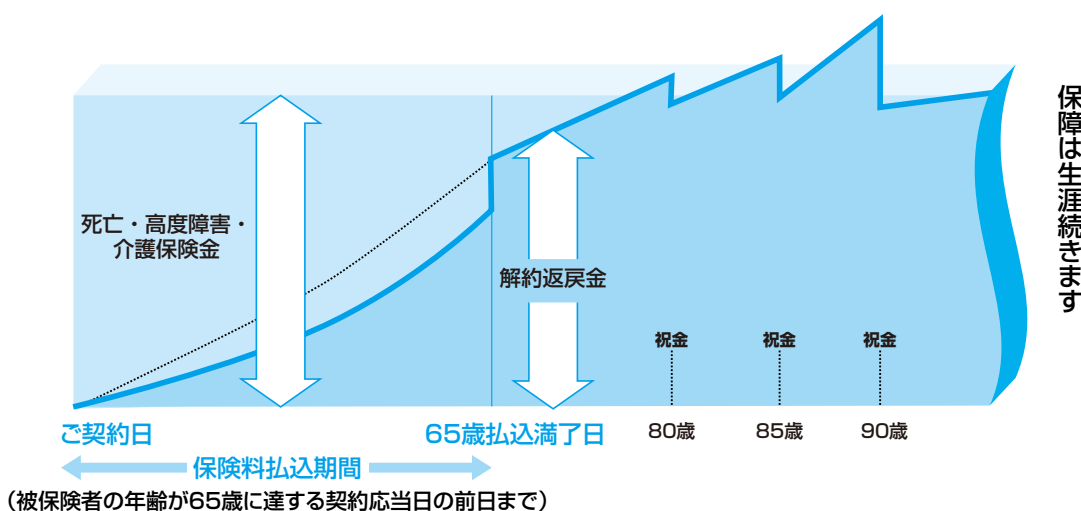
解約返戻金を低額に抑えたプランです。

◆保険料払込期間中の解約返戻金は、健康祝金部分の解約返戻金を除き、解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金の70%となります。

仕組図

【65歳払込満了の場合】

低解約返戻金期間:ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
低解約返戻金割合:70%



(被保険者の年齢が65歳に達する契約応当日の前日まで)

●低解約返戻金期間中の低解約返戻金割合は、健康祝金部分の解約返戻金を除き、解約返戻金を低く制限しない場合の70%です。
——— この保険の解約返戻金



ご注意

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。



ご注意

高度障害保険金をお支払いした場合は高度障害状態に該当した時、介護保険金をお支払いした場合には、お支払事由に該当した時に遡って消滅したものとみなします。



ご注意

当社所定の利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。



ご注意

保険料のお立替や貸付金がある場合には、健康祝金からそれらの元利金を差し引いた金額をすえ置きます。

■保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お支払いする保険金額	お受け取りになる人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	保険金額 (保険金額が解約返戻金額を下回る場合は解約返戻金額と同額)	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき		被保険者 (保険契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者)
介護保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で次の①、②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき ②要介護状態に該当し、かつ、要介護状態がその該当した日からその日を含めて180日を超えて継続したと、医師によって診断確定されたとき。		
健康祝金	死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金をお支払いすることなく、被保険者が次の年齢に到達する年単位の契約応当日に生存しているとき ①80歳 ②85歳 ③90歳	80歳 保険金額の5% 85歳 保険金額の5% 90歳 保険金額の20%	保険契約者

●複数の保険金または健康祝金のお支払事由が発生している場合は次のとおりとします。

①死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金の関係

- ・高度障害保険金をお支払いする前に介護保険金の請求を受け、介護保険金のお支払いした場合は、高度障害保険金はお支払いしません。
- ・高度障害保険金または介護保険金をお支払いする前に被保険者が死亡されたときは、高度障害保険金または介護保険金はお支払いしません。ただし、死亡保険金の免責事由に該当した場合はしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。
- ・高度障害保険金をお支払いした後に介護保険金の請求を受けても、介護保険金はお支払いしません。
- ・高度障害保険金または介護保険金をお支払いした後に死亡保険金の請求を受けても、死亡保険金はお支払いしません。

②高度障害保険金、介護保険金、健康祝金の関係

- ・健康祝金を支払った後に、高度障害保険金または介護保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなった場合で、健康祝金がすえ置かれた時以前に保険金の支払事由に該当していたときは、高度障害保険金または介護保険金から既に支払った健康祝金を差し引いて支払います。
- ・すえ置かれた健康祝金を支払う前に、高度障害保険金または介護保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなった場合で、健康祝金がすえ置かれた時以前に保険金の支払事由に該当していたときは、すえ置かれた健康祝金を支払いません。



別表参照

所定の高度障害状態については、「普通保険約款別表3 対象となる高度障害状態」をご覧ください。



ご参考

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。



ご参考

要介護状態とは、次の1.または2.のいずれかの状態をいいます。

1. 常時寝たきり状態で、下表の(1)に該当し、かつ、下表の(2)～(5)のうち2項目以上に該当して他人の介護を必要とする状態

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない。
- (3) 入浴が自分ではできない。
- (4) 食物の摂取が自分ではできない。
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を必要とする状態



ご注意

保険金のお支払いにより保険契約が消滅する際、すえ置かれた健康祝金は、保険金とともにその保険金の受取人にお支払いします。



ご注意

健康祝金をすえ置くときに、保険料の振替貸付または契約者貸付の元利金を差し引いた場合を含みます。

ご注意

- この保険では、解約返戻金額が保険金額を上まわる場合、解約返戻金と同額を保険金としてお支払いします。健康祝金のお支払事由に該当する前の一定の期間は、解約返戻金額が保険金額を上まわることに伴い、保険金のお支払い額が月ごとに変化することがあります。ご請求いただく保険金等の種類やお支払事由該当日、ご請求時期等によって、お受け取りいただく金額が異なることがありますのでご注意ください。
- 被保険者が死亡された場合、ご契約は消滅し、死亡保険金受取人に死亡保険金等をお支払いしますので、保険契約者は被保険者の死亡後にご契約を解約し解約返戻金を請求することはできません。

■保険料の払込免除

次の場合には、この保険の将来の保険料のお払込みは免除となります。

- ①被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき
- ②3大疾病保険料払込免除特則が付加されている場合で、被保険者が悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中の所定の疾病状態になられたとき

■3大疾病保険料払込免除特則

被保険者が悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中の所定の疾病状態となられたときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

- 悪性新生物(がん)については、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に、初めて(責任開始日前の期間を通じて初めてとします。)悪性新生物(がん)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。)されたとき
- 急性心筋梗塞については、責任開始期以後の疾病を原因として、保険料払込期間中に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
- 脳卒中については、責任開始期以後の疾病を原因として、保険料払込期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症および労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)のいずれもが継続したと医師によって診断されたとき

ご注意

不担保期間中に悪性新生物(がん)と診断確定された場合の取扱い

- 被保険者が責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始日前を含みます。)に悪性新生物(がん)に罹患した場合は、その後新たに悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定されても保険料の払込み免除はいたしません(この期間を不担保期間といいます。)
- 不担保期間中に悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定された場合、診断確定日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特則を無効とし、保険料の差額を保険契約者に払い戻します。
- 復活の際の不担保期間中に悪性新生物(がん)と診断確定された場合、診断確定日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特則の復活を無効とし、復活の際に払い込まれた当社所定の金額と復活後に払い込まれた保険料の合計額と、この特則を付加しないものとして計算した保険料の合計額の差額を保険契約者に払い戻します。
- ただし、告知義務違反・重大事由による解除の場合、またはこの保険が消滅することとなる場合は、無効の申出を行うことはできません。



別表参照

不慮の事故については、「普通保険約款別表2 対象となる不慮の事故」を、所定の身体障害の状態については、「普通保険約款別表6 対象となる身体障害の状態」をご覧ください。



ご注意

3大疾病保険料払込免除特則は、お申込時のみ付加することができます。なお、この特則のみの解約はできません。



ご参考

対象となる3大疾病については、「普通保険約款別表7 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。



ご注意

「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、お払込みの免除対象の悪性新生物(がん)ではありません。

■介護保険金のお支払事由の変更について

この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由の変更を行うことがあります。

変更日の2か月前までに保険契約者に変更内容を通知し、変更内容にしたがって契約を継続するか、あるいは解約するかを選択いただきます。

9.特約について

リビング・ニーズ特約

特長1



被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、特定状態保険金をお支払いします。

- ◆病気によると災害によるとを問わず、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合には、ご希望により将来の死亡保険金のお支払いに代えて、特定状態保険金をお支払いしますので、被保険者がご自身のために、生きていうちに保険金を活用することができます。

特長2



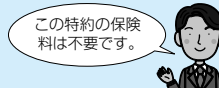
必要な金額のみ指定することにより、遺族保障を継続できます。

- ◆特定状態保険金のご請求額（指定保険金額）として、主契約の保険金額以内で、かつ被保険者お1人について3,000万円以内で必要額をご指定いただけます。
- ◆主契約の保険金額の一部をご指定されたときは、指定された金額を減額した残額について、保険契約が継続しますので、ご自身で使われる金額とご遺族のために残される金額を選択できます。

ご注意

請求日における主契約の保険金額が解約返戻金を下回る場合には、指定された金額は、次の計算式により計算した金額とします。ただし、計算結果に10万円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てて10万円単位とします。

$$\text{指定保険金額} \times \frac{\text{請求日における主契約の保険金額}}{\text{請求日における主契約の解約返戻金の額}}$$



ご注意

請求日における主契約の保険金額が解約返戻金を下回る場合には、解約返戻金と同額とします。



ご注意

限度額（3,000万円以内）は、他の保険契約と合算します。



ご注意

特定状態保険金の請求に必要な書類が、当社に到着した日をご請求日とします。

■保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
特定状態保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	被保険者 (保険契約者が法人で、かつ主契約の死亡保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者)

- 特定状態保険金のお支払いは、1契約について1回とし、お支払いした後は、この特約は消滅します。(消滅後に、さらにこの特約を中途付加することはできません。)



ご注意

余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命が6か月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類等にもとづいて当社が行います。

■保険金のお支払い額

- 特定状態保険金のお支払いの際は、特定状態保険金の受取人が指定した指定保険金額から、6か月分の利息と保険料相当額を差し引いてお支払いします。

$$\text{お支払金額} = \text{特定状態保険金の受取人が指定した金額 (ご請求額)} - \left(\text{指定保険金額に対応する6か月分の利息} + \text{指定保険金額に対応する6か月分の保険料相当額} \right)$$

■保険金請求後のご契約の取扱い

(1) 保険金額の全部を請求した場合

請求日にさかのぼって
保険契約は消滅します。



(2) 保険金額の一部を請求した場合

指定された金額分だけ
請求日にさかのぼって
消滅したものとみな
します。



ご注意

左記(2)の場合、特定状態保険金のお支払後も、継続する部分の保険料は、お払込みが必要です。なお、消滅部分については、解約返戻金はお支払いしません。また、保険金額の減額に応じて、健康祝金も減額されます。

■指定代理請求制度について

- 特定状態保険金は、受取人である被保険者からご請求いただきますが、被保険者が特定状態保険金のご請求をできない特別な事情がある場合には、あらかじめご指定のある指定代理請求人が、被保険者の代理人としてご請求いただくことができます。
- リビング・ニーズ特約において指定代理請求人を指定する場合、指定代理請求特約を必ず付加していただきます。

ご注意

- 特定状態保険金の受取人が法人の場合には、指定代理請求人による代理請求はできません。
- 特定状態保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して特定状態保険金の請求を受けてもお支払いいたしません。
- この特約の保険金請求後の被保険者(または保険契約者)からの照会について、当社は直接の回答をせず、指定代理請求人に連絡をとらせていただくことがあります。



ご参考

詳しくは、「14. 保険金・給付金等の代理請求について」をご覧ください。

ご契約のしおり

保険金・給付金等について



- 10. 保険金・給付金等の請求の流れと注意点・・・・・・28
- 11. 保険金・給付金等のお支払期限について・・・・・・30
- 12. 保険金・給付金等をお支払いできない場合・・・・・・31
- 13. 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例・・・34
- 14. 保険金・給付金等の代理請求について・・・・・・40
- 15. 死亡保険金受取人の変更について・・・・・・42
- 16. 保険金・給付金等の請求について・・・・・・43

10. 保険金・給付金等の請求の流れと注意点

被保険者が、お亡くなりになったときなどは、すみやかにご連絡ください。

ご請求手続きの流れ



お客様

STEP1

ご連絡



下記の3つから連絡方法をお選びいただき、ご請求の内容をお伝えください。

ご請求の内容とは被保険者のお名前・身体の状態・証券番号などです。

STEP3

ご提出



必要書類をご記入いただき書類の不足がないかご確認の上、ご提出ください。

必要書類（請求書・診断書など）は当社で受付後、内容を確認させていただきます。



東京海上日動あんしん生命

STEP2

ご案内



お手続きの詳しいご案内と必要な書類をお送りします。

診断書・公的書類など、ご請求に必要な書類にかかる費用はお客様のご負担になります。

STEP4

お支払



保険金・給付金等をお支払いします。「お支払のご案内」をお送りしますのでご確認ください。

保険金・給付金等は、原則としてご指定いただいた口座へお支払いいたします。



ご注意

保険金・給付金等の請求は、3年間にすぎると、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。



ご注意

保険料の払込免除の請求についても左記の「ご請求手続きの流れ」と同様となります。



ご注意

ご提出いただきました書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、治療の経過・内容などについて、詳細な事実確認をさせていただくことや、当社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。事実確認や医師による診断等の結果、保険金・給付金等をお支払いできない場合もあります。

STEP1 「ご連絡方法」

■インターネットで当社ホームページから下記の順序でお進みください。

ご契約者様 → 保険金・給付金等の請求手続きの流れ → インターネットでのご連絡
 <当社ホームページ>
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>



■保険金請求受付専用ダイヤルへお電話ください。

<保険金請求受付専用ダイヤル>
 0120-536-338

[受付時間] 平日9:00~18:00
 土曜9:00~17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)



■担当の代理店もしくはライフパートナーへご連絡ください。



ご連絡をいただく前に

- ご契約の内容によって、他の保険金・給付金等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

複数のご契約に加入されている場合



被保険者が複数のご契約に加入されている場合



ご請求対象となるご契約が他にないかご確認ください。

死亡によるご請求の場合

お亡くなりになる前に

入院

手術

をしたとき



死亡保険金だけでなく入院・手術給付金のお支払いの対象となる可能性があります。

以下のご契約に加入されていないかご確認ください。

医療保険 など

保険料払込免除について

■ 不慮の事故により所定の障害状態になったとき

不慮の事故により障害状態になったとき

片眼が見えなくなった

両耳が聞こえなくなった

手足または指を切断した

半身が完全に麻痺してしまった

など



保険料払込免除の対象となる可能性があります。

11. 保険金・給付金等のお支払期限について

保険金・給付金等のご請求があった場合、当社は、請求に必要な書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に保険金・給付金等をお支払いします。ただし、保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。



ご注意

請求に必要な書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

	保険金・給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	保険金・給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・ 保険金・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・ 保険金・給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求に必要な書類が当社に到着した日からその日を含めて60日以内にお支払いします。
	上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合	請求に必要な書類が当社に到着した日からその日を含めて下記日数以内にお支払いします。
	・ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	90日
	・ 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合	90日
②	・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	120日
	・ ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	180日
	・ 日本国外における調査が必要な場合	180日
	・ 災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	90日

※保険金・給付金等をお支払いするための上記①②の確認等に際し、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこちらにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いしません。

12. 保険金・給付金等をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金・給付金等のお支払事由が生じても、保険金・給付金等のお支払いはいたしません。また、保険料のお払込免除事由が生じても保険料のお払込みを免除いたしません。

■ 免責事由に該当した場合

主契約・特約	保険金・給付金等	免責事由 (保険金等をお支払いできない場合・ 保険料のお払込みを免除できない場合)
長生き支援終身 (低解約返戻金型終身介護保険)	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 戦争その他の変乱
	高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意 戦争その他の変乱
	介護保険金	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の薬物依存 戦争その他の変乱
	保険料払込免除	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 地震、噴火または津波 戦争その他の変乱
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意 指定代理請求人の故意 戦争その他の変乱



ご注意

自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。



ご参考

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により免責事由に該当した場合であっても該当する被保険者数の増加が主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金等の全額もしくは一部をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。



ご注意

保険料払込免除には、3大疾病保険料払込免除特則による保険料の払込免除を含みません。

■免責事由以外の場合

保険金・給付金等をお支払いできない場合

次の保険金・給付金等のお支払いの原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていたとき（下記【ご注意】に記載している場合等、約款に特に定めのある場合を除きます。）

高度障害保険金、介護保険金 など

【ご注意】

次の①～③のいずれかに該当する場合には、責任開始期以後の原因による疾病等とみなして、保険金・給付金等のお支払いに関する規定を適用します。

- ① 告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合
- ② 責任開始期前の疾病等について、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合
- ③ 責任開始期前の疾病等について、次のア、およびイ、を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
 ア. 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
 イ. 責任開始期前に、被保険者が健康診断による異常の指摘を受けたことがない。

▲ 3大疾病保険料払込免除特則については、上記【ご注意】にかかわらず責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始日前を含みます。）に悪性新生物（がん）に罹患したときは、保険料の払込免除はいたしません。また、その後新たに悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されても、保険料の払込免除はいたしません。

責任開始期前に生じた疾病や不慮の事故等の場合

詐欺による取消

ご契約の締結、復活またはご契約内容の変更（以下「ご契約の締結等」といいます。）に際して、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人による詐欺行為があったことにより、ご契約等が取り消されたとき

▲ この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。

不法取得目的による無効

ご契約の締結等の状況、ご契約成立後の保険金・給付金等のご請求の状況などから判断して、ご契約者が次のいずれかの目的をもってご契約の締結等を行い、ご契約が無効とされたとき

- ① 不法に保険金・給付金等を取得する目的があったとき
- ② 第三者に不法に保険金・給付金等を取得させる目的があったとき

▲ この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。

第1回保険料が払い込まれないことによる無効

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日まで払い込まれないことにより、ご契約が無効となったとき



ご注意

保険金・給付金等には保険料の払込免除を含みません。



ご注意

知っていた場合には、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合は含みません。



ご注意

健康診断とは、定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

保険金・給付金等をお支払いできない場合	
重大事由による解除	<p>次のような事由に該当し、ご契約が解除されたとき</p> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 10px; background-color: #E6F2FF;"> <p>①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合を除きます。）または保険金・給付金等の受取人が、<u>保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。）</u></p> <p>②保険金・給付金等の請求に関して、保険金・給付金等の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）</p> <p>③他の保険契約との重複によって保険金・給付金額等の合計が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき</p> <p>④保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき</p> <p>⑤次のア、またはイ、に該当する等により、当社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする①～④と同等の重大な事由があるとき</p> <p>ア、ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたこと</p> <p>イ、保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき</p> <p>（※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他をいいます。</p> <p>（※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることを含みます。</p> </div>
告知義務違反による解除	<p>故意または重大な過失によって、告知がなかったり、事実と違うことを告知されたことにより、<u>ご契約が解除されたとき</u></p> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 10px; background-color: #E6F2FF;"> <p>【ご注意】</p> <p>告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。</p> </div>
ご契約の失効	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回以降の保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効（効力を失うこと）したとき ・契約者貸付の元利合計金額（※）が解約返戻金と未経過保険料の合計額を超えたにもかかわらず、ご返済がなかったため、ご契約が失効したとき <p>※保険料の振替貸付があるときは、その元利金と合算します。</p>



ご注意

保険金・給付金等には保険料の払込免除を含みません。



ご注意

左記に定める事由が生じた後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、当社は保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに保険金・給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。



ご注意

告知義務違反によってご契約が解除されたときであっても、保険金・給付金等のお支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金・給付金等のお支払いをいたします。

13.保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例

保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例をご参考としてあげたものです。実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。

また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

事例 01	死亡保険金の免責事由について	→ 35
事例 02	告知義務違反があったとき	→ 36
事例 03	病気により約款所定の高度障害状態になったとき	→ 37
事例 04	不慮の事故により約款所定の身体障害状態になられたとき	→ 37
事例 05	余命6か月と診断されたとき	→ 38
事例 06	3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)により、約款所定の症状になられたとき	→ 38
事例 07	病気やケガで180日を超えて約款所定の要介護状態が継続したと医師より診断確定されたとき	→ 39

事例
01

死亡保険金の免責事由について

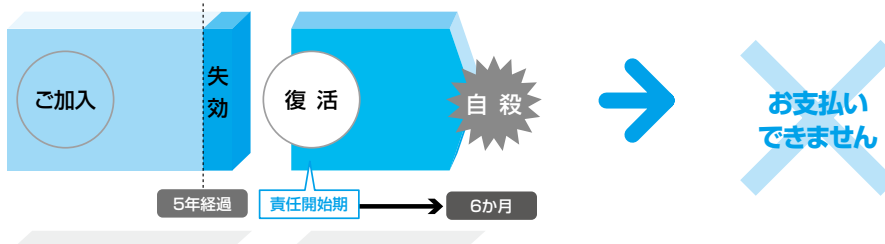
対象となる保険金・給付金などの種類

死亡保険金など

ご契約加入から5年経過後、被保険者が自殺された場合。



ご契約加入から5年経過後、ご契約が失効。その後すぐに復活をして6か月後に、被保険者が自殺された場合。



解説

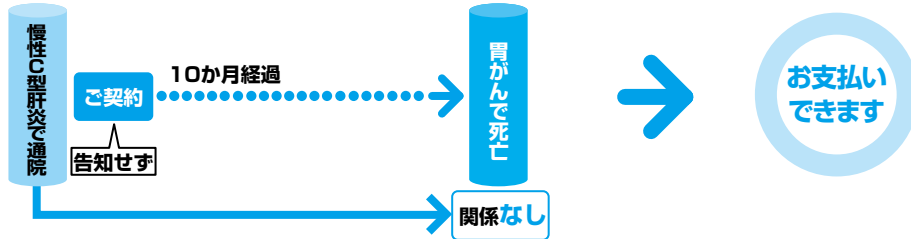


死亡保険金等について約款でお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には死亡保険金等はお支払いできません。
 ご契約（特約）の責任開始期の属する日（※1）からその日を含めて3年以内の自殺については、死亡保険金等はお支払いできません。
 また、保険契約者または死亡保険金受取人の故意や、戦争その他の変乱（※2）の場合もお支払いできません。

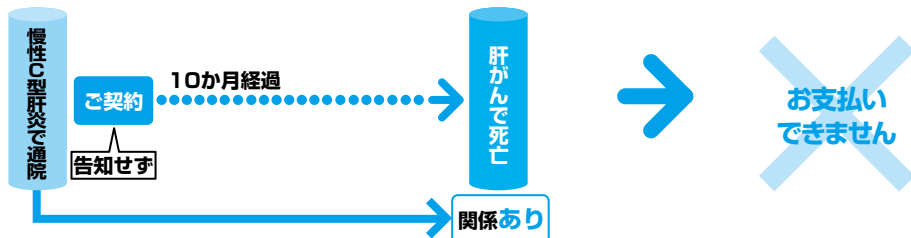
（※1）復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期となります。

（※2）戦争その他の変乱の場合は、該当する被保険者数の増加が主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金等の全額もしくは一部をお支払いします。

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せずに入会し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」と全く因果関係のない「胃がん」で亡くなられた場合。



ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せずに入会し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で亡くなられた場合。



解説

ご契約（特約）にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と異なる内容を告知された場合には、このご契約（特約）は解除となり、保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。

お支払いできる事例は告知しなかった事実と全く因果関係のない疾病で亡くなられたため死亡保険金等をお支払いしますが、お支払いできない事例では告知しなかった事実を原因とする疾病により亡くなられたためお支払いできません。

事例 03 病気により約款所定の高度障害状態になったとき

対象となる保険金・給付金などの種類 **高度障害保険金**

ご契約加入後に発症した「くも膜下出血」によって寝たきりの状態となり、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてが、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。



「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身はほぼ正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。



解説

高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。
 お支払できない事例のように食事の摂取や衣服の着脱、起居が自力で行える等、約款所定の高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。
 なお、高度障害保険金のお支払いの対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例 04 不慮の事故により約款所定の身体障害状態になられたとき

対象となる保険金・給付金などの種類 **保険料の払込免除**

自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力を永久に失った場合。



自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力が悪くなったが回復の見込みがある場合。



解説

保険料払込免除は、約款所定の身体障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときに対象となります。
 保険料のお払込みを免除できない事例のように回復の見込みがある場合は約款所定の身体障害状態に該当しないため、保険料のお払込みは免除できません。
 なお、保険料の払込免除の対象となる身体障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例
05

余命 6 か月と診断されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類

リビング・ニーズ特約の特定状態保険金

病気により、被保険者の余命が6か月であると医師に診断された場合。



お支払い
できます

病気により、被保険者の余命はあと1年から2年程度と医師に診断された場合。



お支払い
できません



解説

リビング・ニーズ特約による特定状態保険金は、医師により被保険者の余命が6か月以内であると診断された場合にお支払いします。お支払いできない事例では余命6か月以内と診断されていないため、特定状態保険金はお支払いできません。

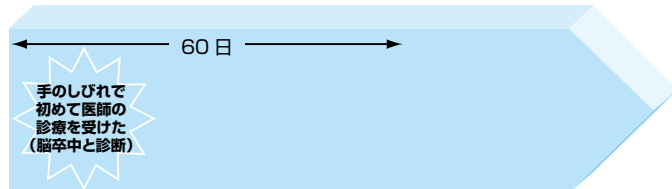
事例
06

3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)により、約款所定の症状になられたとき

対象となる保険金・給付金などの種類

3大疾病保険料払込免除特則の保険料の払込免除

突然右半身麻痺が出現し、受診した結果「脳卒中」と診断され医師の治療を受けたが、初めて医師の診療を受けた日から60日経過後も麻痺の後遺症および労働の制限が必要な状態のいずれもが続いていると医師に診断された場合。

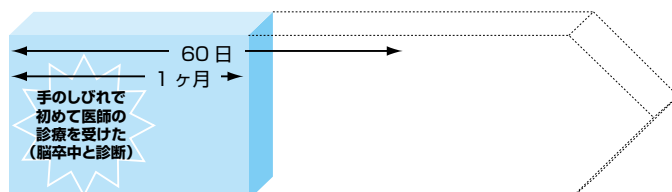


麻痺の後遺症および労働の制限が必要な状態が継続



保険料のお払込みを
免除できます

手のしびれが出現し、受診した結果「脳卒中」と診断され医師の治療を受けたが、初めて医師の診療を受けた日から1か月後には症状がなくなった場合。



症状が
なくなった



保険料のお払込みを
免除できません



解説

保険料払込免除の対象となる脳卒中の状態については約款で定めています。脳卒中は初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症および労働の制限のいずれもがある場合に対象となります。保険料のお払込みを免除できる事例では初めて医師の診療を受けた日から60日経過後も麻痺の後遺症および労働の制限が必要な状態が続いているため対象となりますが、保険料のお払込みを免除できない事例では初めて医師の診療を受けた日から60日以内に麻痺等の症状がなくなっているため対象となりません。

事例
07

病气やケガで180日を超えて約款所定の要介護状態が継続したと医師より診断確定されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類

介護保険金

頸椎(けいつい)損傷で四肢麻痺となり、常時寝たきりで歩行が自分ではできず、かつ入浴も大小便の排泄後の拭き取り始末も自分ではできない状態が180日を超えて継続していると医師により診断確定された場合。



約款所定の要介護状態に該当し、その状態が180日を超えて継続した場合お支払いします。

脳溢血(のういつけつ)の後遺症で右片麻痺が残ったため、日常生活で若干の介護を要する状態であり、例えば歩行や食事、トイレは自分で支障なくできるが、入浴に関しては浴槽に入るのに若干の介護を要するような場合。



約款所定の要介護状態に該当しないのでお支払いできません。

介護保険金はお支払対象となる要介護状態を約款で定めています。

要介護状態の要件のひとつは、常時寝たきり状態でベッド周辺の歩行が自分ではできず、かつ、次のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて180日を超えて継続したときとなります。

1. 衣服の着脱が自分ではできない。
2. 入浴が自分ではできない。
3. 食物の摂取が自分ではできない。
4. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

お支払いできない場合の事例では入浴以外の日常生活動作は介護を必要としていないため、介護保険金はお支払いできません。

なお、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたときにも、介護保険金のお支払いの対象となります。



14. 保険金・給付金等の代理請求について

あらかじめ指定した代理人により保険金等・給付金を請求することができます。

■指定代理請求特約

- 被保険者である保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を請求できないうぎのいずれかの事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金等を請求することができます。

- ・ 傷害または疾病により、保険金・給付金等を請求する意思表示ができない場合
- ・ 傷病名の告知を受けていない場合
- ・ その他これに準じた状態である場合



ご注意

保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求についても、左記と同様に取扱いします。

■指定代理請求人

指定代理請求人は、請求する時に指定すれば、良いのかな？



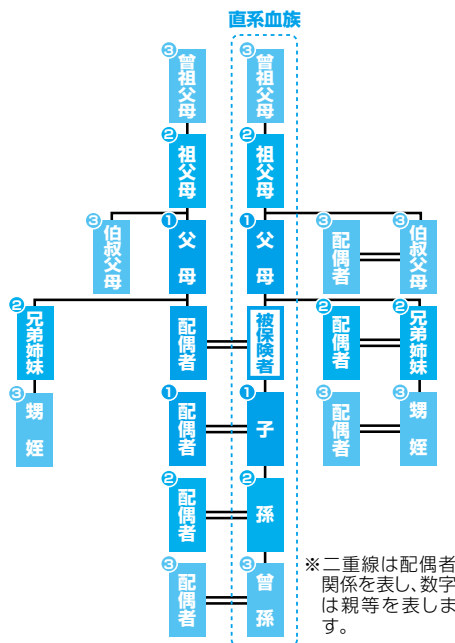
- 指定代理請求人は、被保険者の同意を得て、保険契約者にあらかじめ指定いただいた1名の方である必要があります。

誰でも、良いのかしら？



- 保険金・給付金等の請求時において、つぎのいずれかに該当する必要があります。

- ・ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ・ 被保険者の直系血族
- ・ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族



※二重線は配偶者関係を表し、数字は親等を表します。

- 保険契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人が不要となった場合は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。(この特約のみの解約はお取り扱いできません。)
- 告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者等の通知先に住所不明により通知できないときは、指定代理請求人に通知することがあります。

ご注意

- 保険金・給付金等の受取人が法人の場合や被保険者と同一人でない場合には、指定代理請求人による代理請求はできません。
- 保険金・給付金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して保険金・給付金等の請求を受けてもお支払いいたしません。

■指定代理請求特約の対象となる保険金・給付金等



どんな保険金・給付金などが請求できるのかな？

● 指定代理請求人は、つぎの保険金・給付金等のうち、ご契約内容に該当するものを請求することができます。ただし、被保険者と保険金・給付金等の受取人が同一人の場合に限りです。

- | | | | |
|--------------------------------|------------|---------|----------------|
| ・ 高度障害保険金 | ・ 特定疾病保険金 | ・ 障害給付金 | ・ 特定状態保険金 |
| ・ 満期保険金 | ・ 年金 | ・ 祝金 | ・ 介護保険金(介護給付金) |
| ・ 特約生存給付金 | ・ 健康祝金 | ・ 生存祝金 | ・ 長期継続特約給付金 |
| ・ 5年ごと利差配当付こども保険の災害死亡保険金、死亡給付金 | ・ 保険料の払込免除 | | |



ご注意

保険料の払込免除には、3大疾病保険料払込免除特則による保険料の払込免除を含みます。

ご注意

- 指定代理請求特約を付加した場合、対象となる保険金・給付金等のそれぞれの約款に規定されている代理請求に関する規定は適用しません。(対象となる保険金・給付金等の代理請求人は指定代理請求特約の指定代理請求人となります。)
- 故意に保険金・給付金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金・給付金等の受取人を保険金・給付金等の請求の意思表示をできない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

■保険金・給付金等の代理請求をされる場合のご注意

代理請求をされる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- 代理請求により保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者（または保険契約者）から契約内容についてご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。
- このため、被保険者（または保険契約者）に傷病名等を察知される可能性があります。
- 保険金・給付金等の請求があったことを、被保険者（または保険契約者）が知る可能性がある具体的事例は次のようなものです。

- ・ 被保険者が当社に契約内容を照会された場合
- ・ 銀行口座の通帳等で保険料のお払込みがなくなった、またはお払込額が減少したことを知る場合

- 代理請求いただいた方からの請求後の被保険者（または保険契約者）からの照会について、当社は直接の回答をせず代理請求いただいた方に連絡をとらせていただくことがありますので、ご了承ください。

15.死亡保険金受取人の変更について

■死亡保険金受取人の変更

ご契約者は、被保険者がお亡くなりになるまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご連絡ください。
 - ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。(被保険者の同意が必要となります。)
- この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご連絡ください。



ご注意

当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

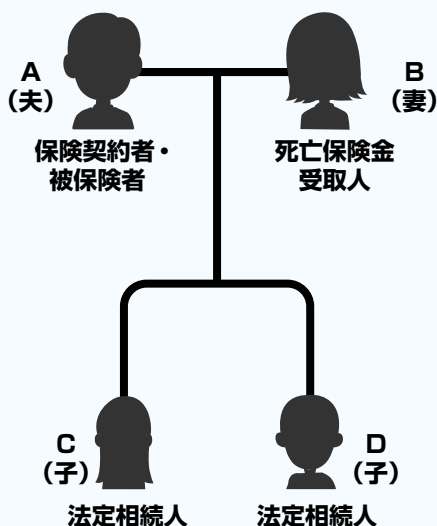
■死亡保険金受取人が死亡した場合

死亡保険金受取人がお亡くなりになった際には、すみやかに当社にご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただけます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 万一、死亡保険金受取人の変更手続きをされない間に、死亡保険金のお支払事由が発生した場合は、つぎのようなお取扱いとなります。



【死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例】



保険契約者・被保険者 Aさん
死亡保険金受取人 Bさん

Aさんより先にBさんが死亡し、その後死亡保険金受取人の変更手続きをされない間にAさんが死亡(死亡保険金のお支払事由が発生)した場合

Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

(注)保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、支社または本店にご連絡ください。

16. 保険金・給付金等の請求について

■ 保険金・給付金等の請求書類

- 保険金・給付金・保険料払込みの免除等の諸手続きに必要な書類は、普通保険約款および特約条項の別表をご参照ください。

低解約返戻金型終身介護保険普通保険約款	別表 1
リビング・ニーズ特約条項	別表 1
指定代理請求特約条項	別表 1

ご注意

- 保険金・給付金・解約返戻金・保険料払込みの免除等を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅しますのでご注意ください。
- 法人等(個人事業主を含みます。以下同じ。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その法人等から給与の支払を受ける人を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である法人等が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡・高度障害・介護保険金の請求の際、つぎの書類の提出も必要です。
 - (1) 被保険者もしくは死亡退職金等の受給者の請求内容確認書または被保険者もしくは死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (2) 保険契約者である法人等が受給者本人であることを確認した書類

■ 保険金・給付金等の支払場所

- 保険金・給付金等は、当社の本店でお支払いします。

■ 保険金・給付金等の請求に関して訴訟となった場合

- 保険金・給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本店所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

ご契約のしおり

保険料について



- 17. 保険料のお払込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 18. 保険料をまとめて払い込む方法・・・・・・・・・・ 47
- 19. 保険料の払込期月と猶予期間および復活について・・ 48
- 20. 保険料のお払込みが不要となった場合・・・・・・・・ 52
- 21. 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法・ 53

17. 保険料のお払込み

■ 保険料の払込方法(経路)

- 保険料の払込方法(経路)には次の方法があります。

口座振替

- 当社が提携している金融機関等で、ご契約者の定めた預金口座から、自動的に保険料が当社に振り込まれます。

送金

- 当社所定の事務手続により、払込期月中に最寄りの金融機関より当社指定の銀行にお払い込みください。
- その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保存しておいてください。

団体

- 団体扱契約の場合、勤務先などの団体を経由して、お払い込みください。
- この場合は、まとめて一枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡ししません。

クレジットカード

- ご契約者名義のクレジットカードにより、自動的に保険料が当社に払い込まれます。
- クレジットカードは、当社指定のクレジットカードに限ります。
- クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合、ご契約者にその旨を通知しますので、保険料の払込方法(経路)の変更を行ってください。
- ご契約内容の変更等により、クレジットカードによる保険料のお払込みをお取扱いできなくなることがあります。この場合、保険料の払込方法(経路)の変更を行ってください。

■ 保険料の払込方法(経路)の変更

- 次の場合には、当社の営業社員・代理店、支社または本店までお申し出ください。

- 払込方法の変更を希望する場合
- 勤務先団体からの脱退 など
- 指定口座の変更を希望する場合

- お払込方法の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法に変更させていただきます。
- この場合、新たなお払込方法に変更されるまでの間の保険料は、当社の本店または当社の指定した場所にお払い込みください。



ご注意

各々の保険料の払込方法(経路)には、当社の定める取扱条件があります。また、「責任開始期に関する特約」を付加する場合、保険料の払込方法(経路)については、口座振替となります。



ご注意

「口座振替」および「クレジットカード」の場合、払い込まれた保険料について、保険料領収証は発行しません。



お願い

「送金」で、万一払込期月中にお払込みのご案内が届かなかった場合などは、お手数でも支社または本店までご連絡ください。



ご注意

新たなお払込方法に変更できるのは、当社の定める取扱条件を満たした場合に限ります。また、「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が払い込まれるまでの期間は、払込方法の変更はできません。

18. 保険料をまとめて払い込む方法

ボーナス、預貯金、退職金などの余裕資金を活用して、保険料をまとめて払い込むことができます。

■ 保険料の一括払・前納

① 保険料の一括払（月払契約の場合）

- 当月以降の月払保険料をまとめて（3～12か月分）お払い込みいただく一括払のお取扱いがあります。この場合には、当社所定の割引率で保険料を割引いたします。
- この一括払保険料は、払込時期が到来するまで預り金として当社に積み立てられ、払込時期が到来するごとに保険料に充当されます。
- 保険期間中にご契約が消滅（解約・死亡など）した場合には、まだ払込時期が到来していない一括払保険料は返還されます。

② 保険料の前納（年払契約の場合）

- 将来の年払保険料を2年以上当社所定の期間分をまとめて前納するお取扱いがあります。この場合には、当社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金をお払い込みいただきます。
- この保険料前納金は、当社所定の利率で積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年払保険料のお払込みにあてられます。
- 前納期間が満了した場合、または保険料のお払込みを必要としなくなった場合に、保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- 月払のご契約は、年払に変更のうえ、前納のお取扱いができます。

ご注意

- 保険料の一括払または前納をご利用された期間につきましては、保険金額・給付金額等の減額など、契約内容の変更が制限されることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料が払い込まれるまでの期間は、一括払および前納のお取扱いはできません。



ご注意

当社所定の利率は、経済情勢により変更することがあります。

19.保険料の払込期月と猶予期間および復活について

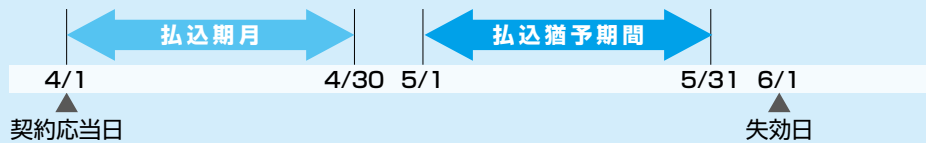
ご契約を有効に継続させるためには、払込方法（回数）に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内にお払込みがない場合でも、以下の猶予期間があります。

- 第2回以後の保険料の払込期月および払込猶予期間は次のようになります。

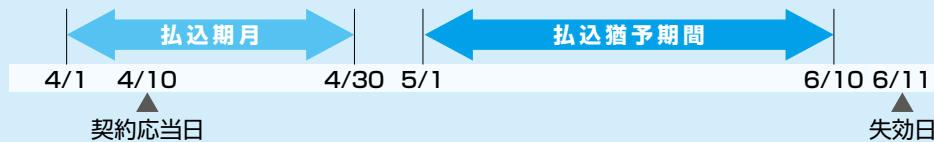
	払込期月(保険料を払い込むべき月)	払込猶予期間
月 払	月単位の契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	年単位の契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約当日まで(ただし、契約当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日まで)

払込期月と払込猶予期間

(1) 月払の場合



(2) 年払の場合



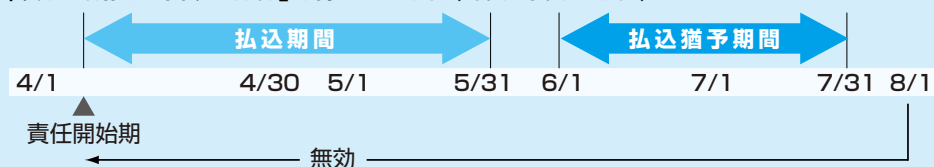
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料の払込期間および払込猶予期間は次のようになります。

	払込期間 (保険料をお払込みいただく期間)	払込猶予期間
月 払	主契約の責任開始日 ^(※) からその翌月末日まで	払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで
年 払		

(※) 責任開始日とは、責任開始期の属する日をいいます。

払込期間と払込猶予期間

(3) 「責任開始期に関する特約」を付加した場合(月払・年払の場合)



ご注意

「責任開始期に関する特約」を付加して第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合

- 原則として、払込期間内の所定の振替日に指定口座から第1回保険料の振替を行います。
- 払込期間内に第1回保険料が口座振替できなかった場合、翌月の所定の振替日(猶予期間中)に再度指定口座へご請求します。(保険料の払込方法(回数)が月払の場合は、第2回保険料とともにご請求します。)
- 当社が保険契約のお申込みを承諾した日によっては、第1回保険料の口座振替日が払込期間満了日の翌月(猶予期間中)になることがあります。この場合、指定口座への第1回保険料のご請求は一度だけになりますのでご注意ください。(保険料の払込方法(回数)が月払の場合、第2回目保険料とともに請求します。)
- さらに、払込猶予期間中の振替日に第1回保険料が口座振替できなかった場合は、当社がご案内する方法にしたがって、払込猶予期間内(払込期間満了日の翌々月の末日まで)に保険料をお払い込みください。(保険料の払込方法(回数)が月払の場合、第2～3回保険料とともにお払い込みください。)

■払込猶予期間満了の場合の取扱い

- 払込猶予期間内に第2回以後の保険料のお払込みがない場合、ご契約は払込猶予期間満了の日の翌日に失効(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなる)とします。ただし、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、保険契約者から特に反対の申出がない限り、当社が自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続させます。
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。)この場合、次のとおり取り扱います。
 - ・ 責任準備金などその他の返戻金の払戻しはありません。
 - ・ 復活のお取扱いはありません。

■効力を失ったご契約の復活

- 保険契約が失効した場合でも、3年以内なら、復活の請求ができます。「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがなく無効となった契約を除きます。)

必要な
お手続き

- 復活の際に必要な手続きは下記のとおりです。
 - ・ 改めて、告知または診査をしていただきます。健康状態などによっては復活できない場合があります。
 - ・ 当社所定の金額をお払込みいただきます。

責任開始期

- ご契約の復活を当社が承諾した場合、告知または診査と当社所定の金額のお払込みがともに完了したときから、復活の取扱いが行われた後のご契約の保障が開始されます。
 - ・ 複数回復活の取扱いが行われた場合の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。
 - ・ 告知または診査と当社所定の金額のお払込みがともに完了した日を「復活日」といいます。



ご注意

保険料をお立て替えした際には、立替利息が発生し、当社所定の利率で計算します。

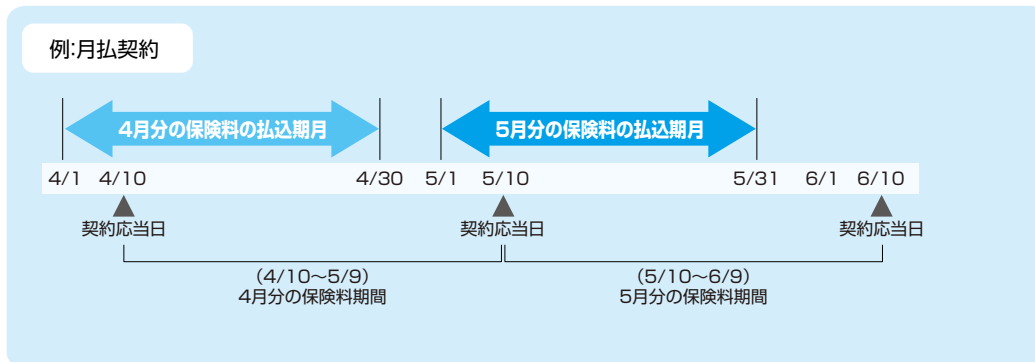


ご注意

3大疾病保険料払込免除特則については、最後の復活の際の責任開始期からその日を含めて90日以内(責任開始日前を含みます。)に悪性新生物(がん)に罹患したときは、保険料の払込免除はいたしません。また、その後新たな悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定されても、保険料の払込免除はいたしません。

■保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合

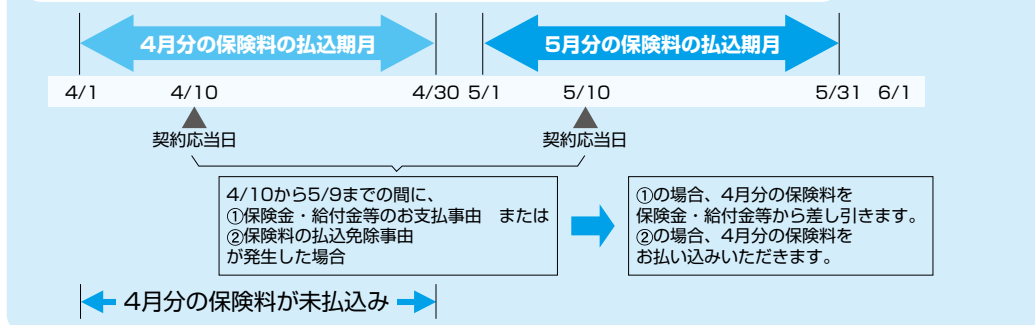
- 保険料は毎払込期月の契約応当日から、次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（保険料期間）に充当されます。



- 保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む保険料期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のようなお取扱いとなります。

- ① 保険金・給付金等を支払うとき……未払込保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
- ② 保険料払込みの免除のとき……未払込保険料をお払い込みいただきます。

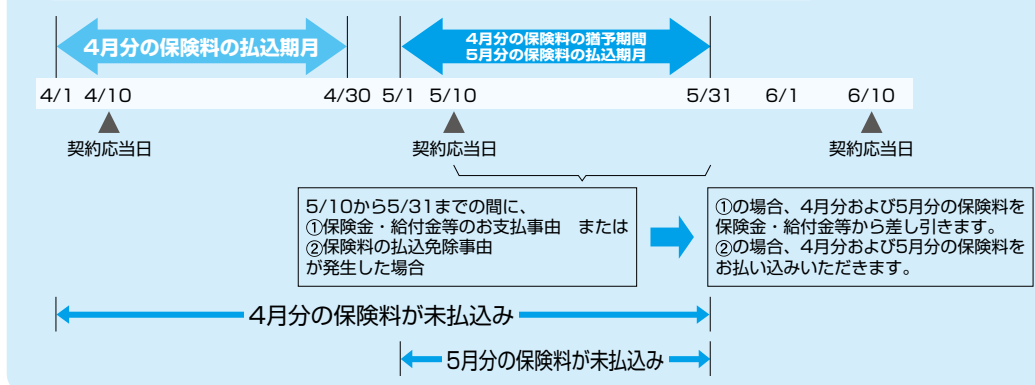
【例1】 1か月分の保険料が未払込みで保険金・給付金等を支払う場合(月払契約)



- 月払契約で猶予期間中の契約応当日以後に保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のようなお取扱いとなります。

- ① 保険金・給付金等を支払うとき……2か月分の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
- ② 保険料払込みの免除のとき……2か月分の保険料をお払い込みいただきます。

【例2】 2か月分の保険料が未払込みで保険金・給付金等を支払う場合(月払契約)



- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料をお払い込みいただく前に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、次のようなお取扱いとなります。

- ① 保険金・給付金等をお支払いするとき
・・・第1回保険料^(※)を保険金・給付金等から差し引きます。
- ② 保険料のお払込みを免除するとき
・・・第1回保険料^(※)をお払い込みいただきます。

(※) 月払契約で第2回以後の保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合は、上記第1回保険料と同様に第2回以後の保険料を取り扱います。

**ご注意**

保険金・給付金等が第1回保険料に不足する場合は、第1回保険料をお払い込みいただきます。

20.保険料のお払込みが不要となった場合

保険料のお払込み方法（回数）が年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要となったときは、次のようなお取扱いとなります。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅等により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次の額（未経過保険料）をお支払いします。（詐欺による契約取消や不法取得目的による無効の場合等、約款・特約条項に定める場合を除きます。）

<お支払いする額（未経過保険料）>

すでに払い込まれた保険料のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間の末日までの月数（端日数切捨て）に対応する保険料相当額

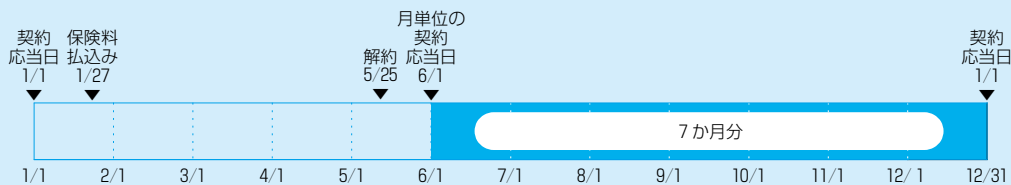
【年払契約】

<ご契約例>

契約応当日：1月1日

月単位の契約応当日：毎月1日

1月27日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に契約を解約した場合
⇒保険料のお払込みを必要としなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



ご注意

お払込み方法（回数）が月払のご契約には、左記取扱いはありません。



ご注意

ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額および保険料払込みの免除等を含みます。



ご注意

保険料の一部のお払込みを必要としなくなった場合は、そのお払込みを必要としなくなった部分に限ります。

21. 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法

保険料のお払込みが困難になられたときでも、できるだけご契約が有効に継続されるように次のようなお取扱いをしております。

このようなとき	このような方法で
<p>一時的に保険料の都合が見つからないとき</p>	<p>保険料の振替貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動的に当社で保険料をお立て替え(振替貸付)します。 貸付できる金額は、解約返戻金等の所定の返戻すべき金額の範囲内です。 お立て替えする場合には、口座振替扱契約や団体扱契約などの場合でも、普通保険料率による保険料を基準としてお立て替えします。 立替利息は、<u>当社所定の利率</u>で計算します。 この利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合にその利率を変更することがあります。 この場合、変更後の利率の適用は次のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新たにお立替を行うとき <p>1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。</p> ② すでにお立替を行っているとき <p>1月見直しの場合は4月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用します。</p> <div data-bbox="427 1131 1139 1458" style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>利率が変更される場合の例</p> <p>利率が1月見直して変更されず、7月見直して変更されるとき</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 5px; text-align: center;"> <p>1月最初の営業日 (見直しによりA率 (変更なし)に決定)</p> </div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 5px; text-align: center;"> <p>7月最初の営業日 (見直しによりB率 (変更)に決定)</p> </div> </div> </div>
<p>保険料の負担を軽くしたいとき</p>	<p>保険金額の減額</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金額を減らすことにより、払込保険料が少なくなります。 保険金額を減額した場合、減額分は解約したものと取り扱います。 減額後の保険金額は、10万円単位とし、200万円未満となる場合は、お取り扱いできません。 <div data-bbox="414 1657 1129 1966" style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 10px; margin-top: 10px;"> </div>

ご注意

- 保険証券に記載された低解約返戻金期間中の保険料のお立替(振替貸付)については、解約返戻金の水準が低いことに応じてお立て替えできる金額が少なくなります。
- 保険証券に記載された低解約返戻金期間中に保険金額を減額されますと、お受け取りになる解約返戻金は、健康祝金部分の解約返戻金を除き、通常の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた額となります。



ご参考

当社所定の利率は年8%を超えることはありません。



ご注意

左記の立替利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には、変更することがあります。



ご注意

保険金・給付金等をお受取の場合および健康祝金を据え置く場合は、立替金は差し引き精算されます。



ご注意

保険金額を減額した場合、それに応じて健康祝金のお支払い額も減額されます。

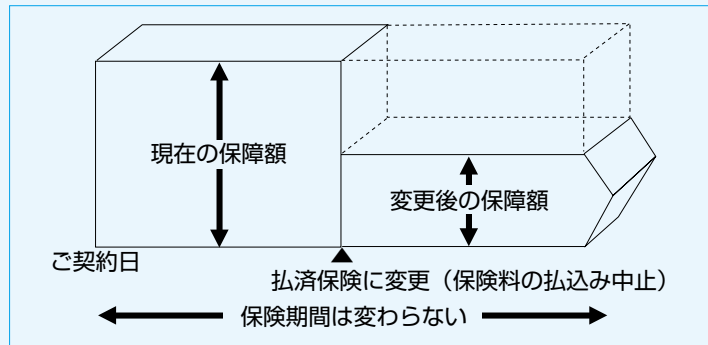
このようなとき

途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき

このような方法で

払済保険へ変更

- ・変更時の解約返戻金等を一時払の保険料として充当し、保険料払込済の保険に変更します。
- ・払済後の保険金額は、小さくなりますが、保障は生涯続きます。
- ・払済保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。



ご注意

払済保険に変更した場合、保険金額の減額に応じて健康祝金のお支払い額も減額されます。

ご注意

- 保険証券に記載された低解約返戻金期間中の払済保険への変更については、原資となる解約返戻金の水準が低いことに応じて変更後の払済保険の保険金額は少なくなります。

ご契約のしおり

ご契約後について



22. ご契約の解約と解約返戻金	56
23. 保険契約者に対する貸付け	59
24. 生命保険と税金について	60

22. ご契約の解約と解約返戻金

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、以降の保障はなくなります。ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくり等に役立つ大切な財産ですから、ぜひご継続ください。

解約と解約返戻金

- ・生命保険では払い込まれる保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられているわけではありません。ご契約時には、その一部が販売、診査、証券作成などの経費にあてられます。ご契約中は、保険金の支払および生命保険の運営に必要な経費にあてられます。
- ・これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に返戻されるため、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。
- ・解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによって異なります。

解約返戻金の請求

- ・やむをえずご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。所定の解約返戻金をご契約者にお支払いします。

失効の場合の解約返戻金

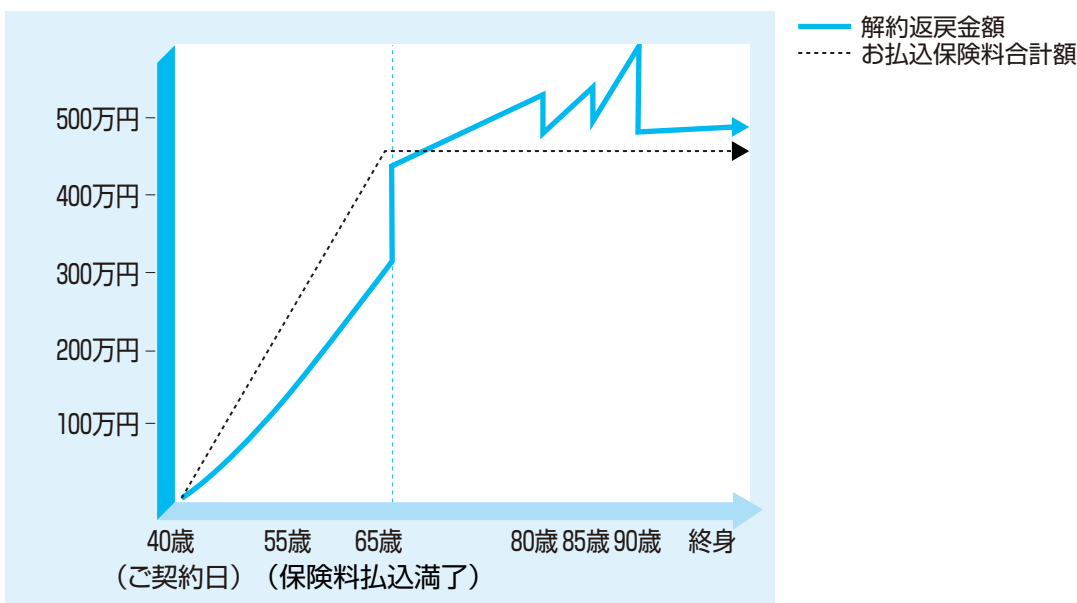
- ・効力のなくなったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。



【解約返戻金と払込保険料累計額との関係】

ご契約例

- 40歳契約
- 月払(口座振替)
- 男性
- 65歳払込満了
- 保険金額500万円
- 3大疾病保険料払込免除特則付加
- 健康祝金の支払事由の到来時期 80歳、85歳、90歳
- 低解約返戻金期間:ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
- 低解約返戻金割合:70%



ご参考

解約返戻金額は、保険証券に例示しています。



ご注意

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料のお払込み前のご契約には、解約返戻金はありません。



ご注意

解約返戻金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の本店でお支払いします。



ご参考

保険料の払込みが免除されている場合も、保険料が払い込まれているものとみなして解約返戻金を計算します。

低解約返戻金期間について

- 低解約返戻金期間中は、解約返戻金が低く設定されています。解約返戻金の水準および低解約返戻金期間の適用については次のようになります。

1. 解約返戻金の水準

- 長生き支援終身の「低解約返戻金割合」は70%となっており、解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金の70%となります。

ご注意

- 低解約返戻金期間中は、解約返戻金が低く設定されていることに応じて、以下の金額も低くなります。
 - ・ 払済保険の保険金額
 - ・ 契約者貸付の限度額
 - ・ 保険料の振替貸付限度額

2. 低解約返戻金期間の適用について

- 以下に記載する事項に関する解約返戻金を計算する場合、それぞれ以下に記載する日（基準となる日）が保険証券に記載された低解約返戻金期間に属するときに、解約返戻金は低解約返戻金割合として70%を乗じた水準となります。

項目	基準となる日
<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約の解約 ・ 保険金額の減額 ・ 払済保険への変更 ・ 契約者貸付 	請求に必要な書類が当社の本店に到着した日
<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約の失効 ・ 保険料の振替貸付 	保険料の払込猶予期間満了の日の翌日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 告知義務違反または重大事由による解除 	解除の通知が、 <u>ご契約者</u> に到着した日



ご注意

健康祝金を除く解約返戻金部分に低解約返戻金割合が設定されます。



ご参考

基準となる日の詳細については、「低解約返戻金型終身介護保険普通保険約款第25条（解約返戻金）(3)」をご覧ください。



ご注意

ご契約者またはご契約者のご住所が不明の場合等には、被保険者または保険金の受取人となります。

■被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または保険金・給付金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金・給付金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②保険金・給付金等の受取人が当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

■差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

■保険金・給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金・給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 保険金・給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

23. 保険契約者に対する貸付け

途中でお金をご入用のときは、一時的に必要な資金をご契約者にお貸し付けする制度があります。

取扱の範囲

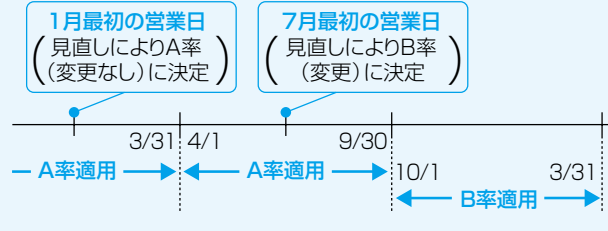
- ・ 貸付金額の上限は、次のとおりとします。
 保険料払込中……解約返戻金額の9割
 保険料払込済……解約返戻金額の8割
- ・ 貸付金額の下限は、次のとおりとします。
 初回貸付時 5万円
 貸増時 1万円

貸付金の利息

- ・ 当社所定の利率により、年複利で計算し、1年未満の期間は、日割計算とします。
- ・ この利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合にその利率を変更することがあります。

利率が変更される場合の例

利率が1月見直しで変更されず、7月見直しで変更される場合



- ・ なお、すでに契約者貸付を行っている契約についても、利率が変更された場合には、変更後の利率を適用します。(適用方法の詳細は、契約者貸付に関する約定によります。)

留意点

- ・ 貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。
- ・ 契約者貸付の貸付金の元利合計金額(保険料の振替貸付があるときは、その元利金と合算します。)が解約返戻金と未経過保険料の合計額を超えた場合、ご返済がなければご契約は失効します。
- ・ 当社所定の条件を満たしていない場合、ご契約者に対する貸付のお取扱いはいたしません。
- ・ 初回貸付の場合、収入印紙代が必要です。

ご注意

- 保険証券に記載された低解約返戻金期間中については、解約返戻金の水準が低いことに応じて貸付金額が少なくなります。



ご注意

すでにこの貸付があるときまたは保険料の振替貸付があるときは、左記金額からそれらの元利金を差し引いた金額を貸付金額の上限とします。
 また、保険料払込中のご契約の場合は、1か月分の保険料を差し引くことがあります。



ご注意

左記の貸付利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には、変更することがあります。

24. 生命保険と税金について

■生命保険料控除

1年間の正味払込保険料の一定額がその年の所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金がお安くなります。

① 生命保険料控除の取扱い

対象となる契約	納税する人が保険料を支払い、保険金受取人が「本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」である契約
対象となる保険料	1月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額から、その年に支払われた配当金（その年に新たに積み立てられた配当金を含みます。）を差し引いた額

- 生命保険料控除を受けるためには、年末調整または確定申告のときに、申告が必要です。当社から発行する「生命保険料控除証明書」を申告書に添付してください。

② 所得税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え80,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

③ 住民税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え32,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え56,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一律 28,000円



ご 注 意

左記内容は、平成25年1月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。



ご 参 考

正味払込保険料とは、1年間の払込保険料から契約者配当金を差し引いたものをいいます。

■保険金・給付金等の税法上のお取扱い

保険金・給付金等をお受け取りになる際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、非課税となるものがあります。課税される税金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係で決まります。



ご注意

左記内容は、平成25年1月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

① 死亡保険金等お受取時の課税の取扱い

(1) 死亡保険金をお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

(2) 健康祝金をお受け取りになる場合

受取人	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
受取人は約款でご契約者に指定されています。	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)



ご注意

保険金のお支払いにより保険契約が消滅する場合、すえ置かれた健康祝金は、保険金とともにその保険金の受取人にお支払いします。その場合受取人により税法上の取扱いは異なります。

② 保険金等の非課税扱

- ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人がご契約者の法定相続人の場合、死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。
- 介護保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の特定状態保険金などは、受取人が以下のいずれかに該当する場合、全額非課税扱となります。

- 被保険者
- 被保険者の配偶者もしくは直系血族
- 生計を一にするその他の親族

ご契約のしおり

その他生命保険に関するお知らせ



25. 保険金額・給付金額等が削減される場合	64
26. 生命保険契約者保護機構	64
27. 契約内容登録制度・契約内容照会制度	66
28. 支払査定時照会制度	67
29. ご契約内容等の取扱い	67

25. 保険金額・給付金額等が削減される場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

- 生命保険契約者保護機構の会員である保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

26. 生命保険契約者保護機構

当社は「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます。)に加入しております。

保護機構って、どんな団体？



- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

生命保険会社が破綻したら、現在加入している保険は、どうなるのかしら？



- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることとしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績運動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金額の90%が補償されるものではありません。(※4))。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

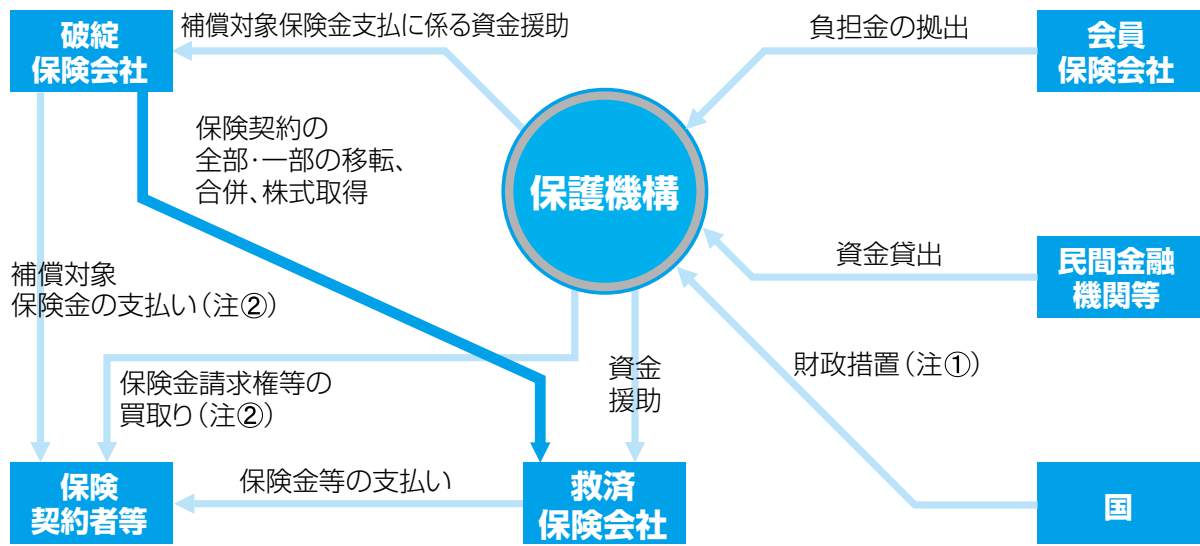
(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

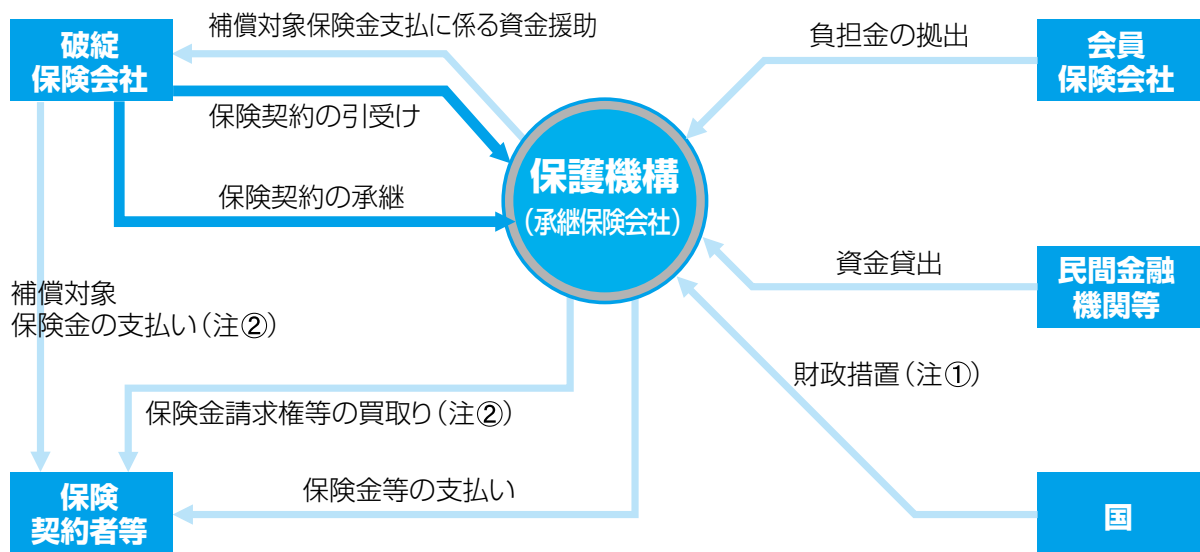
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図

●救済保険会社が現れた場合



●救済保険会社が現れない場合



(注①) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注②) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

* 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL(03)3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

ご契約のしおり 保険金額・給付金額等が削減される場合/生命保険契約者保護機構

27. 契約内容登録制度・契約内容照会制度

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。)から5年間です。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、総合カスタマーセンターにお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。



※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

28. 支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

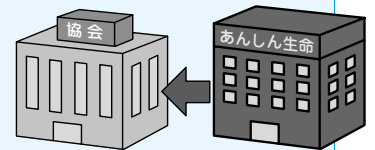
- 当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、総合カスタマーセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとする。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。



※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

29. ご契約内容等の取扱い

当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、申込書に記載の情報等を開示することがあります。また東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社の保有する被保険者が加入している保険契約の情報等の提供を受けて、これを利用することがあります。

- 当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、申込書、告知書、異動請求書、保険金請求書、その他の書類に記載の情報および保険事故の状況等の事実関係に関する情報を開示することがあります。
- また、当社は、業務又は事務の一部を東京海上ホールディングス株式会社傘下以外の保険会社に委託して行うことがあります。
- したがって、申込書、告知書、異動請求書、保険金請求書、その他の書類に記載の情報および保険事故の状況等の事実関係に関する情報を業務の代理又は事務の代行を遂行する上で必要な範囲で、当該保険会社が知ることがあります。

約款



低解約返戻金型終身介護保険普通保険約款	2
リビング・ニーズ特約条項	26
指定代理請求特約条項	36
特別条件付保険特約条項	39
保険料口座振替特約条項	44
団体扱特約条項Ⅰ	47
団体扱特約条項Ⅱ	50
保険料クレジットカード払特約条項	52
責任開始期に関する特約条項	54

低解約返戻金型終身介護保険普通保険約款 目次

1. 用語の意義
 - 第1条 用語の意義
2. 保険金および祝金の支払
 - 第2条 保険金および祝金の支払
 - 第3条 保険金および祝金の支払に関する補則
 - 第4条 保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い
 - 第5条 祝金の自動すえ置
 - 第6条 保険金および祝金の請求、支払時期および支払場所
3. 保険料払込みの免除
 - 第7条 保険料払込みの免除
 - 第8条 保険料払込免除の請求
4. 当会社の責任開始期
 - 第9条 当会社の責任開始期
5. 保険料の払込み
 - 第10条 保険料の払込み
 - 第11条 保険料の払込方法（経路）
 - 第12条 年払保険料の前納
 - 第13条 月払保険料の一括払
6. 保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効
 - 第14条 猶予期間および保険契約の失効
7. 保険料の振替貸付
 - 第15条 保険料の振替貸付
 - 第16条 保険料の振替貸付の取消
8. 保険契約の復活
 - 第17条 保険契約の復活
9. 詐欺による取消等
 - 第18条 詐欺による取消
 - 第19条 不法取得目的による無効
10. 告知義務および保険契約の解除
 - 第20条 告知義務
 - 第21条 告知義務違反による解除
 - 第22条 保険契約を解除できない場合
 - 第23条 重大事由による解除
11. 解約および解約返戻金
 - 第24条 解約
 - 第25条 解約返戻金
 - 第26条 保険金等の受取人による保険契約の存続
12. 契約内容の変更
 - 第27条 保険金額の減額
 - 第28条 払済保険への変更
13. 契約者貸付
 - 第29条 契約者貸付
14. 保険金の受取人
 - 第30条 保険金の受取人の代表者
 - 第31条 死亡保険金受取人の変更
 - 第32条 遺言による死亡保険金受取人の変更
 - 第33条 死亡保険金受取人の死亡
15. 保険契約者
 - 第34条 保険契約者の代表者
 - 第35条 保険契約者の変更
 - 第36条 保険契約者の住所の変更
16. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い
 - 第37条 年齢の計算
 - 第38条 契約年齢および性別の誤りの取扱い
17. 契約者配当
 - 第39条 契約者配当
18. 時効
 - 第40条 時効
19. 被保険者の業務、転居および旅行
 - 第41条 被保険者の業務、転居および旅行
20. 法令等の改正に伴う契約内容の変更
 - 第42条 法令等の改正に伴う契約内容の変更
21. 管轄裁判所
 - 第43条 管轄裁判所
22. 契約内容の登録
 - 第44条 契約内容の登録
23. 3大疾病保険料払込免除特則
 - 第45条 3大疾病保険料払込免除特則
 - 第46条 責任開始日から90日を経過する日以前に悪性新生物と診断確定された場合の3大疾病保険料払込免除特則の取扱い

低解約返戻金型終身介護保険普通保険約款

(平成25年4月2日制定)

(この保険の概要)

(1) この保険は被保険者の一生にわたって、万一の場合の保障を確保する保険であって、下表の給付および保険料払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。なお、死亡保険金額、高度障害保険金額および介護保険金額は同額です。

	内容
死亡保険金	被保険者が死亡したときに支払います。
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態になったときに支払います。
介護保険金	被保険者が脊椎損傷または脳卒中等により所定の要介護状態になったときに支払います。
健康祝金	被保険者が所定の年齢に到達する年単位の契約応当日に生存しているときに支払います。
保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときに、その後の保険料の払込みを免除します。

(2) この保険は、一定期間解約返戻金の水準を低く設定し、それを保険料に反映することにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援するものです。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

	用語	用語の意義
ケ	契約応当日	毎月または毎年契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合には、その月の末日をいうものとします。
ケ	契約者貸付	解約返戻金の一定割合の範囲内で保険契約者が金銭の貸し付けを受ける制度をいいます。
ケ	契約日	契約年齢、保険期間等の計算の基準日をいいます。
コ	告知	保険契約者および被保険者が、契約の申込をされるとき等に、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等、当会社がたずねる支払事由または保険料払込みの免除事由の発生に関する重要なことならについて当会社に知らせることをいいます。
シ	失効	保険契約の効力が失われることをいいます。失効日以降は、保障がなくなります。
シ	支払事由	保険金、祝金を支払うことになる事象をいいます。
セ	責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とします。
セ	責任開始日	責任開始期の属する日をいいます。
ハ	払込期月	第2回目以降の各回の保険料を払い込んでいただく期間として、保険料の払込方法(回数)に応じて定められている期間(契約応当日の属する月の初日から末日まで)をいいます。
ヒ	被保険者	保険の対象として、保障されている人をいいます。
フ	復活	失効した契約の効力を元に戻すことをいいます。
ホ	保険料の振替貸付	保険料の払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合に、解約返戻金および未経過保険料の合計額の範囲内で自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて、保険契約を有効に継続させる制度をいいます。
ホ	保険料払込みの免除事由	保険料の払込みを免除することになる事象をいいます。
メ	免責事由	支払事由に該当しても保険金をお支払いしないことになる事象をいいます。
ユ	猶予期間	払込期月内に保険料が払い込まれなかった場合に、払込期月が終了してから保険契約を失効させるまでに一定期間の猶予を設けていますが、この期間をいいます。

2. 保険金および祝金の支払

第2条 (保険金および祝金の支払)

この保険契約において支払う保険金および祝金は、次のとおりです。

① 死亡保険金

支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由	被保険者が死亡したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア. 責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺 イ. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ウ. 戦争その他の変乱

② 高度障害保険金

支払額	保険金額
受取人	被保険者（※1）
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（※2）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア. 保険契約者または被保険者の故意 イ. 戦争その他の変乱

（※1） 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（※2） 責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

③ 介護保険金

支払額	保険金額
受取人	被保険者（※1）
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として次のいずれかの事由に該当したとき。 ア. 公的介護保険制度（別表4）による要介護認定（別表4）を受け、要介護2以上（別表4）に該当していると認定されたとき。 イ. 要介護状態（別表5）に該当し、かつ、要介護状態（別表5）がその該当した日からその日を含めて180日を超えて継続したと、医師（※2）によって診断確定されたとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の薬物依存（※3） エ. 戦争その他の変乱

（※1） 介護保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（※2） 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。

（※3） 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

④ 健康祝金

支払額	支払事由に該当するごとに、以下により計算した金額 保険金額×支払事由に該当した時に到達する被保険者の年齢（※1）に応じた保険証券記載の支払割合
受取人	保険契約者（※2）
支払事由	被保険者が次の年齢（※1）に到達する年単位の契約応当日に生存しているとき。 ア. 80歳 イ. 85歳 ウ. 90歳

（※1） 第37条（年齢の計算）の規定により計算した被保険者の年齢をいいます。

（※2） 健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（保険金および祝金の支払に関する補則）

- (1) 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払います。
- (2) 当社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなします。
- (3) 当社が介護保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が介護保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- (4) 次の①～③のいずれかに該当する場合には、当社は、被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害

(以下、本(4)において「責任開始期前の疾病等」といいます。)を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条②および③の規定を適用します。

- ① この保険契約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合(責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。)
- ② この保険契約の締結または復活の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者(注1)が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
- ③ 責任開始期前の疾病等について、次のア、およびイ、を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
ア. 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
イ. 責任開始期前に、被保険者が健康診断(定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。)による異常の指摘を受けたことがない。
- (5) 高度障害保険金を支払う前に介護保険金の請求を受け、その介護保険金が支払われるときは、当社は、高度障害保険金を支払いません。また、高度障害保険金または介護保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当社は、高度障害保険金または介護保険金を支払いません。ただし、前条①に定める死亡保険金の免責事由に該当した場合(注2)または死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。
- (6) 高度障害保険金を支払った後に介護保険金の請求を受けても、当社は、その介護保険金を支払いません。また、高度障害保険金または介護保険金を支払った後に死亡保険金の請求を受けても、当社は、その死亡保険金を支払いません。
- (7) すえ置かれた健康祝金を支払った後(注3)に、高度障害保険金または介護保険金の請求を受け、高度障害保険金または介護保険金を支払うこととなった場合で、その健康祝金がすえ置かれた時以前に高度障害保険金または介護保険金の支払事由に該当していたときは、当社は、高度障害保険金または介護保険金から既に支払ったその健康祝金(注4)を差し引いて支払います。
- (8) すえ置かれた健康祝金を支払う前に、高度障害保険金または介護保険金の請求を受け、高度障害保険金または介護保険金を支払うこととなった場合で、その健康祝金がすえ置かれた時以前に高度障害保険金または介護保険金の支払事由に該当していたときは、第5条(祝金の自動すえ置き)②の規定にかかわらず、当社は、すえ置かれたその健康祝金(注5)を支払いません。
- (9) 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人(注6)が保険契約者(その法人)である場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約者(その法人)を高度障害保険金および介護保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- (10) 保険金を支払うときに保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当社は保険金からそれらの元利金を差し引きます。
- (11) 死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金を支払う場合に、支払うべき死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金が解約返戻金を下回る場合は、前条の規定にかかわらず、解約返戻金と同額の死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金を支払います。

(注1) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

(注2) 次条(3)の規定により責任準備金を保険契約者に支払った場合を除きます。

(注3) 第5条(祝金の自動すえ置き)③の規定により健康祝金から保険料の振替貸付または契約者貸付の元利金を差し引いた場合を含みます。

(注4) 第5条(祝金の自動すえ置き)③の規定により健康祝金から保険料の振替貸付または契約者貸付の元利金を差し引いた場合はその差し引いた額を含みます。

(注5) 第5条(祝金の自動すえ置き)①の規定によりすえ置かれたその健康祝金に付された利息を含みます。

(注6) 死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。

第4条(保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い)

- (1) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その受取人には死亡保険金を支払いません。この場合、死亡保険金のうち支払わない部分を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- (2) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加について、当社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じ、死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- (3) 次のいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
 - ① 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - ② 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - ③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
- (4) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、本条(1)および(3)の規定にかかわらず、当社は責任準備金その他の返戻金を支払いません。

第5条(祝金の自動すえ置き)

健康祝金については、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① 健康祝金は、支払事由が生じたときから、当会社の定める方法により、当会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
- ② 前①の規定によりすえ置いた健康祝金は、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者にその全額を支払います。ただし、保険契約が保険金の支払により消滅するときは、第2条（保険金および祝金の支払）④の規定にかかわらず、すえ置いた健康祝金は、保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- ③ 前①の規定により健康祝金をすえ置くときに、保険料の振替貸付または契約者貸付がある場合には、当会社は、健康祝金からそれらの元利金を差し引き、その残額をすえ置きます。

第6条（保険金および祝金の請求、支払時期および支払場所）

- (1) 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- (2) 保険金の支払事由が生じたときは、その保険金の受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出して、その保険金を請求してください。
- (3) 支払事由が生じた祝金を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- (4) 本条(2)または(3)の請求を受けた場合、保険金または祝金（以下本条において「保険金等」といいます。）は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（以下本条において「請求完了日」といいます。）の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
- (5) 保険金等を支払うために確認が必要な下表の①～④に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等請求時までには当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ①～④に定める事項の確認（当会社の指定した医師による被保険者の診断を含みます。）を行います。この場合には、本条(4)の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めて60日を経過する日とします。

	確認等が必要な場合	確認事項
①	保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡、第2条（保険金および祝金の支払）②に定める高度障害状態（別表3）、第2条（保険金および祝金の支払）③または④に定める介護保険金または健康祝金の支払事由に該当する事実の有無
②	保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
③	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前②および③に定める事項、第23条（重大事由による解除）(1)⑥ア、～オ、に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等請求時までにおける事実

- (6) 本条(5)の確認をするため、下表の①～⑥に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(4)および(5)の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表①～⑥に定める日数（①～⑥のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

	特別な照会や調査	日数
①	本条(5)①～④に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
②	本条(5)①～④に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	90日
③	本条(5)①、②または④に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日
④	本条(5)①、②または④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条(5)①、②または④に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
⑤	本条(5)①～④に定める事項についての日本国外における調査	180日
⑥	本条(5)①～④に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	90日

- (7) 保険金等を支払うべき期限について、本条(5)または(6)に定める期限を適用する場合には、当会社はその旨を保険金等の受取人に通知します。
- (8) 本条(5)および(6)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- (9) 下表の「要件」を全て満たす保険金の請求については、下表の「請求書類」を本条(2)に定める書類に追加して提出する必要があります。

要件	① 団体（※1）を保険契約者および死亡保険金受取人としている保険契約であること。 ② その団体（※1）から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約であること。 ③ 保険契約者である団体（※1）がその保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下本条において「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うこと。
請求書類	次のア、またはイ、のいずれかおよびウ、の書類を提出（※2）する必要があります。 ア. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書 イ. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類 ウ. 受給者本人であることを、保険契約者である団体（※1）が確認した書類

（※1） 官公庁、会社、組合、工場その他の団体をいい、団体の代表者を含みます。

（※2） 被保険者または死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

3. 保険料払込みの免除

第7条（保険料払込みの免除）

(1) 下表のとおり、当会社は、次に到来する第10条（保険料の払込み）(2)の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。

保険料払込みの免除事由	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害（※1）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表6）に該当したとき。 この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害（※2）を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態（別表6）に該当したときを含みます。
保険料払込みの免除事由に該当しても、保険料の払込みを免除しない場合	次のいずれかによって上記の保険料払込みの免除事由に該当したとき。 ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 地震、噴火または津波 ⑧ 戦争その他の変乱

（※1） 責任開始期前に発生した不慮の事故（別表2）による傷害の取扱いについては、第3条（保険金および祝金の支払に関する補則）(4)の規定を準用します。

（※2） 責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害と因果関係のない傷害に限ります。

- (2) 保険料の払込みが免除された場合には、以後第10条（保険料の払込み）に定める払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- (3) 保険料の払込みが免除された保険契約については、保険料払込みの免除事由の発生時以後、次の①および②の取扱いに関する規定は適用しません。
- ① 第27条（保険金額の減額）
② 第28条（払済保険への変更）
- (4) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、身体障害の状態（別表6）に該当した場合でも、これらの事由により保険料払込みの免除事由に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、保険料の払込みを免除します。

第8条（保険料払込免除の請求）

- (1) 保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者はすみやかに当会社に通知してください。
- (2) 保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 保険料払込みの免除の請求については、第6条（保険金および祝金の請求、支払時期および支払場所）(4)～(8)の規定を準用します。

4. 当会社の責任開始期

第9条（当会社の責任開始期）

(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。

	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。

(3) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。

(4) 当会社が保険契約の申込を承諾した場合（注1）には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項（注2）を記載した保険証券を交付します。

- ① 当会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 保険金額
- ⑦ 保険料およびその払込方法（回数）
- ⑧ 契約日
- ⑨ 保険証券を作成した年月日

（注1） 保険契約の復活を承諾した場合を除きます。

（注2） この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。

5. 保険料の払込み

第10条（保険料の払込み）

(1) 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回下表の「払込期月」に定める期間内に払い込んでください。

	保険料の払込方法（回数）	払込期月
①	月払（年12回払）	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
②	年払（年1回払）	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

(2) 本条(1)で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの保険料期間（注1）に対応する保険料とします。

(3) 当会社は、年払の保険契約が保険料払込期間中に消滅した場合またはその保険契約の保険料の払込みが免除された場合で、かつ、払い込まれた保険料のうち保険料期間（注1）中の経過月数により計算した未経過部分の保険料（注2）（以下、「未経過保険料」といいます。）があるときは、これを保険契約者（注3）に支払います。ただし、次の①～③の場合は、未経過保険料の支払いはありません。

- ① 保険料の払込みが免除された保険契約が消滅したとき。
- ② 保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないとき。
- ③ 保険契約が、詐欺により取り消されたとき、または不法取得目的による無効とされたとき。

(4) 本条(1)の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込みを必要としなくなったときには、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（注3）に払い戻します。

(5) 本条(1)の保険料が払い込まれないまま、本条(1)の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険金の支払事由が生じたときには、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。

(6) 本条(1)の保険料が払い込まれないまま、本条(1)の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第14条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込みの免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。

(7) 本条(6)の場合、未払込保険料の払込みについては第14条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。

(8) 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

(9) 月払の保険契約が保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱いの範囲外となったときは、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法（回数）を年払に変更します。

（注1） 契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。

（注2） 経過月数は、1か月未満の端数を切り上げて計算します。また、年払以外の保険契約には未経過保険料はありません。

（注3） 保険金を支払うときは保険金の受取人とします。

第11条（保険料の払込方法（経路））

- (1) 保険契約者は、次の①～④のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - ① 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - ② 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - ③ 所属団体を通じ払い込む方法（注）
 - ④ 当会社の指定するクレジットカードにより払い込む方法
- (2) 本条(1)①～④のいずれかの方法によってもその払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
- (3) 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、本条(1)①～④の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
- (4) 保険料の払込方法（経路）が本条(1)①、③または④の場合において、その保険契約が、付加された保険料の払込方法（経路）に関する特約の特約条項に定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、本条(3)の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

（注） 所属団体と当会社との間に団体取扱いに関する協定が締結されている場合に限りです。

第12条（年払保険料の前納）

- (1) 保険契約者は、当会社の定める払込期間の範囲内で、当会社の定める方法により、将来の2年分以上の年払保険料を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
- (2) 本条(1)の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年払保険料の払込みに充当します。
- (3) 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- (4) 保険料の払込みを必要としなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

第13条（月払保険料の一括払）

- (1) 月払契約の場合には、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料（注）を一括払することができます。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
- (2) 保険料の払込みを必要としなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

（注） 3か月分以上12か月分以下の保険料に限りです。

6. 保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効**第14条（猶予期間および保険契約の失効）**

- (1) 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法（回数）	猶予期間
①	月払（年12回払）	払込期月の翌月初日から末日まで
②	年払（年1回払）	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで

- (2) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。
- (3) 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、当会社は未払込保険料を保険金から差し引きます。
- (4) 猶予期間中に保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。

7. 保険料の振替貸付**第15条（保険料の振替貸付）**

- (1) 保険料の払込みがないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から特に反対の申出がないかぎり、当会社は、自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて保険料の払込みに充当し、保険契約を有効に継続させます。
- (2) 保険料の振替貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返戻金および未経過保険料の合計額（注）を超えない間、行われるものとします。
- (3) 保険料の振替貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。

- (4) 保険料の振替貸付金の利息は、下表に定める「上限利率」以下で当社が定める利率で計算し、「元金繰り入れ日」ごとに元金に繰り入れます。

	保険料の払込方法（回数）	上限利率	元金繰り入れ日
①	月払（年12回払）	月8 / 12%	次期以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日
②	年払（年1回払）	年8%	次期以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日の属する月の末日

- (注) その保険料の払込みがあったものとして計算し、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

第16条（保険料の振替貸付の取消）

保険料の振替貸付が行われた場合でも、下表の「取消期限」に定める日までに、保険契約者から保険契約の解約または払済保険への変更の請求（注）があったときは、当社は、保険料の振替貸付を行わなかったものとします。

	保険料の払込方法（回数）	取消期限
①	月払（年12回払）	猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
②	年払（年1回払）	猶予期間満了の日の属する月の3か月後の月の末日

- (注) 第26条（保険金等の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による解約の効力発生を含みます。

8. 保険契約の復活

第17条（保険契約の復活）

- 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、当社の承諾を得て、保険契約の復活をすることができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活はできません。
- 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
- 保険契約の復活をするときは、保険契約者は、当社の指定した日までに、延滞保険料（注）当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。
- 第9条（当社の責任開始期）(1)の規定は、本条の場合に準用します。

- (注) 第29条（契約者貸付）(6)の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。

9. 詐欺による取消等

第18条（詐欺による取消）

保険契約の締結、復活または契約内容の変更に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人による詐欺の行為があったときは、当社は、保険契約の締結、復活または契約内容の変更を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

第19条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金または祝金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または契約内容の変更をしたときは、保険契約を無効とし、当社は既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

第20条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを必要とします。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条（告知義務違反による解除）

- 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
- 当社は、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
 - 保険金は支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。
 - 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込みを免除します。
- (4) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- (5) 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第22条（保険契約を解除できない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - ① 保険契約の締結または復活の際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - ② 保険媒介者（注）が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - ③ 保険媒介者（注）が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - ④ 当社が前条の規定による解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - ⑤ 保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じることなく、責任開始日からその日を含めて2年を経過したとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料払込みの免除が行われない場合を除きます。）。
- (2) 本条(1)②または③の場合には、②または③に規定する保険媒介者（注）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の告知の際に事実を告げなかったまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（注） 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

第23条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次の①～⑦のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（注1）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、この保険契約の高度障害保険金または介護保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - ④ この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - ⑤ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる死亡保険金（注1）の保険金額の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ⑥ 保険契約者、被保険者または保険金もしくは祝金の受取人が、次のア～オ、のいずれかに該当する場合
ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められるとき。
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき。
エ. 保険契約者または保険金もしくは祝金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められるとき。
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑦ 次のア、またはイ、に該当する等により、当社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは祝金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前①～⑥に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
ア. この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき。
イ. 保険契約者、被保険者または保険金もしくは祝金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。
- (2) 当社は、保険金もしくは祝金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、本条(1)①～⑦に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による保険金、祝金および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 保険金（注2）および祝金は支払いません。また、既に保険金（注2）または祝金を支払っていたときは、その保険金（注2）または祝金の返還を請求します。
 - ② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとしします。
- (3) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- (4) 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。
- (5) 本条(4)の規定にかかわらず、本条(1)⑥の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条(2)①の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条(4)の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注1) 本条(1)①および⑥においては、保険種類および保険金の名称が異なる場合であっても他の保険契約の死亡保険金を含みます。

(注2) 本条(1)⑥のみに該当した場合で、本条(1)⑥ア.～オ. に該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

11. 解約および解約返戻金

第24条 (解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第25条 (解約返戻金)

- 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、保険料払込中以外の保険契約についてはその経過年月数により、当会社の定める計算方法に従い計算します。
- 本条(1)の規定にかかわらず、低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間における解約返戻金は、健康祝金部分の解約返戻金を除き、本条(1)の規定により計算した額に、低解約返戻金割合として保険証券に記載の1よりも小さい割合(注)を乗じて計算します。
- 下表に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、下表に定める「判定基準日」が、低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間に属するときに、本条(2)の規定を適用します。

	事項	判定基準日
①	第14条(猶予期間および保険契約の失効)の規定による保険契約の失効	猶予期間満了の日の翌日
②	第15条(保険料の振替貸付)の規定による保険料の振替貸付	
③	第21条(告知義務違反による解除)の規定による告知義務違反による解除	
④	第23条(重大事由による解除)の規定による重大事由による解除	保険契約を解除する旨の通知が保険契約者(※)に到達した日
⑤	第24条(解約)の規定による解約	
⑥	第26条(保険金等の受取人による保険契約の存続)の規定による債権者等の解約	当会社所定の書類(別表1)が当会社の本店に到着した日
⑦	第27条(保険金額の減額)の規定による保険金額の減額	当会社所定の書類(別表1)が当会社の本店に到着した日
⑧	第28条(払済保険への変更)の規定による払済保険への変更	
⑨	第29条(契約者貸付)の規定による契約者貸付	

(※) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるが、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人とします。

- 本条(1)～(3)の規定を適用して元の保険契約を払済保険に変更した場合、変更後の払済保険の解約返戻金の計算については、本条(2)および(3)の規定を適用しません。
- 解約返戻金額は、保険証券に例示します。
- 保険契約者は、解約返戻金を請求するときは、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 解約返戻金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本店で支払います。
- (注) 低解約返戻金割合は0.7を下まわらない範囲で定めるものとします。

第26条 (保険金等の受取人による保険契約の存続)

- 債権者等(注1)による保険契約(付加された特約を含みます。以下本条において同じ。)の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に次(注2)の①および②を満たす保険金等(注2)の受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(注1)に支払うべき金額を債権者等(注1)に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
 - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること。
 - 保険契約者でないこと。
- 本条(2)の規定により、本条(1)の効力を生じさせないこととするときは、保険金等(注2)の受取人は当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 本条(1)の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じるまでまたは本条(2)の規定により効力が生じなくなるまでに、次(注2)の①～③のいずれかを満たす保険金等(注2)の支払事由が生じ、当会社が保険金等(注2)を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、本条(2)の金額を債権者等(注1)に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等(注1)に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等(注2)の受取人に支払います。

- ① 被保険者の死亡を支払事由とする保険金等（注2）であること。ただし、死亡の原因を一定の傷害や疾病に限定している保険金等（注2）は除きます。
- ② その支払により、この保険契約が消滅する保険金等（注2）であること。
- ③ その支払により、解約の効力が生じたときに当社が債権者等（注1）に支払うべき金額が減少することとなる保険金等（注2）であること。

（注1） 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

（注2） 名称がいかなる場合であっても、この保険契約において、被保険者の生存、死亡、傷害または疾病に関し、一定の事由が生じたことを条件として保険給付することを定めた金銭をいいます。ただし、本条(2)および(3)においては、被保険者の生存を支払事由とする金銭を除きます。

12. 契約内容の変更

第27条（保険金額の減額）

- (1) 保険契約者は、当社の定める単位にて、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は当社の定める金額以上であることを必要とします。
- (2) 保険金額の減額を請求するときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
- (3) 保険金額を減額したときは、減額分は解約したもものとして取り扱います。
- (4) 保険金額を減額した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

第28条（払済保険への変更）

- (1) 保険料払込期間中は、保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、次回以後の保険料払込みを中止し、次の①および②に定める内容の保険料払込済の保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。この場合、払済保険は、当社所定の書類（別表1）を当社が受け付けた日（以下「払済保険への変更日」とします。）から効力を生じるものとします。
 - ① 保険期間は終身とします。
 - ② 保険金額は、払済保険への変更日の解約返戻金および未経過保険料（注）を充当して計算します。
- (2) 払済保険に変更した後の保険金および祝金の支払については、この約款に定めるところによります。
- (3) 本条(1)②に定める払済保険の保険金額が当社の定めた金額に満たない場合には、払済保険への変更は取り扱いません。
- (4) 払済保険への変更を請求するときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

（注） 保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

13. 契約者貸付

第29条（契約者貸付）

- (1) 保険契約者は、解約返戻金額の9割（注）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当社の定めた金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
- (2) 契約者貸付を受けるときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
- (3) 契約者貸付金の利息は、当社所定の利率で計算します。
- (4) 保険契約が消滅した場合に、契約者貸付または保険料の振替貸付があるときは、当社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
- (5) 各月毎に当社の定める計算日において、当社の定める判定基準日時点の契約者貸付および保険料の振替貸付の元利金が、同時点の解約返戻金および未経過保険料の合計額を超える場合には、当社は、事前にその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、当社の指定した期日までに、当社所定の金額を払い込んでください。
- (6) 本条(5)の払込みがなかったときは、保険契約は当社の指定した期日の翌日から効力を失います。
- (7) 保険契約者は、いつでも契約者貸付金および保険料の振替貸付の元利金の全部、または当社所定の金額の範囲内でその一部を返済することができます。

（注） 保険料払込済の保険契約については8割とし、また、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

14. 保険金の受取人

第30条（保険金の受取人の代表者）

- (1) 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、当社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第31条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の通知が当会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- (3) 死亡保険金受取人の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第32条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- (1) 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)および(2)による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- (4) 遺言による死亡保険金受取人の変更をするときは、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第33条（死亡保険金受取人の死亡）

- (1) 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 本条(1)の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(1)の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (3) 本条(1)および(2)により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

15. 保険契約者

第34条（保険契約者の代表者）

- (1) 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- (3) 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- (2) 本条(1)の承継により、保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- (3) 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第36条（保険契約者の住所の変更）

- (1) 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
- (2) 本条(1)の通知がなく、保険契約者の住所を当会社が確認できなかった場合、当会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために必要とする期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い

第37条（年齢の計算）

- (1) 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 保険契約締結後の被保険者の年齢は、本条(1)の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第38条（契約年齢および性別の誤りの取扱い）

- (1) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。
 - ① 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
 - ② 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日において既に最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したのものとして当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
- (2) 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。

17. 契約者配当

第39条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

18. 時効

第40条（時効）

- (1) 保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込みの免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。
- (2) すえ置かれた祝金の支払を請求する権利は、保険契約の消滅した日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第41条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、次の①～③の事由が生じた場合であっても、当社は、保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。

- ① 被保険者が従事する業務を変更した場合（注）
- ② 被保険者が転居した場合
- ③ 被保険者が旅行した場合

（注） 第23条（重大事由による解除）(1)⑥に該当する場合を除きます。

20. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第42条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

- (1) この保険の給付にかかわる公的介護保険制度（別表4）の変更が将来行われたときは、当社は、主務官庁の認可を得て、介護保険金の支払事由の変更を行うことがあります。
- (2) 本条(1)により介護保険金の支払事由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

21. 管轄裁判所

第43条（管轄裁判所）

- (1) この保険契約における保険金または祝金の請求に関する訴訟については、当社の本店または保険金もしくは祝金の受取人（注1）の住所地と同一の都道府県内にある支社（注2）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- (2) この保険契約における保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、本条(1)の規定を準用します。

（注1） 保険金または祝金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

（注2） 同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

22. 契約内容の登録

第44条（契約内容の登録）

- (1) 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下本条において「協会」といいます。）に登録します。
 - ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - ② 死亡保険金の金額
 - ③ 契約日（注1）
 - ④ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、契約日（注1）から5年以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下本条において「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)の規定により登録された被保険者について、保険契約（注2）の申込（注3）を受けた場合、協会に対して本条(1)の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約（注2）の申込（注3）があった場合、本条(3)によって連絡された内容を保険契約（注2）の承諾（注4）の判断の参考とすることができるものとします。

- (5) 各生命保険会社等は、契約日（注5）から5年以内に保険契約（注2）について死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条(1)の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（注4）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)～(5)および（注2）～（注5）中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
保険契約	共済契約
死亡保険金	死亡共済金
災害死亡保険金	災害死亡共済金
保険金額	共済金額
高度障害保険金	後遺障害共済金

- (注1) 復活の取扱いが行われた場合は、復活の日とし、複数回復の取扱いが行われた場合には最後の復活の日とします。
- (注2) 死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
- (注3) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。
- (注4) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- (注5) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の取扱いが行われた場合は、各々の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行われた場合には最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

23. 3 大疾病保険料払込免除特則

第45条（3大疾病保険料払込免除特則）

- (1) 保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特則を保険契約に付加して締結することができます。この場合、その旨を保険証券に記載し、次の①～③のとおり取り扱います。
- ① 当会社は、第7条（保険料払込みの免除）(1)に規定するほか、被保険者が次のア. またはイ. のいずれかの事由に該当したときは、次に到来する第10条（保険料の払込み）(2)の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。
- ア. 被保険者が責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始日前を含みます。）に悪性新生物（別表7）に罹患したことがなく、かつ、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に、初めて悪性新生物（別表7）に罹患し、医師（注1）により病理組織学的所見（注2）によって診断確定（注3）されたとき。
- イ. 被保険者が責任開始期以後の疾病（注4）を原因として、保険料払込期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。
- ㍿ 急性心筋梗塞（別表7）を発病し、その疾病により初めて医師（注1）の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（注5）が継続したと医師（注1）によって診断されたとき。
- ㍿ 脳卒中（別表7）を発病し、その疾病により初めて医師（注1）の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症および労働の制限を必要とする状態（注5）のいずれもが継続したと医師（注1）によって診断されたとき。
- ② 前①に定める保険料払込みの免除事由に該当した場合、その該当した日とは、下表のとおりとします。

	保険料払込みの免除事由	保険料払込みの免除事由に該当した日
ア.	前①ア. に該当した場合	前①ア. に定める医師（注1）による診断確定（注3）がなされた日
イ.	前①イ. ㍿に該当した場合	前①イ. ㍿に定める労働の制限を必要とする状態（注5）に該当した日からその日を含めて60日目に当たる日
ウ.	前①イ. ㍿に該当した場合	前①イ. ㍿に定める他覚的な神経学的後遺症および労働の制限を必要とする状態（注5）のいずれにも該当した日からその日を含めて60日目に当たる日

- ③ この特則にもとづく保険料払込みの免除の請求について、第8条（保険料払込免除の請求）(3)の規定にもとづき、第6条（保険金および祝金の請求、支払時期および支払場所）(4)～(8)の規定を準用する場合、当会社が保険料払込みを免除するために確認を行うことがある事項には、病理組織学的検査（注2）の対象となった標本等の提出を含みます。

(2) この特則のみの解約はできません。

(注1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。

(注2) 生検を含みます。

(注3) 病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(注4) 責任開始期前の疾病の取扱いについては、第3条（保険金および祝金の支払に関する補則）(4)の規定を準用します。

(注5) 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

第46条（責任開始日から90日を経過する日以前に悪性新生物と診断確定された場合の3大疾病保険料払込免除特則の取扱い）

(1) 被保険者が責任開始日（注1）からその日を含めて90日を経過する日以前（注2）に悪性新生物（別表7）に罹患し、医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、この特則の付加を無効とします。

(2) 本条(1)の規定によりこの特則の付加が無効となったときは、当会社は、第10条（保険料の払込み）(3)の規定にかかわらず、次の①および②に定める保険料の差額を保険契約者に払い戻します。

① この特則を付加したのものとして既に払い込まれた保険料

② この特則を付加しないものとして計算した前①に対応する保険料

(3) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当するときは、本条(1)の規定は適用しません。

① 第21条（告知義務違反による解除）または第23条（重大事由による解除）の規定により、当会社が保険契約を解除することができるとき。

② 保険契約が解約その他の事由によって消滅することとなるとき。

(4) 被保険者が復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（注3）に悪性新生物（別表7）に罹患し、医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、その復活後の保険契約におけるこの特則の付加を無効とします。

(5) 本条(4)の規定により復活後の保険契約におけるこの特則の付加が無効となったときは、当会社は、第10条（保険料の払込み）(3)の規定にかかわらず、次の①および②に定める保険料の差額を保険契約者に払い戻します。

① この特則を付加したのものとして復活の際に払い込まれた延滞保険料およびその復活後に払い込まれた保険料の合計額

② この特則を付加しないものとして計算した前①に対応する保険料（注4）の合計額

(6) 本条(3)の規定は、本条(4)の適用にあたって準用します。この場合において、本条(3)の規定中「本条(1)」とあるのを「本条(4)」と読み替えます。

(注1) 復活における責任開始日を除きます。

(注2) 責任開始日（注1）前を含みます。

(注3) その復活に関して、保険契約が効力を失った日から復活における責任開始日までの期間を含みます。

(注4) 復活の際に払い込む延滞保険料を含みます。

別表1 請求書類

(1) 保険金、祝金、保険料払込免除の請求書類

	項目	提出書類
1	死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができません。） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍謄（抄）本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込みを証する書類 (7) 保険証券
2	高度障害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込みを証する書類 (6) 保険証券
3	介護保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 (3) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（ただし、第2条（保険金および祝金の支払）③の支払事由イ.の規定による介護保険金の請求の場合は不要。） (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） (5) 介護保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込みを証する書類 (7) 保険証券
4	健康祝金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） (3) 保険契約者の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込みを証する書類 (5) 保険証券
5	保険料払込みの免除	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（ただし、第45条（3大疾病保険料払込免除特則）の規定による保険料払込みの免除の請求の場合は不要。） (3) 当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 (4) 最終の保険料払込みを証する書類 (5) 保険証券

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

	項目	提出書類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約返戻金	(1) 当会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
3	契約内容の変更 ・ 保険金額の減額 ・ 払済保険への変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
4	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
5	死亡保険金受取人の変更 (遺言による変更を含みます。)	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（遺言による変更の場合は、遺言書（写）） (3) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険金等の受取人による 保険契約の存続の通知	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者および請求者である保険金等の受取人の印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額の支払いを証する書類
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が悪化した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の誤嚥<誤吸引>等	疾病による呼吸障害、摂食・嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥<誤吸引>もしくは気道閉塞を生じた食物その他の物体の誤嚥<誤吸引>（嘔吐物、食物その他の物体の鼻または口からの侵入による窒息を含みます。）
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	<p>次の症状の原因となった事故</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性またはウイルス性の食中毒ならびにアレルギー性、食事性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻痺で回復の見込みのない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

別表4 公的介護保険制度等

1. 「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。
2. 「要介護認定」とは、介護保険法第19条に定める要介護認定をいい、介護保険法第28条から第30条までに定める要介護更新認定および要介護状態区分の変更の認定を含みます。
3. 「要介護2以上」とは、平成21年12月28日における介護保険法第7条第1項および第3項、介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条、介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第2条ならびに要介護認定に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条に定める要介護者に該当し、かつ、その該当する要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかであることをいいます。

別表5 要介護状態

「要介護状態」とは、次の1. または2. のいずれかの状態をいいます。

1. 常時寝たきり状態で、下表の(1)に該当し、かつ、下表の(2)~(5)のうち2項目以上に該当して他人の介護を必要とする状態（注1）
2. 器質性認知症（注2）と診断確定され、意識障害（注3）のない状態において見当識障害（注4）があり、かつ、他人の介護を必要とする状態

(1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 (2) 衣服の着脱が自分ではできない。 (3) 入浴が自分ではできない。 (4) 食物の摂取が自分ではできない。 (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。
--

（注1） 上記(1)から(5)までの各項目について、それぞれ下記イ. またはウ. に該当した場合に「自分ではできない」とみなします。

- (1) ベッド周辺の歩行
 - ア. 杖・装具等を使用すれば、自分でできる
 - イ. 杖・装具等を使用しても、介助がなければ困難
 - ウ. 介助がなければ自分では全くできない
- (2) 衣服の着脱
 - ア. 衣服を工夫すれば、自分でできる
 - イ. 衣服を工夫しても、介助がなければ困難
 - ウ. 介助がなければ自分では全くできない
- (3) 入浴
 - ア. 浴槽等を工夫すれば、自分でできる
 - イ. 浴槽等を工夫しても、介助がなければ困難
 - ウ. 介助がなければ自分では全くできない
- (4) 食物の摂取
 - ア. 食器・食物等を工夫すれば、自分でできる
 - イ. 食器・食物等を工夫しても、介助がなければ困難
 - ウ. 介助がなければ自分では全くできない
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末
 - ア. 特別の器具を使用すれば、自分でできる
 - イ. 特別の器具を使用しても、介助がなければ困難
 - ウ. 介助がなければ自分では全くできない

（注2） 「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次のコード番号に規定される内容によるものをいい、「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師（注5）により診断確定された場合をいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷（注6）を有すること。
- (2) 正常に成熟した脳が、前(1)による器質的障害（注6）により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること。

疾病名	分類項目	基本分類コード*
器質性認知症	アルツハイマー病の認知症	F 00
	血管性認知症	F 01
	ピック病の認知症	F 02. 0
	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
	ハンチントン病の認知症	F 02. 2
	パーキンソン病の認知症	F 02. 3
	ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02. 4
	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
	詳細不明の認知症	F 03
	せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
（※） 2003年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。		

（注3） 「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

- (1) 「意識混濁」とは、意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

(2) 「意識変容」とは、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮等を示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）等があります。

(注4) 「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- | |
|---|
| (1) 時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
(2) 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
(3) 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。 |
|---|

(注5) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。

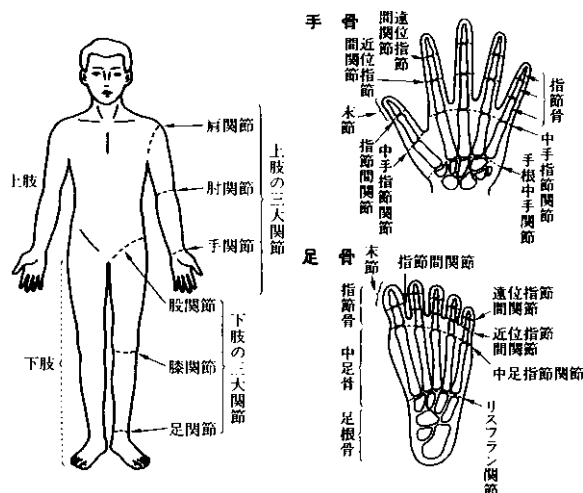
(注6) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表6 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害状態	備考
1 1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオージオメータで行ないます。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
3 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎における完全強直の場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合
4 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻痺で回復の見込みのない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合
5 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ① 関節の完全強直で回復の見込のない場合 ② 人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合
6 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
7 10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
8 10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表 7 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表 1 によって定義づけられる疾病とし、かつ平成 6 年 10 月 12 日 総務庁告示第 75 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003 年版) 準拠」に記載された分類項目中、表 2 の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の 3 項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表 2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C 43～C 44）のうち、 ・皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97	
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20～I 25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	3. 脳卒中	脳血管疾患（I 60～I 69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞

2. 前 1. において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」により、新生物の性状を表す第 5 桁コードとして次のコード番号が付されたものであることを必要とします。

新生物の性状を表す第 5 桁コード	
コード番号	
／ 3	悪性、原発部位
／ 6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／ 9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

リビング・ニース特約条項 目次

第1条	特定状態保険金の支払	第24条	主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則
第2条	特定状態保険金の支払に関する補則	第25条	主契約に収入保障特約が付加されている場合の特則
第3条	特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所	第26条	主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則
第4条	特定状態保険金を支払わない場合	第27条	主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則
第5条	特約の締結	第28条	主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱い
第6条	特約の責任開始期	第29条	定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則
第7条	特約保険料	第30条	通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険に付加した場合の特則
第8条	特約の失効	第31条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第9条	特約の復活	第32条	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則
第10条	告知義務および告知義務違反による解除	第33条	低解約返戻金型終身介護保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険に付加した場合の特則
第11条	重大事由による解除	第34条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第12条	特約の解約		
第13条	特約の解約返戻金		
第14条	特約の消滅とみなす場合		
第15条	特約の復旧		
第16条	指定代理請求人の変更		
第17条	主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱い		
第18条	管轄裁判所		
第19条	主約款の規定の準用		
第20条	主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則		
第21条	主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則		
第22条	主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則		
第23条	主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則		

リビング・ニース特約条項

(平成25年4月2日改定)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

第1条（特定状態保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される時は、特定状態保険金を特定状態保険金の受取人に支払います。ただし、特定状態保険金の請求日（第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）(1)に規定する当社所定の書類が当社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、当社は、特定状態保険金を支払いません。
- (2) 特定状態保険金の金額は、次の金額とします。

$$\text{特定状態保険金の金額} = \text{主契約の保険金額のうち、当社の定める範囲内で特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）} - \text{当社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額}$$

第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）

- (1) 特定状態保険金の受取人は、被保険者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- (2) 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者（その法人）である場合には、本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者（その法人）を特定状態保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- (3) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

- (4) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したもものとして取り扱います。
- (5) 本条(4)の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。
- (6) 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、当会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
- (7) 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、当会社は、特定状態保険金を支払いません。
- (8) 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受け、ても、当会社は、これを支払いません。
- (9) 特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）

- (1) 特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求（注）する場合には、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- (2) 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求（注）できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第16条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、当会社所定の書類（別表1）およびその事情を証明する書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求（注）することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - ① 傷害または疾病により、特定状態保険金を請求（注）する意思表示ができないこと。
 - ② 傷病名の告知を受けていないこと。
 - ③ その他前①または②に準じた状態であること。
- (3) 指定代理請求人が本条(2)の特定状態保険金の請求（注）を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを必要とします。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (4) 本条(2)および(3)の規定により当会社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求（注）を受けても、当会社は、これを支払いません。
- (5) 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特定状態保険金の支払の場合に準用します。

（注） 第1条（特定状態保険金の支払）(2)の規定による主契約の保険金額の指定を含みます。

第4条（特定状態保険金を支払わない場合）

被保険者が次の①～③のいずれかによって第1条（特定状態保険金の支払）(1)の規定に該当した場合には、当会社は、特定状態保険金を支払いません。ただし、次の②の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 指定代理請求人の故意
- ③ 戦争その他の変乱

第5条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第6条（特約の責任開始期）

- (1) 当会社は、下表の「特約上の責任が開始される時（責任開始期）」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加の時期	特約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	主契約締結の際、主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、主契約に付加する場合	当会社が特約付加の申込を承諾した時

- (2) この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第7条（特約保険料）

この特約に対する保険料はありません。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条（特約の復活）

- (1) 主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (2) 当会社は、本条(1)の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この

特約の復活の取扱いをします。

第10条 (告知義務および告知義務違反による解除)

- (1) 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。
- (2) 本条(1)の場合、主契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第11条 (重大事由による解除)

- (1) 主約款の重大事由による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。この場合、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。
- (2) 本条(1)の場合、主契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第12条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第13条 (特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

第14条 (特約の消滅とみなす場合)

次の①～③の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- ① 第1条(特定状態保険金の支払)の規定により特定状態保険金が支払われたとき。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- ③ 主契約が延長定期保険に変更されたとき。

第15条 (特約の復旧)

延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、前条③の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとしします。

第16条 (指定代理請求人の変更)

- (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第3条(特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)③の規定の範囲内の者であることを必要とします。
- (2) 本条(1)の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (3) 本条(1)の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当会社に対抗することができません。

第17条 (主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱い)

特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額分に対して、主約款の死亡保険金を支払うときの取扱いに準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

第18条 (管轄裁判所)

この特約における特定状態保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第20条 (主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則)

主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が主契約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

$$\text{特定状態保険金の金額} = \text{指定保険金額} \times \begin{array}{l} \text{特定状態保険金の請求} \\ \text{日における特別条件付} \\ \text{保険特約条項に定める} \\ \text{所定の割合} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当会社の定めた方法で計算した特} \\ \text{定状態保険金の請求日から6か月} \\ \text{間の指定保険金額に対応する利息} \\ \text{および保険料に相当する額} \end{array}$$

第21条 (主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑥のとおり取り扱います。

- ① 第1条(特定状態保険金の支払)②に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約お

- よび特定疾病保障定期保険特約の保険金額を加えます。
- ② 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約、平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。
- ④ 平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（注1）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- ⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

$$\text{特定状態保険金の金額} = \text{指定保険金額} \times \frac{\text{特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合}}{\text{当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額}}$$

- ⑥ 特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、次のとおりとします。
- ア. この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一人であることを必要とします。
- イ. この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（注2）が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更（注2）が行われたものとします。
- ウ. 特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

（注1） それぞれの特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。

（注2） 指定代理請求人を指定しない場合を含みます。

第22条（主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合の特約）

主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

- ① 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める主契約の保険金額に逡減定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逡減定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における保険金額とします。
- ② 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における逡減定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
- ア. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における逡減定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逡減定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- イ. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における逡減定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逡減定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- ウ. 前イ. の場合、逡減定期保険特約の特約基本保険金額は、逡減定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- ④ 逡減定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（注2）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- ⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が逡減定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、前条⑤の規定を適用します。

（注1） 応当日のない場合は、その月の末日とします。

（注2） 逡減定期保険特約条項の規定により逡減定期保険特約が更新される場合を除きます。

第23条（主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特約）

主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

- ① 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める主契約の保険金額に逡増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逡増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
- ② 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における逡増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
- ア. 特定状態保険金の請求日における逡増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逡増定期保険特約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- イ. 特定状態保険金の請求日における逡増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態

保険金が支払われた場合には、通増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ. 前イ. の場合、通増定期保険特約の特約基本保険金額は、通増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

- ④ 通増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（注）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- ⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が通増定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特約）⑤の規定を適用します。

（注） 通増定期保険特約条項の規定により通増定期保険特約が更新される場合を除きます。

第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特約）

主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

- ① 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める主契約の保険金額に家計保障定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、家計保障定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における保険金額（注2）とします。
- ② 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における家計保障定期保険特約の保険金額（注2）から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
 - ア. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における家計保障定期保険特約の保険金額（注2）の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - イ. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における家計保障定期保険特約の保険金額（注2）の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基準給付金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - ウ. 前イ. の場合、家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額は、家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額から指定保険金額に対応する特約基準給付金月額を差し引いた金額に改められます。
 - エ. 特定状態保険金については、家計保障定期保険特約条項に定める特約保険金の月払給付に関する規定を適用しません。
- ④ 家計保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- ⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が家計保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

$$\text{特定状態保険金の金額} = \text{指定保険金額} \times \begin{array}{l} \text{特定状態保険金の請求} \\ \text{日における特別条件付} \\ \text{保険特約条項に定める} \\ \text{所定の割合} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当会社の定めた方法で計算した特} \\ \text{定状態保険金の請求日から6か月} \\ \text{間の指定保険金額に対応する利息} \\ \text{および保険料に相当する額} \end{array}$$

（注1） 応当日のない場合は、その月の末日とします。

（注2） 特定状態保険金の請求日における特約保険金額を超える場合は特定状態保険金の請求日における特約保険金額とします。

第25条（主契約に収入保障特約が付加されている場合の特約）

主契約に収入保障特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(3)、第30条（通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険に付加した場合の特約）(1)②ア. または第31条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特約）(2)②ア. の規定により主契約が消滅したときは、収入保障特約は消滅したものとみなし、収入保障特約の責任準備金を払い戻します。
- ② 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(4)、(5)、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特約）③、第22条（主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特約）③、第23条（主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特約）③および第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特約）③の規定により主契約の保険金額（注）、通増定期保険特約もしくは通増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときでも、収入保障特約はそのまま有効に継続します。

（注） 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第26条 (主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第29条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則)(2)②ア、第30条(逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険に付加した場合の特則)(1)②ア、または第31条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)(2)②アの規定により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- ② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第21条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第22条(主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)③および第24条(主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注)、逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときでも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

(注) 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第27条 (主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約にこども定期保険特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第29条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則)(2)②ア、第30条(逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険に付加した場合の特則)(1)②ア、または第31条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)(2)②アの規定により主契約が消滅したときは、こども定期保険特約は消滅したものとみなし、こども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- ② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第21条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第22条(主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)③および第24条(主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注)、逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときでも、こども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

(注) 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第28条 (主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱い)

- (1) 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第29条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則)(2)②ア、第30条(逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険に付加した場合の特則)(1)②ア、もしくは第31条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)(2)②アの規定により主契約が消滅したときはまたは第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第21条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第22条(主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)③および第24条(主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注1)、逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額もしくは家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときは、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 入院給付金または療養給付金のある当会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱いの規定を準用します。
 - ② 入院給付金、手術給付金、療養給付金、重度5疾病・重度介護給付金または災害死亡保険金等のある当会社所定の特約については、主契約の保険金額(注1)、逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、主契約に保障開始条件付配偶者医療保障特約が付加されている場合は、次の①～⑤のとおり取り扱います。
 - ① 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第29条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則)(2)②ア、または第30条(逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険に付加した場合の特則)(1)②アの規定により主契約が消滅したときは、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項の特約の消滅に関する規定にかかわらず、保障開始条件付配偶者医療保障特約は消滅しません。
 - ② 特定状態保険金を支払うときは、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項の医療保障開始期に関する規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注2)を医療保障開始期とみなします。ただし、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注2)が特約保険期間満了日(注3)を超えるときはこの限りではありません。

- ③ 前①の場合、特定状態保険金の金額は、第1条（特定状態保険金の支払）(2)の規定にかかわらず、指定保険金額から、当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料ならびに保障開始条件付配偶者医療保障特約の保険料に相当する額を差し引いた金額とします。
- ④ 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(4)、(5)、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第22条（主契約に通減定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第23条（主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則）③および第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③の規定により主契約の保険金額（注1）、通減定期保険特約もしくは通増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときでも、保障開始条件付配偶者医療保障特約はそのまま有効に継続します。
- ⑤ 前①～④の規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日から医療保障開始期までの間に、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項に定める特約の消滅とみなす事由に該当した場合（注4）は、保障開始条件付配偶者医療保障特約は消滅したものとみなします。また、保障開始条件付配偶者医療保障特約の被保険者の故意により、特定状態保険金が支払われる場合は、保障開始条件付配偶者医療保障特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとし、保障開始条件付配偶者医療保障特約の責任準備金を保険契約者に返戻します。

（注1） 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

（注2） 応当日のない場合は、その月の末日とします。

（注3） 特約が更新される場合を除きます。

（注4） 主契約の被保険者が死亡または主約款に定める高度障害状態に該当した場合を除きます。

第29条（定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則）

- (1) この特約を定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）(1)中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
- (2) 本条(1)のほか、この特約を家計保障定期保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
- ① 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における主契約の保険金額（注2）から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ② 特定状態保険金の支払に際しては、次のとおり取り扱います。
- ア. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における家計保障定期保険の保険金額（注2）の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- イ. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における家計保障定期保険の保険金額（注2）の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険は指定保険金額に対応する基準給付金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- ウ. 前イ. の場合、家計保障定期保険の基準給付金月額は、家計保障定期保険の基準給付金月額から指定保険金額に対応する基準給付金月額を差し引いた金額に改められます。
- エ. 特定状態保険金については、家計保障定期保険普通保険約款に定める保険金の月払給付に関する規定を適用しません。

（注1） 応当日のない場合は、その月の末日とします。

（注2） 特定状態保険金の請求日における保険金額を超える場合は特定状態保険金の請求日における保険金額とします。

第30条（通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険に付加した場合の特則）

- (1) この特約を通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。
- ① 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額（注）から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ② 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
- ア. 特定状態保険金の請求日における通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険の保険金額（注）の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- イ. 特定状態保険金の請求日における通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険の保険金額（注）の一部が指定保険金額として特定状態保険金が支払われた場合には、通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- ウ. 前イ. の場合、通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険の基本保険金額は、通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- ③ 主約款の規定により払済保険への変更の際に保険契約者に支払うべき金額を当社が支払った後に、次のいずれかに該当していたことが判明した場合には、特定状態保険金の金額は、払済保険への変更の際に支払った金額を差し引いた金額とします。
- ア. 被保険者が主約款に定める危篤状態に該当していること。
- イ. 被保険者が余命6か月以内と判断されていること。
- ④ 前③の場合、主約款の規定にかかわらず、被保険者が死亡したときに、当社は、死亡保険金から払済保険への変更の際に支払った金額を差し引きません。ただし、払済保険への変更の際に支払った金額が、前③の規定により差し

- 引いた金額を超えている場合には、その超えている金額を被保険者が死亡したときに死亡保険金から差し引きます。
- (2) 本条(1)のほか、この特約を通増定期保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）(1)中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

(注) 低解約返戻金型通増定期保険において、支払うべき死亡保険金が解約返戻金を下回り、解約返戻金と同額を死亡保険金として支払うべき場合には、その死亡保険金の額とします。

第31条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）

- (1) この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
- ① 主契約の全部について、保険契約者が、年金支払移行特約条項、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。
- ② 主契約の一部について、保険契約者が、年金支払移行特約条項、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、第14条（特約の消滅とみなす場合）②中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分」と読み替えます。
- (2) 本条(1)のほか、この特約を5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。
- ① 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ② 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(3)～(5)までの規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。
- ア. 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとし、その支払後に主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金または介護給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- イ. 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約の保険金額、基本保険金額、最低保証保険金額、給付金日額および残存保険金額は、それぞれ特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特定状態保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとみなし、その支払後に主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金または介護給付金の請求を受けても、減額分については、当会社は、これを支払いません。この場合、減額分の解約返戻金はありません。
- ウ. 前イ. の場合、主約款に定める減額後の保険金額、残存保険金額、入院給付金および介護給付金の規定を準用します。
- ③ 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項を適用したとき、または、主契約の一部について保険契約者が5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項を適用した場合で、あわせて5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項を適用しなかったときは、この特約は消滅します。
- ④ 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項を適用したときは、次のア. ～オ. のとおり取り扱います。
- ア. 第1条（特定状態保険金の支払）(2)中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分の特約保険金額」と読み替えます。
- イ. 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(2)中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「5年ごと利差配当付終身保障移行特約の特約死亡保険金受取人（特約死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- ウ. 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(3)、(4)および(5)中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分の特約保険金額」と、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(6)、(7)および(8)中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項に定める特約死亡保険金または特約高度障害保険金」と読み替えます。
- エ. 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(9)中「主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付」と読み替えます。
- オ. 第14条（特約の消滅とみなす場合）②中「主契約」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分」と読み替えます。

第32条（5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

- ① この特約と主契約の指定代理請求人は同一人であることを必要とします。
- ② この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（注）が行われたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更（注）が行われたものとします。
- ③ 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

- ④ 特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）(1)中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

（注） 指定代理請求人を指定しない場合も含まれます。

第33条（低解約返戻金型終身介護保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険に付加した場合の特則）

この特約を低解約返戻金型終身介護保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険に付加した場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

- ① 第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額（注1）から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ② 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(3)～(5)の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。
- ア. 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額（注1）の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- イ. 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額（注1）の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額（注2）分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- ウ. 前イ. の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額（注2）を差し引いた金額に改められます。
- ③ 特定状態保険金を支払う前に、主約款に定める介護保険金の請求を受けたときは、当会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
- ④ 主約款に定める介護保険金の請求を受け、その介護保険金を支払うときは、当会社は、特定状態保険金を支払いません。
- ⑤ 主約款に定める介護保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

（注1） 請求日における主契約の保険金額が解約返戻金を下回る場合には、解約返戻金と同額とします。

（注2） 請求日における主契約の保険金額が解約返戻金を下回る場合には、次の計算式により計算した金額とします。ただし、計算結果に10万円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てて10万円単位とします。

$$\text{指定保険金額} \times \frac{\text{請求日における主契約の保険金額}}{\text{請求日における主契約の解約返戻金の額}}$$

第34条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

- ① この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、平準定期保険特約、通減定期保険特約、通増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または家計保障定期保険特約の付加を必要とします。
- ② 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(2)中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- ③ 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(6)、(7)および(8)中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、通減定期保険特約条項、通増定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項または家計保障定期保険特約条項に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金」と読み替えます。
- ④ 第14条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加している平準定期保険特約、通減定期保険特約、通増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約および家計保障定期保険特約がすべて消滅したとき（家計保障定期保険特約の場合は、特約保険金の月払給付を行う場合を含みます。）も、この特約は消滅します。
- ⑤ 第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）、第22条（主契約に通減定期保険特約が付加されている場合の特則）、第23条（主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則）および第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則）の規定の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

別表 1 請求書類

(1) 特定状態保険金の請求書類

	項目	提出書類
1	特定状態保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込みを証する書類 (6) 保険証券
2	特定状態保険金の指定代理請求	(1) 上記 1. 特定状態保険金に定める請求書類 (2) 指定代理請求人の住民票と戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 (3) 被保険者および指定代理請求人の健康保険証の写し等指定代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしていることが確認できる書類（ただし、指定代理請求人が第 3 条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）(3)①または②に該当する場合は不要。）
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項目	提出書類
	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

指定代理請求特約条項 目次

第1条	特約の締結	第7条	主約款等の代理請求に関する規定の不適用
第2条	特約の対象となる保険金等	第8条	主約款の規定の準用
第3条	指定代理請求人による保険金等の請求	第9条	5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則
第4条	指定代理請求人の変更および指定の撤回	第10条	一時払終身介護保険に付加した場合の特則
第5条	告知義務違反による解除等の通知		
第6条	特約の解約		

指定代理請求特約条項

(平成24年10月15日改定)

(この特約の概要)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない当会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とするためのものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金、年金または給付金（保険料の払込免除を含み、以下「保険金等」といいます。保険金等には、保険金等が支払われるときに、その受取人に支払われる契約者配当金、保険料前納金の残額等を含みます。）は、次の①～⑭に定めるとおりとします。ただし、被保険者と保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合には、保険契約者。以下同じ。）が同一人である場合に限り、⑮も適用されます。

- ① 高度障害保険金(注1)
- ② 特定疾病保険金(注2)
- ③ 障害給付金
- ④ 特定状態保険金
- ⑤ 死亡保険金(注3)
- ⑥ 満期保険金
- ⑦ 年金
- ⑧ 祝金
- ⑨ 介護給付金(注2)
- ⑩ 重度5疾病・重度介護給付金
- ⑪ 特約生存給付金
- ⑫ 健康祝金
- ⑬ 生存祝金
- ⑭ 長期継続特約給付金
- ⑮ 保険料の払込免除

(注1) 名称がいかなる場合であっても、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加される特約（以下「主特約」といいます。）の特約条項に定める高度障害状態に該当したことにより支払われる保険金等を含みます。

(注2) 名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。

(注3) 名称がいかなる場合であっても、死亡したことにより支払われる保険金等を含みます。ただし、5年ごと利差配当付こども保険、配偶者定期保険特約およびこども定期保険特約の保険金等に限り、適用されません。

第3条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

(1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、当会社所定の書類（別表1）およびその事情を証明する書類を提出し、当会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- ① 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと。
- ② 傷病名の告知を受けていないこと。
- ③ その他前①または②に準じた状態であること。

(2) 指定代理請求人が本条(1)の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを必要とします。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(3) 本条(1)および(2)により、保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

(4) 本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（注1）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を本条(1)①もしくは③に定める状態（注2）に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

- (注1) 保険料の払込免除の事由を含みます。
 (注2) 本条(1)③については、本条(1)①に準じた状態に限ります。
 (注3) 保険料の払込みを免除しないことを含みます。

第4条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

- (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。なお、指定代理請求人の指定が撤回された場合には、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。
 (2) 本条(1)の変更または撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当会社に対抗することができません。

第5条（告知義務違反による解除等の通知）

当会社が、主契約または主特約について告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者および主約款もしくは主特約の特約条項に定める通知先またはこれらの者の住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって、保険契約者および主約款もしくは主特約の特約条項に定める通知先に通知できないときは、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第7条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加された場合（注1）には、主約款または主特約の特約条項による指定代理請求人は撤回されたものとし、指定代理請求人に関する規定または介護年金および介護給付金（注2）の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

- (注1) その後に第4条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）の規定により指定代理請求人の指定が撤回された場合を含みます。
 (注2) 名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第9条（5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

- (1) この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、以下のとおり読み替えます。

	該当条文	読替前	読替後
①	第2条（特約の対象となる保険金等）	被保険者	保険契約者または被保険者
②	第3条（指定代理請求人による保険金等の請求）(2)	被保険者	保険契約者
③	別表1	被保険者	保険契約者

- (2) 5年ごと利差配当付こども保険が払済保険に変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとみなします。

第10条（一時払終身介護保険に付加した場合の特則）

この特約を一時払終身介護保険に付加した場合、第2条（特約の対象となる保険金等）（注2）中「名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。」とあるのは「名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含み、介護保険金の年金支払特則の適用を請求する権利を含みます。」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 特定状態保険金の請求書類

	項目	提出書類
1	指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の住民票と戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (3) 被保険者および指定代理請求人の健康保険証の写し等指定代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしていることが確認できる書類(ただし、指定代理請求人が第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)②①または②に該当する場合は不要。)
2	指定代理請求人の変更および指定の撤回	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

特別条件付保険特約条項 目次

第1条 特別条件の適用
第2条 特別条件

第3条 主約款および特約条項の規定の適用除外
第4条 解約

特別条件付保険特約条項

(平成23年8月2日改定)

第1条 (特別条件の適用)

- (1) 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に当会社の定める特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、主契約または主契約に付加される当会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）について、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。
- (2) 本条(1)の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、次の日を適用日とします。

	特別条件を適用する場合	適用日
①	主契約の締結の際	主契約の契約日
②	主契約の復活の際	復活の際の責任開始日(当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。)
③	主契約の契約日後に当会社の定める特約を付加する際	付加する特約の責任開始日。

- (3) この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第2条 (特別条件)

- (1) この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、次の①～⑤のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

① 保険金削減支払法

ア. 当会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が次のア～イのいずれかに該当するときは、次の算式で求められる金額を保険金として支払います。

- ア. 死亡したこと。
イ. 特定の疾病により所定の状態に該当したこと。
ウ. 高度障害状態になったこと。
エ. 介護保険金の支払事由に該当したこと。

$$\text{支払金額} = \frac{\text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額}}{\text{規定により支払うべき保険金額}} \times \text{下表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、保険料の払込済の主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の金額を支払います。

$$\text{支払金額} = \left(\frac{\text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額} - \text{支払事由に該当した時における責任準備金}}{\text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額}} \right) \times \text{下表の経過期間に応じた割合} + \text{支払事由に該当した時における責任準備金}$$

適用日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

イ. 前ア. の規定にかかわらず、主契約の被保険者が災害または感染症（別表2）により、死亡もしくは高度障害状態になったときまたは介護保険金の支払事由に該当したときは、支払うべき保険金の全額を支払います。

② 給付金削減支払法

当会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者が次のア. ～カ. のいずれかに該当するときは、次の算式で求められる金額を基準として、給付金を支払います。ただし、災害または感染症（別表2）による場合は、この限りではありません。

- ア. 入院をしたこと。
イ. 手術を受けたこと。
ウ. 放射線治療を受けたこと。
エ. 入院をしたのちに退院したこと。
オ. 通院をしたこと。

カ. 要介護状態となったこと。

給付金の基準とする金額 = 主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき給付金額 × 下表の経過期間に応じた割合

適用日からその日を含めて給付金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

③ 特別保険料領収法

- ア. 主契約または主特約の保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。
- イ. 主約款または主特約の特約条項の規定によって保険料の払込みが免除された場合は、同時に特別保険料の払込みを免除します。
- ウ. この特別条件が適用された主契約または主特約の解約返戻金は、特別保険料の計算の基礎に基づいて計算するものとし、主契約と合算して、保険証券に例示します。

④ 特定疾病・部位不担保法

当会社が定める不担保期間（注1）内に、別表1に定める特定疾病（注2）・身体部位のうち、この特別条件を適用する際に当会社が指定した特定疾病（注2）または身体部位に生じた疾病により主契約の被保険者が次のア～カ. のいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、感染症（別表2）による場合は、この限りではありません。また、主契約の被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

- ア. 入院をしたこと。
- イ. 手術を受けたこと。
- ウ. 放射線治療を受けたこと。
- エ. 入院をしたのちに退院したこと。
- オ. 通院をしたこと。
- カ. 要介護状態となったこと。

⑤ 特定障害不担保法

保険期間（注3）中に、主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金（注4）の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合でも、当会社は高度障害保険金（注4）の支払または保険料払込みの免除を行いません。

- (2) 給付金削減支払法が適用された5年ごと利差配当付総合終身保険普通保険約款、5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項の規定により入院給付金、介護給付金または終身介護給付金を支払うときは本条(1)②の規定を準用します。
- (3) 特定疾病・部位不担保法が適用された5年ごと利差配当付総合終身保険普通保険約款、5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項の規定により入院給付金、介護給付金または終身介護給付金を支払うときは本条(1)④の規定を準用します。
- (4) 保険金削減支払法が適用された収入保障特約条項の規定により特約遺族年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは本条(1)①の規定を準用します。
- (5) 保険金削減支払法が適用された家計保障定期保険普通保険約款の規定により保険金を支払うときは、その保険金支払事由発生時の保険金額が本条(1)①の規定により支払われる金額となるように基準給付金月額を変更します。この場合、変更後の基準給付金月額を基準として、家計保障定期保険普通保険約款の保険金の月払給付の規定により計算される給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、保険金の月払給付を取り扱いません。
- (6) 保険金削減支払法が適用された家計保障定期保険特約条項の規定により特約保険金を支払うときは、その特約保険金支払事由発生時の特約保険金額が本条(1)①の規定により支払われる金額となるように特約基準給付金月額を変更します。この場合、変更後の特約基準給付金月額を基準として家計保障定期保険特約条項の特約保険金の月払給付の規定により計算される給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、特約保険金の月払給付を取り扱いません。

（注1）適用日からその日を含めて計算します。また、保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとしします。

（注2）これと医学上重要な関係にあると当会社が認めた疾病を含みます。

（注3）保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとしします。

（注4）本条(1)⑤においては、名称がいかなる場合であっても、高度障害状態または身体障害の状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。

第3条（主約款および特約条項の規定の適用除外）

- (1) この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、次の①～⑥の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払

法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法の場合、または特定障害不担保法の場合はこの限りではありません。

- ① 延長定期保険への変更。ただし、主契約が5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合で、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
 - ② 払済保険への変更。ただし、主契約が5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合で、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
 - ③ 保険期間の変更
 - ④ 保険料払込期間の変更
 - ⑤ 保険料の払込完了
 - ⑥ 保険契約の更新
- (2) この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、次の①～④の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法の場合、または特定障害不担保法の場合はこの限りではありません。
- ① 延長定期保険への変更。ただし、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
 - ② 払済保険への変更。ただし、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
 - ③ 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更、保険料払込期間の変更または保険料払込みの完了を伴う主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特則の適用
 - ④ 特別条件を適用した主特約の更新および復旧

第4条（解約）

保険契約者は、主契約と同時になければ、この特約を解約することはできません。

別表1 特定疾病・部位不担保法により不担保とする疾病・部位

	身体部位の名称
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（その神経を含みます。）
22	胸椎部（その神経を含みます。）
23	腰椎部（その神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（その神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）

	特定疾病の名称
38	異常妊娠・異常分娩（帝王切開を含みます。）
39	胆石・胆嚢炎
40	腎・尿路結石
41	痔瘻・痔核・脱肛・肛門周囲膿瘍
42	白内障
43	皮膚炎・湿疹（アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎を含みます。）
44	副鼻腔炎・蓄膿症
45	骨折等の内固定具抜去

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. コレラ	A00
2. 腸チフス	A01.0
3. パラチフスA	A01.1
4. 細菌性赤痢	A03
5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6. ペスト	A20
7. ジフテリア	A36
8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9. ラッサ熱	A96.2
10. クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
11. マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
12. エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
13. 痘瘡	B03
14. 重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	U04

特約

特別条件付保険特約条項

保険料口座振替特約条項 目次

第1条	特約の適用	第7条	特約の消滅
第2条	責任開始日および契約日の特則	第8条	主約款の適用
第3条	保険料率	第9条	がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則
第4条	保険料の払込み	第10条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則
第5条	保険料口座振替不能の場合の取扱い		
第6条	諸変更		

保険料口座振替特約条項

(平成22年8月2日改定)

第1条 (特約の適用)

- (1) この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。
- (2) この特約を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
 - ① 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること。
 - ② 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座（当社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、その委託機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること。

第2条 (責任開始日および契約日の特則)

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（注）を当社の責任開始日（当社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日（注）の属する月の翌月1日とします。
- (2) この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (3) 本条(1)および(2)の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条(1)および(2)に規定する契約日を基準として計算します。ただし、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生したときは、当社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。
- (4) 本条(3)ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。
- (5) 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(注) 第1回保険料が指定口座から振り替えられた日をいいます。

第3条 (保険料率)

- (1) この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
 - ① 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、当社所定の割引率で保険料を割引します。
 - ② 保険料の振替貸付が行われたとき。

第4条 (保険料の払込み)

- (1) 保険料は主約款の規定にかかわらず、払込期月中の当社の定めた日（以下「振替日」といいます。）（注）に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとします。
- (2) 本条(1)の場合、振替日（注）に保険料の払込みがあったものとします。
- (3) 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- (4) 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを必要とします。
- (5) 口座振替によって払い込まれた保険料については、当社はその領収証を発行しません。

(注) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第5条 (保険料口座振替不能の場合の取扱い)

- (1) 振替日（注1）に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、その振替日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責

- 任開始日および契約日の特則) (1)の規定は適用しません。
- (2) 振替日(注1)に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、次のとおり取り扱います。
- ① 月払契約の場合、翌月分の振替日(注1)に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月の過ぎた保険料について払込みがあったものとします。
 - ② 年払契約または半年払契約の場合、振替日の属する月の翌月の応当日(注2)に再度口座振替を行います。
- (3) 本条(2)の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

(注1) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

(注2) 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第6条 (諸変更)

- (1) 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当会社およびその金融機関に申し出てください。
- (2) 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ当会社およびその提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- (3) 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- (4) 当会社は、当会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条 (特約の消滅)

- (1) 次の場合には、この特約は効力を失います。
 - ① 保険契約が消滅または失効したとき。
 - ② 保険料の前納がなされたとき。
 - ③ 保険料の一括払込みがなされたとき。
 - ④ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
 - ⑤ 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき。
 - ⑥ 第1条(特約の適用)(2)に定める条件に該当しなくなったとき。
- (2) 本条(1)③の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

第8条 (主約款の適用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第9条 (がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則)

この特約をがん保険またはがん治療支援保険に付加した場合には、次の①～⑦の取扱いをし、第2条(責任開始日および契約日の特則)の規定は適用しません。

- ① この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注)を保険期間の始期とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- ② この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- ③ 当会社の責任開始期は、前①および②に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
- ④ 前①および②の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①および②に規定する契約日を基準として計算します。
- ⑤ 前①および②に定める保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由が発生したときは、前①～④の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算します。
- ⑥ 前⑤に定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。
- ⑦ 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前①～⑤の規定にかかわらず、契約日は保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(注) 第1回保険料が指定口座から振り替えられた日をいいます。

第10条 (責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① 責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の規定によるものとし、第2条(責任開始日および契約日の特則)および第9条(がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則)

の規定は適用しません。

- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第4条（保険料の払込み）(1)および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の当会社の定めたる日を第1回保険料の振替日とし、その日（注1）に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。
- ③ 第1回保険料から口座振替を行う場合で、第1回保険料の振替日（注1）（注2）に口座振替が不能となったとき（注3）は、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱い）(1)および前②の規定にかかわらず、次のア．～ウ．のとおり取り扱います。
- ア．月払契約の場合、第1回保険料の振替日（注2）の属する月の翌月の応当日（注4）に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たず、1か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料について払込みがあったものとします。
- イ．年払契約または半年払契約の場合、第1回保険料の振替日（注2）の属する月の翌月の応当日（注4）に口座振替を行います。
- ウ．前ア．またはイ．の規定による口座振替が不能の場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、当社が指定する方法で払い込んでください。

（注1）振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

（注2）責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。

（注3）提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。

（注4）応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

団体扱特約条項Ⅰ 目次

第1条	取扱いの範囲
第2条	契約日の特則
第3条	保険料率
第4条	保険料の払込み
第5条	月払保険料の一括払

第6条	猶予期間
第7条	特約の失効
第8条	がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則

団体扱特約条項Ⅰ

(平成22年3月2日改定)

第1条 (取扱いの範囲)

- (1) 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件を満たす場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱いをします。
 - ① 保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること。
 - ② 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること。
- (2) 本条(1)②の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを必要とします。
- (3) 本条(1)の取扱いを行うときは、当会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

- (1) 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。
- (3) 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条(1)の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

- (1) この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、次の①または②のとおりとします。
 - ① 団体が次のいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
 - ア. その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき。
 - イ. その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき。
 - ウ. その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき。
 - エ. その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前ア.～ウ.のいずれかに該当する事業所が他にあるとき。
 - ② 団体が前①ア.～エ.のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
- (2) 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が本条(1)①に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもどらないときは、当会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第4条 (保険料の払込み)

- (1) 第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合には、団体の代表者が当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- (2) 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- (3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで当会社に払い込む場合には、保険料を給与から控除した日（注）をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限りです。
- (4) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで当会社に払い込む場合には、保険料の指定口座から団体の口座への振替日（注）をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限りです。
- (5) 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(注) あらかじめ当社と団体との間で取り決めることを必要とします。

第5条 (月払保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、当社の定める方法により、当月分以後の保険料(注)を一括払することができます。この場合、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

(注) 3か月分以上12か月分以下の保険料に限ります。

第6条 (猶予期間)

(1) 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法 (回数)	猶予期間
①	月払 (年12回払)	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払 (年2回払)	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで
③	年払 (年1回払)	ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで

(2) 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。

(3) 保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込みについて本条(2)の規定を準用します。

第7条 (特約の失効)

(1) 次の場合には、この特約は効力を失います。

- ① 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき。
- ② 保険契約者または被保険者の数が第1条(取扱いの範囲)(1)および(2)に規定する人数未満に減少し、その後3か月(注)を経過しても規定の人数にもとらないとき。
- ③ 保険金額、年金額または入院給付金日額の減額その他により、保険金額、年金額または入院給付金日額が当社の定めた金額を下回るとき。
- ④ 保険料の振替貸付を行ったとき。
- ⑤ 保険料の前納取扱いをしたとき。
- ⑥ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
- ⑦ 当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき。

(2) 本条(1)の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱いに変更し、保険料率を将来に向かって更正します。

(3) 団体月払取扱いを個人扱の年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(注) 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

第8条 (がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則)

(1) この特約を団体月払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加した場合には、次の①または②の取扱いをし、第2条(契約日の特則)の規定は適用しません。

① 第1回保険料を団体の代表者に取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア. この特約を付加した保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

イ. 主約款に定める保険期間の始期から前ア. の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて保険料の払込免除事由が発生したときは、前ア. の規定にかかわらず契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。

ウ. 主約款および前ア. の規定にかかわらず、当社の責任開始期は、次のいずれか遅い日とします。

(ア) 主約款に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて60日を経過した日の翌日

(イ) 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

エ. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前ア. およびイ. の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

② 第2回以後の保険料から団体の代表者に取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア. この特約を付加した保険契約の契約日に関しては、前①ア. およびイ. の規定を準用します。

イ. 前ア. の規定にかかわらず、当社の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算します。

ウ. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前ア. およびイ. の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、当社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

(2) この特約を団体年払または半年払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加し、かつ第1回保険料を団体の代表者に取りまとめて払い込む場合、当社の責任開始期に関しては、本条(1)①ウ. の規定を準用します。

(3) がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約を付加した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、

- 当会社の責任開始期に関しては、保険契約の締結の際に適用される主約款および特約条項の規定を適用します。
- (4) がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約が効力を失った場合であっても、当会社の責任開始期に関しては、この特約条項の規定を適用します。

団体扱特約条項Ⅱ 目次

第1条	取扱いの範囲
第2条	契約日の特則
第3条	保険料率
第4条	保険料の払込み
第5条	月払保険料の一括払

第6条	猶予期間
第7条	特約の失効
第8条	がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則

団体扱特約条項Ⅱ

(平成22年3月2日改定)

第1条 (取扱いの範囲)

- (1) 組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件を満たす場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱いをします。
 - ① 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（以下「事業保険」といいます。）。
 - ② 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること。
 - ③ 団体を代表する者のあることを必要とし、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること。
- (2) 本条(1)②の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを必要とします。
- (3) 本条(1)の取扱いを行うときは、当会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

- (1) 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。
- (3) 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条(1)の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条 (保険料の払込み)

- (1) 第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合には、団体の代表者が当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- (2) 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- (3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで当会社に払い込む場合には、保険料の指定口座から団体の口座への振替日（注）をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限りです。
- (4) 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(注) あらかじめ当会社と団体との間で取り決めることを必要とします。

第5条 (月払保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料（注）を一括払することができます。この場合、普通保険料率を基準として、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

(注) 3か月分以上12か月分以下の保険料に限りです。

第6条 (猶予期間)

- (1) 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法（回数）	猶予期間
①	月払（年12回払）	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払（年2回払）	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払（年1回払）	

- (2) 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- (3) 保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込みについて本条(2)の規定を準用します。

第7条（特約の失効）

- (1) 次の場合には、この特約は効力を失います。
- ① 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき。
 - ② 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱いの範囲）(1)および(2)に規定する人数未満に減少し、その後3か月（注）を経過しても規定の人数にもどらないとき。
 - ③ 保険金額、年金額または入院給付金日額の減額その他により、保険金額、年金額または入院給付金日額が当社の定めた金額を下回るとき。
 - ④ 保険料の振替貸付を行ったとき。
 - ⑤ 保険料の前納取扱いをしたとき。
 - ⑥ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
 - ⑦ 当会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき。
- (2) 本条(1)の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱いに変更します。
- (3) 団体月払取扱いを個人扱の年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

（注） 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

第8条（がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則）

- (1) この特約を団体月払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加した場合には、次の①または②の取扱いをし、第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。
- ① 第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。
 - ア. この特約を付加した保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - イ. 主約款に定める保険期間の始期から前ア. の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて保険料の払込免除事由が発生したときは、前ア. の規定にかかわらず契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。
 - ウ. 主約款および前ア. の規定にかかわらず、当社の責任開始期は、次のいずれか遅い日とします。
 - (ア) 主約款に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - (イ) 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - エ. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前ア. およびイ. の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料から団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。
 - ア. この特約を付加した保険契約の契約日に関しては、前①ア. およびイ. の規定を準用します。
 - イ. 前ア. の規定にかかわらず、当社の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算します。
 - ウ. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前ア. およびイ. の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、当社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。
- (2) この特約を団体年払または半年払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加し、かつ第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合、当社の責任開始期に関しては、本条(1)①ウ. の規定を準用します。
- (3) がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約を付加した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、当社の責任開始期に関しては、保険契約の締結の際に適用される主約款および特約条項の規定を適用します。
- (4) がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約が効力を失った場合であっても、当社の責任開始期に関しては、この特約条項の規定を適用します。

保険料クレジットカード払特約条項 目次

第1条	特約の適用
第2条	契約日の特則
第3条	保険料率
第4条	保険料の払込み

第5条	他の保険料の払込方法（経路）への変更
第6条	特約の消滅
第7条	主約款の規定の準用

保険料クレジットカード払特約条項

（平成22年3月2日改定）

第1条（特約の適用）

- (1) この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。
- (2) 本条(1)のクレジットカードは、保険契約者が、当会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
- (3) 当社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとします。
- (4) 当社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合に、この特約に定める取扱いを行います。

第2条（契約日の特則）

保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① この特約が適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、当社の責任開始日（当社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。ただし、がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合は、保険期間の始期とします。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
- ② 当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当社が主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前①の規定にかかわらず、当社の責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。
- ③ 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、前①および②の規定にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条（保険料率）

- (1) この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたときは、普通保険料率を適用します。この場合、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第4条（保険料の払込み）

- (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時（注1）に、当社が第1回保険料を受け取ったものとします。
- (2) 本条(1)の場合、当社が、保険契約の申込を承諾したときは、当社の責任開始日を保険契約者に通知します。ただし、当社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
- (3) 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の当社の定められた日に、当社に払い込まれるものとします。
- (4) 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを必要とします。
- (5) 当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（注2）については、本条(3)（注3）の規定は適用しません。
 - ① 当社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと。
 - ② 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと。
- (6) 本条(5)の場合、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

（注1）当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時とします。

（注2）第1回保険料を含みます。

（注3）第1回保険料の場合は本条(1)とします。

第5条（他の保険料の払込方法（経路）への変更）

保険契約者は、あらかじめ当社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

第6条（特約の消滅）

- (1) 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
- ① 保険契約が消滅または失効したとき。
 - ② 保険料の前納がなされたとき。
 - ③ 保険料の一括払込みがなされたとき。
 - ④ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
 - ⑤ 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき。
 - ⑥ 当社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき。
 - ⑦ 当社がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき。
 - ⑧ カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき。
- (2) 本条(1)③の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。
- (3) 本条(1)⑥～⑧までの場合、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）への変更を行ってください。

第7条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

責任開始期に関する特約条項 目次

第1条	特約の適用	第6条	特約の解約
第2条	責任開始期および契約日	第7条	第1回保険料の払込み前の保険契約の解約返戻金
第3条	第1回保険料の払込みおよび猶予期間	第8条	主約款の規定の準用
第4条	第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合	第9条	がん治療支援保険に付加した場合の特則
第5条	第1回保険料が払い込まれないことによる無効	第10条	5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則

責任開始期に関する特約条項

(平成22年8月2日制定)

(この特約の概要)

この特約は、第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の払込みを責任開始期の要件とせず、当社が保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

- (1) この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。
- (2) この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第2条（責任開始期および契約日）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① 保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（当社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。以下同じ。）とし、その時の属する日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- ② 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生したときは、責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- ③ 前②ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

第3条（第1回保険料の払込みおよび猶予期間）

- (1) 保険契約者は、第1回保険料を払込期間内に当社に払い込んでください。
- (2) 第1回保険料の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。
- (3) 第1回保険料の払込みについては、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

第4条（第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合）

- (1) 第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。
- (2) 本条(1)の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（注1）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注1）を払い込んでください。第1回保険料（注1）の払込みがない場合には、当社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
- (3) 第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注2）を払い込んでください。第1回保険料（注2）の払込みがない場合には、当社は、保険料の払込みを免除しません。
- (4) 月払の保険契約に本条(2)または(3)の規定が適用され、かつ、第2条（責任開始期および契約日）②ただし書きの規定により責任開始日を契約日とするときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

（注1） 本条(1)ただし書きの規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。

（注2） 主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険

料を含みます。

第5条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

- (1) 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条(1)に該当し、かつ、前条(2)に該当しない場合を除きます。
- (2) 本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、主契約と同時でなければ、この特約を解約することはできません。

第7条（第1回保険料の払込み前の保険契約の解約返戻金）

第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金はありません。

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条（がん治療支援保険に付加した場合の特則）

この特約をがん治療支援保険に付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、次の①～⑥の取扱いをし、第2条（責任開始期および契約日）および第4条（第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合）(4)の規定は適用しません。

- ① 保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の保険期間の始期とし、その時の属する日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- ② 主契約の責任開始期は、前①に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
- ③ 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①に定める契約日を基準として計算します。ただし、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由が発生したときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- ④ 前③ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。
- ⑤ 第3条（第1回保険料の払込みおよび猶予期間）(2)中、「責任開始日」とあるのは「保険期間の始期」と読み替えます。
- ⑥ 月払の保険契約に第4条（第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合）(2)または(3)の規定が適用され、かつ、前③ただし書きの規定により保険期間の始期の属する日を契約日とするときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第10条（5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

保険会社からのお願い

1. 転居、住居表示の変更、その他契約内容変更(名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失)などの場合には、お手数でも、下記総合カスタマーセンター、支社または取扱者／代理店にお知らせください。
2. ご契約に関する照会、ご通知の際には証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご住所を明記してください。
3. あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券、領収証は大切に保管してください。

保険契約についてのお問い合わせ、ご相談がございましたら、ご遠慮なく下記総合カスタマーセンター、支社または代理店へお申し出ください。なお、ご照会の際には、必ず保険証券をご準備ください。

あんしん生命 総合カスタマーセンター

 **0120-016-234**

<受付時間> 平日 9:00~18:00

土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に・・・

- ・保険契約の締結と生命保険募集人の権限……………しおり 16
- ・クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)……………しおり 17
- ・健康状態・職業等の告知義務……………しおり 18
- ・保険会社の責任開始期……………しおり 19
- ・保険金・給付金等をお支払いできない場合……………しおり 31
- ・保険料のお払込み……………しおり 46
- ・保険料の払込期月と猶予期間および復活について……………しおり 48
- ・ご契約の解約と解約返戻金……………しおり 56

などは、ご契約に際して是非ご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など営業社員・代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

生命保険についてのご相談・お問い合わせは

あんしん生命 総合カスタマーセンター

<受付時間> 平日 9:00～18:00

土曜 9:00～17:00

 0120-016-234

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16

ホームページ：<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

<事務代行会社>
<取扱者/代理店>